

554-239

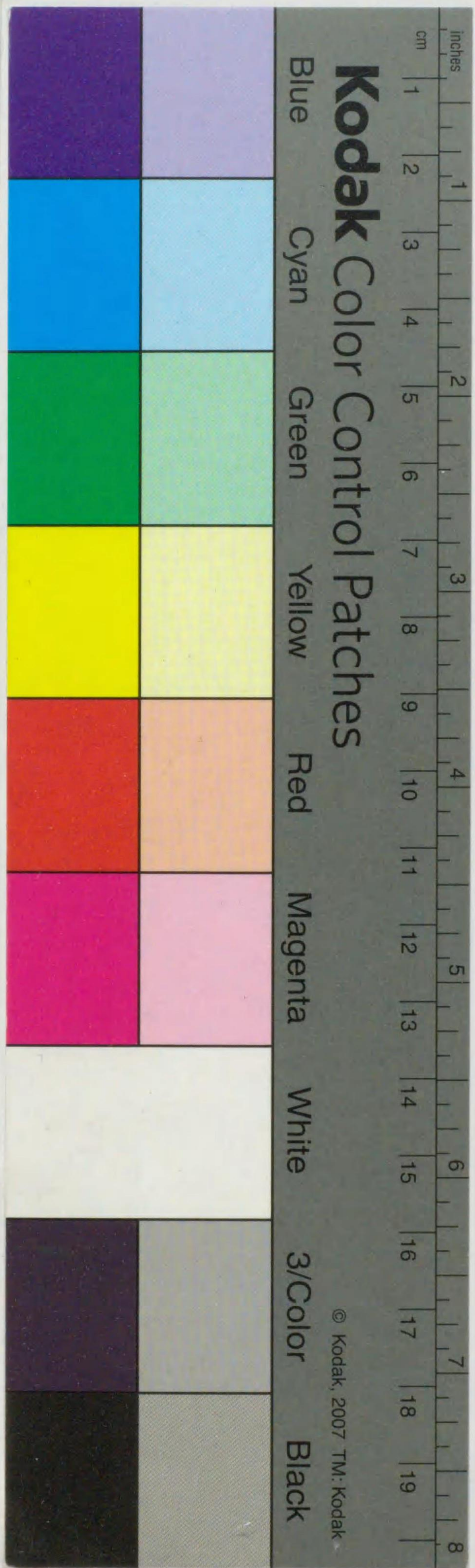
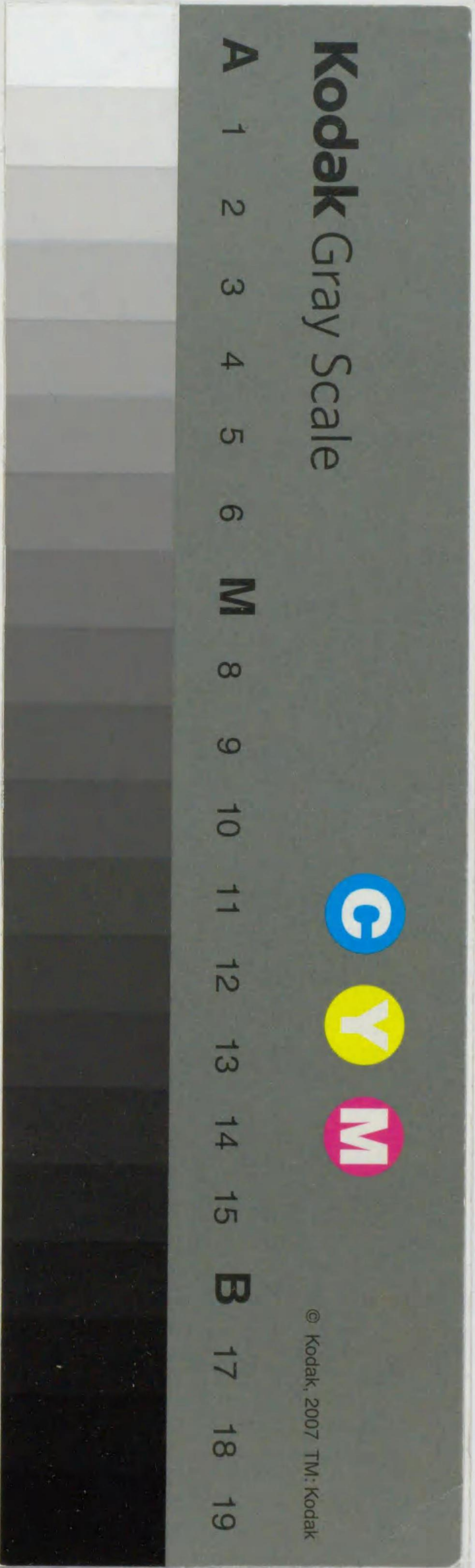


1200501510014

554

239

口 複写





長岡市史

長岡市役所編纂

發行所寄贈本





鄉華

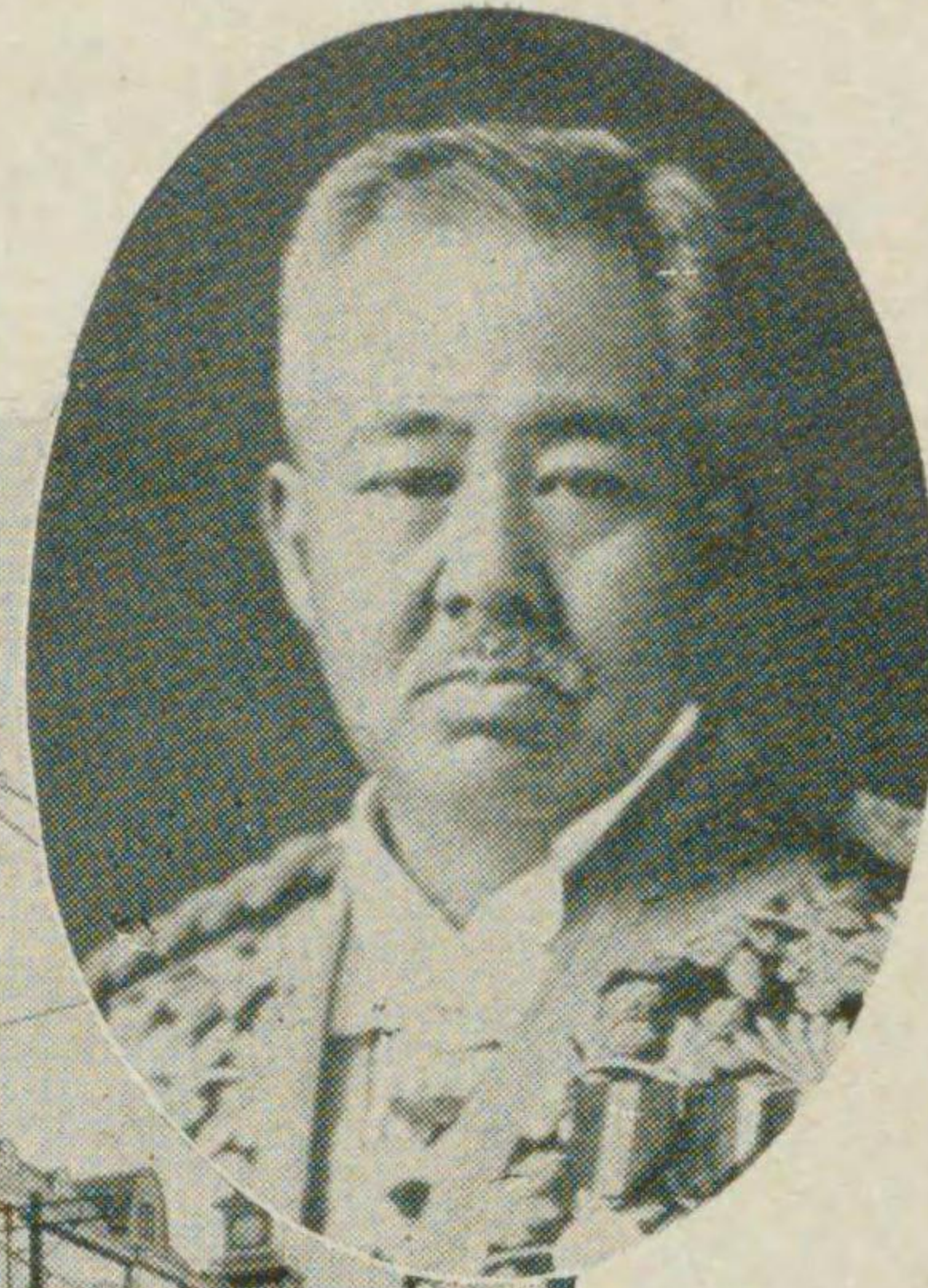


昭和辛未

華堂寫



第一代市長牧野忠篤子



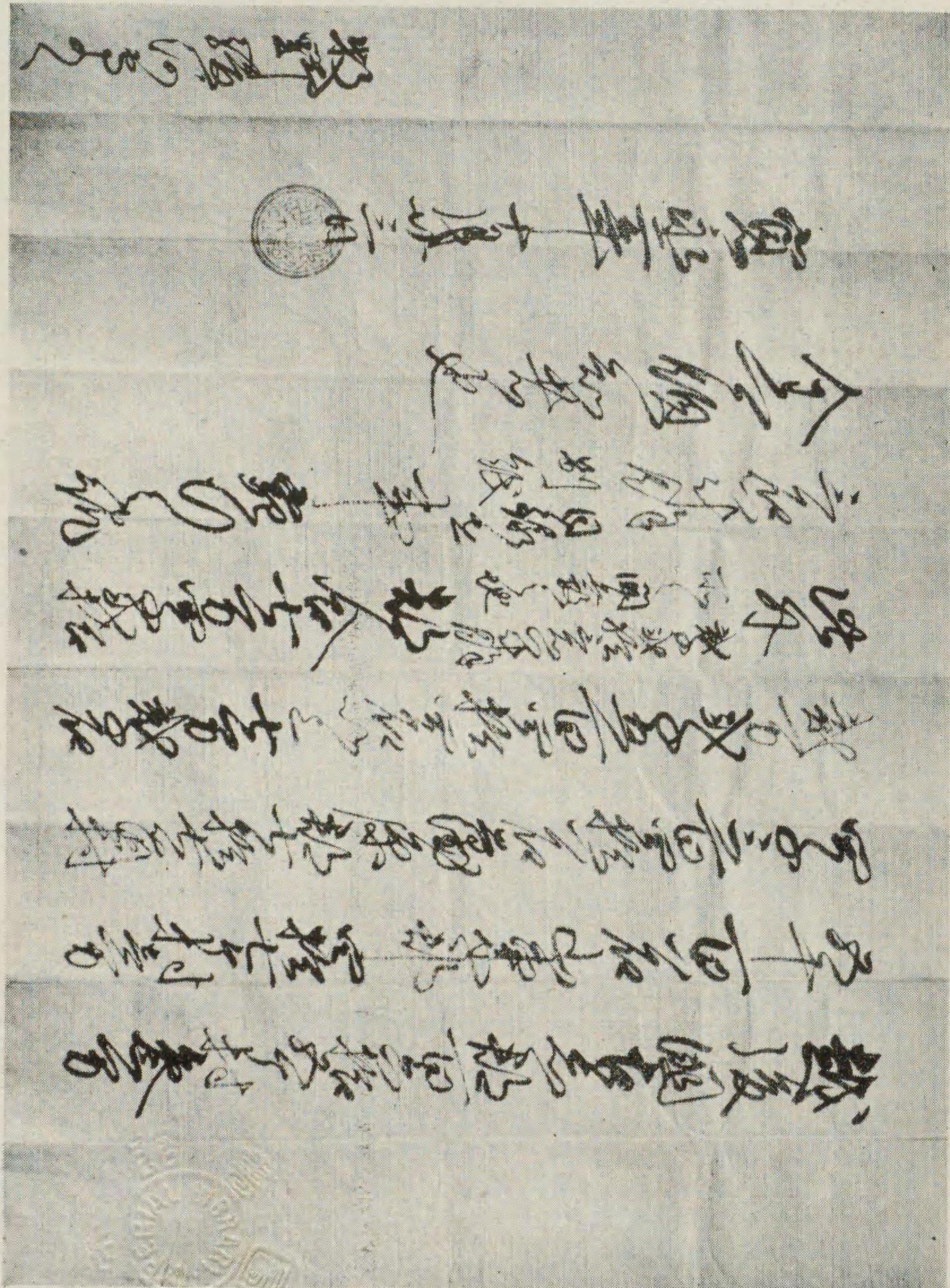
（影攝氏曲玉尾長） 所 役 市 岡 長

長岡市歌

- 一 荻柴あをしの森の緑こ濃く 汪洋わうやう盡きさぬ信濃川
越後平野の中心と いや榮さかえ行く長岡市
- 二 その昔むかしより鍛きたへたる 正義質朴剛健の
心雄々こゝろしく悠久に 礎いしづゑ固かき長岡市
- 三 進すすみて止やまぬ心もて 殖産興業とこしへに
裏日本むらじっぽんの覇はたるべき 希望のぞみ輝あり長岡市



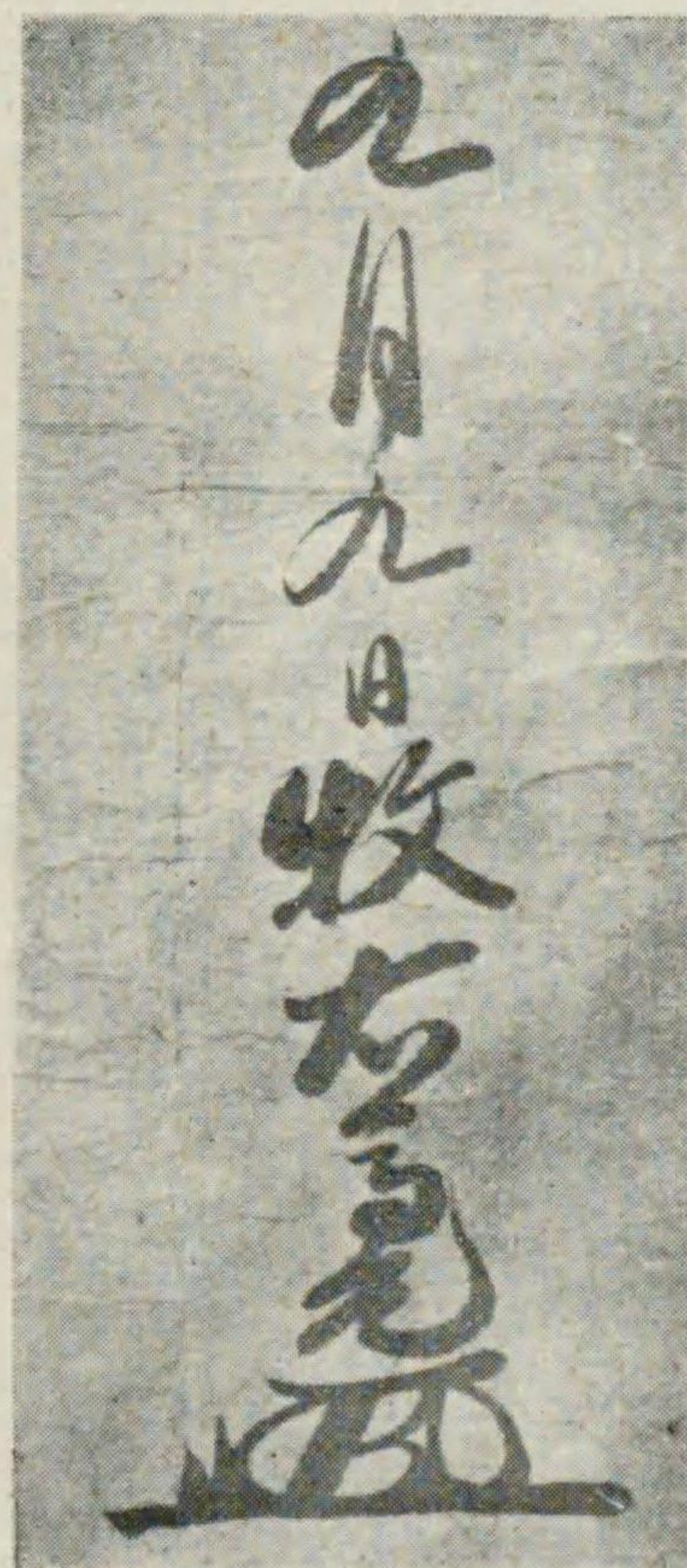
(藏家爵子野牧)



狀 印 朱 忠 秀 川 德



(藏寺凉榮) 像 木 公 成 忠



忠成公署名華押

(牧野子爵家藏)

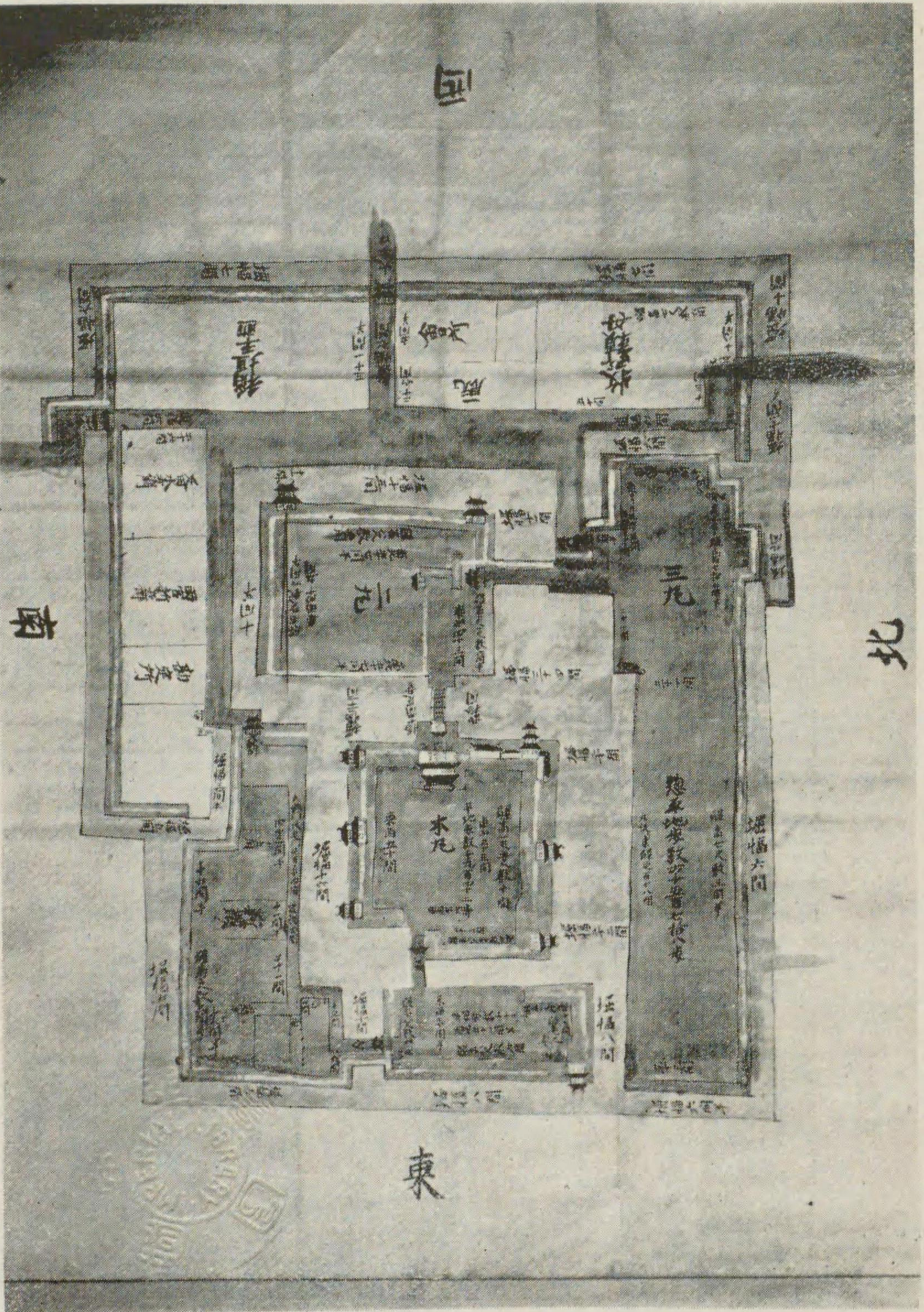


(藏家爵子野牧) 幅の拜御孝忠



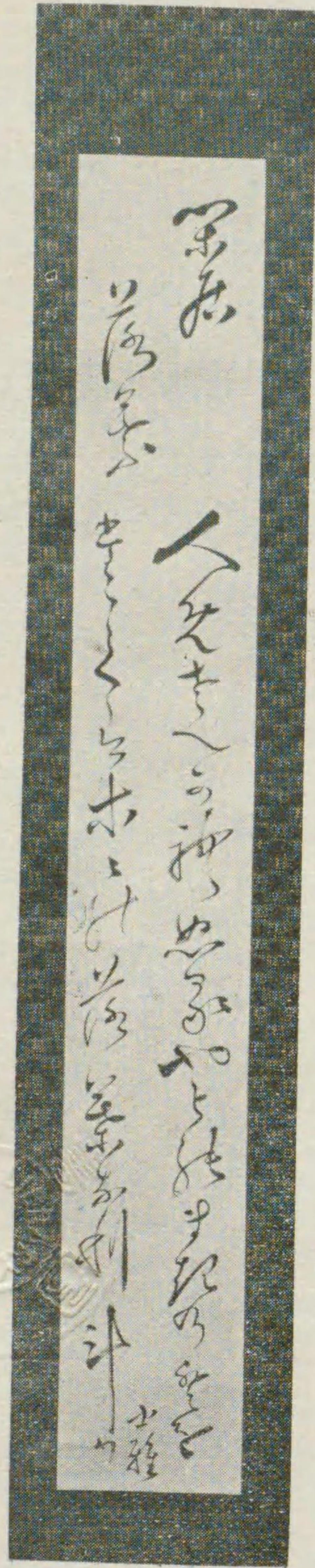
(藏氏郎次釋泉今)

長岡城鳥瞰圖



(藏氏郎次釋泉今)

長岡城平面圖 (もの前失燒月三年三十保享)



忠雅公筆

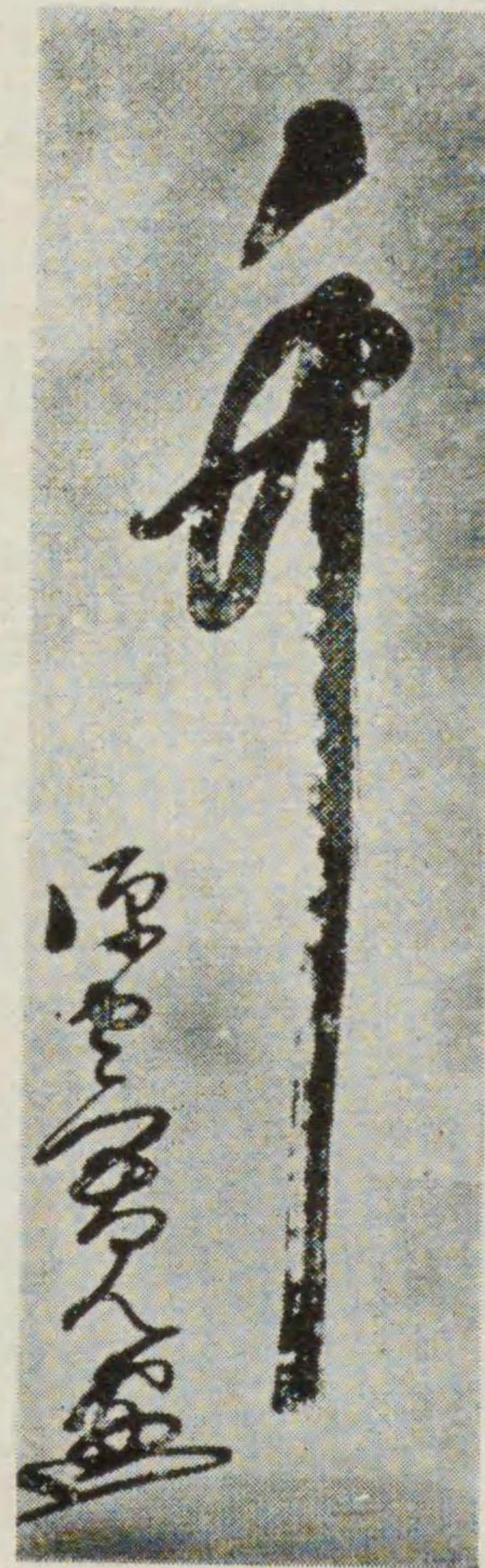


忠精公畫

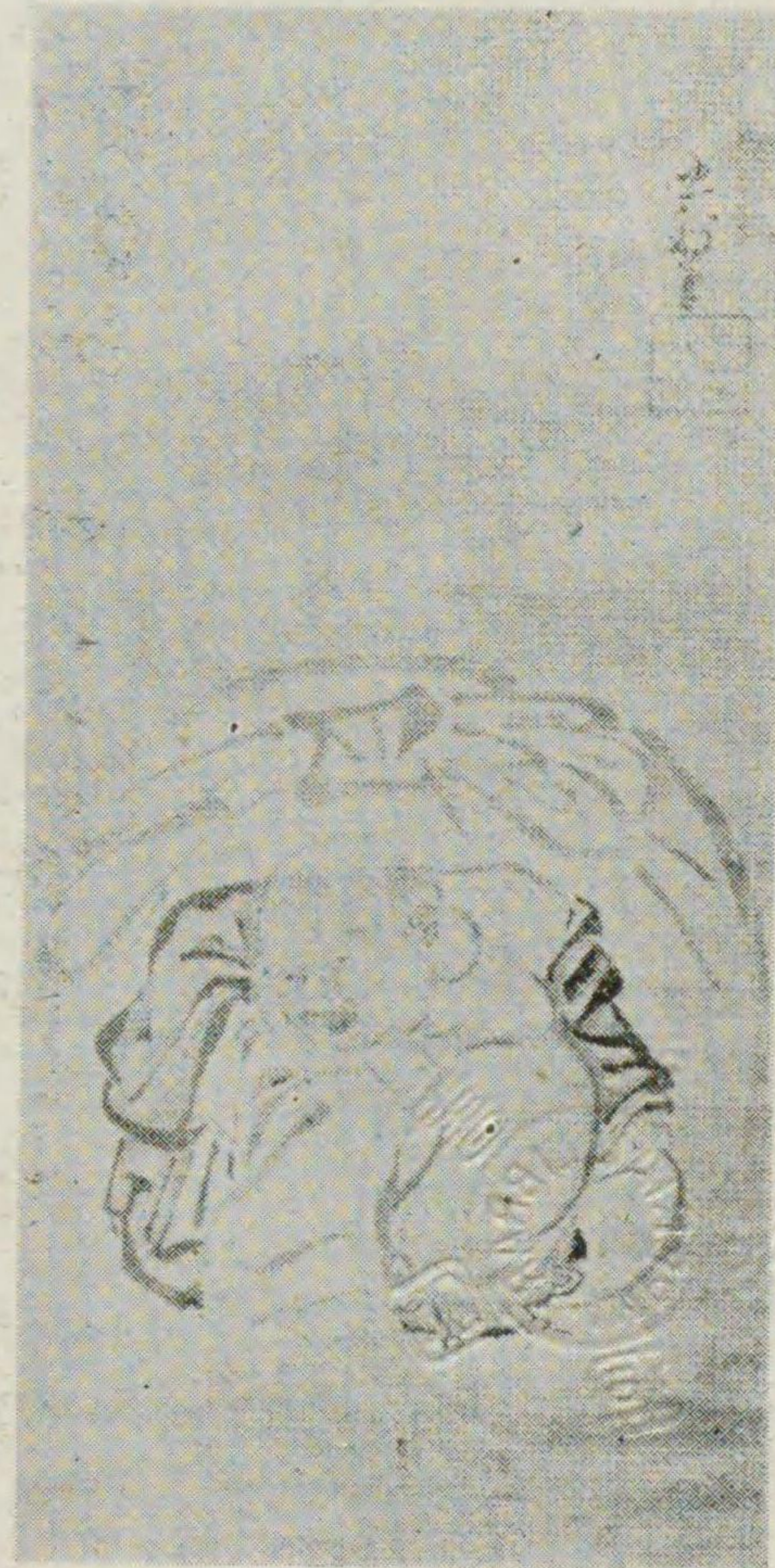
(藏家爵子野牧)



忠辰公筆



忠寛公筆

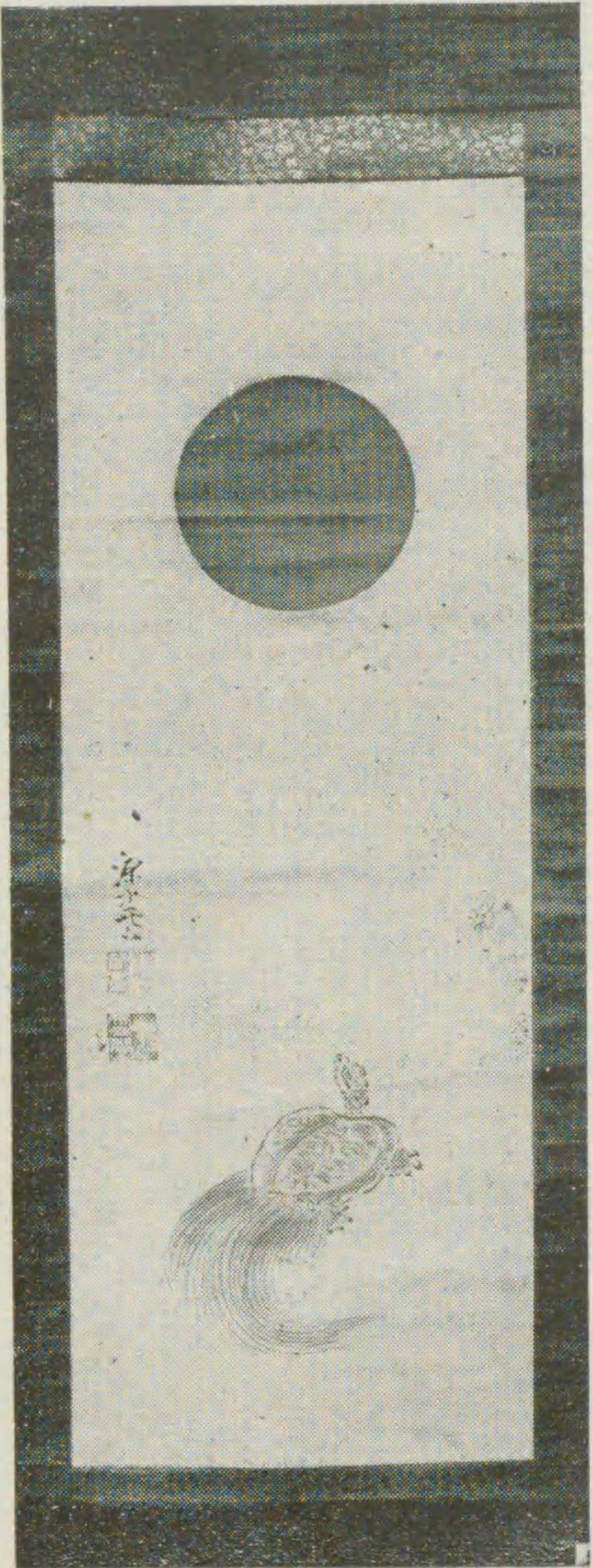
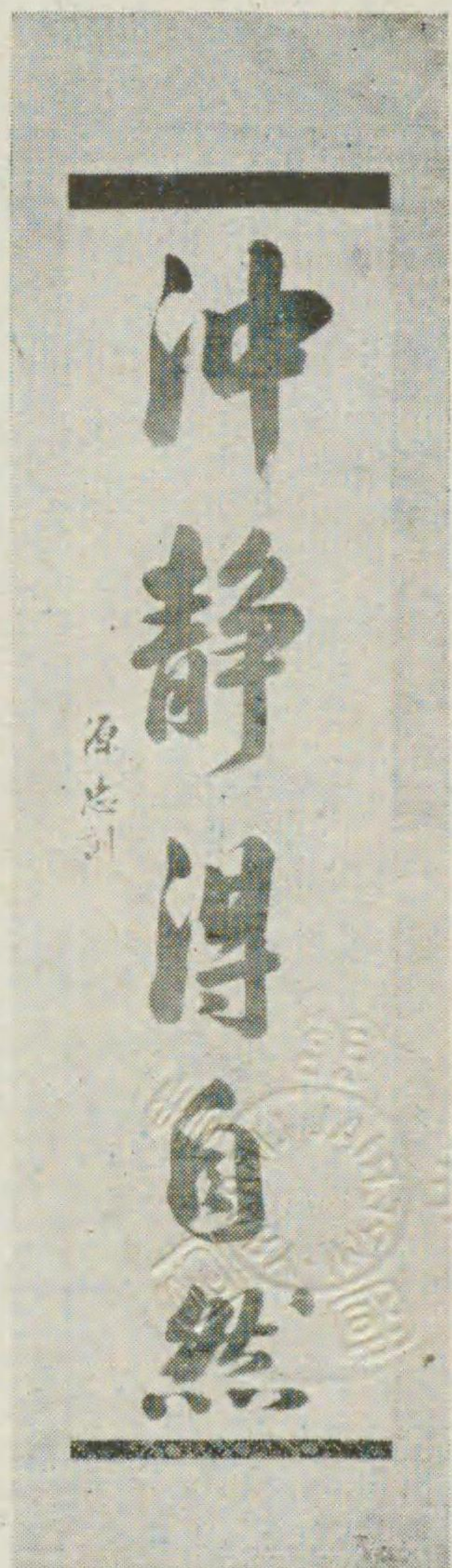


忠利公畫

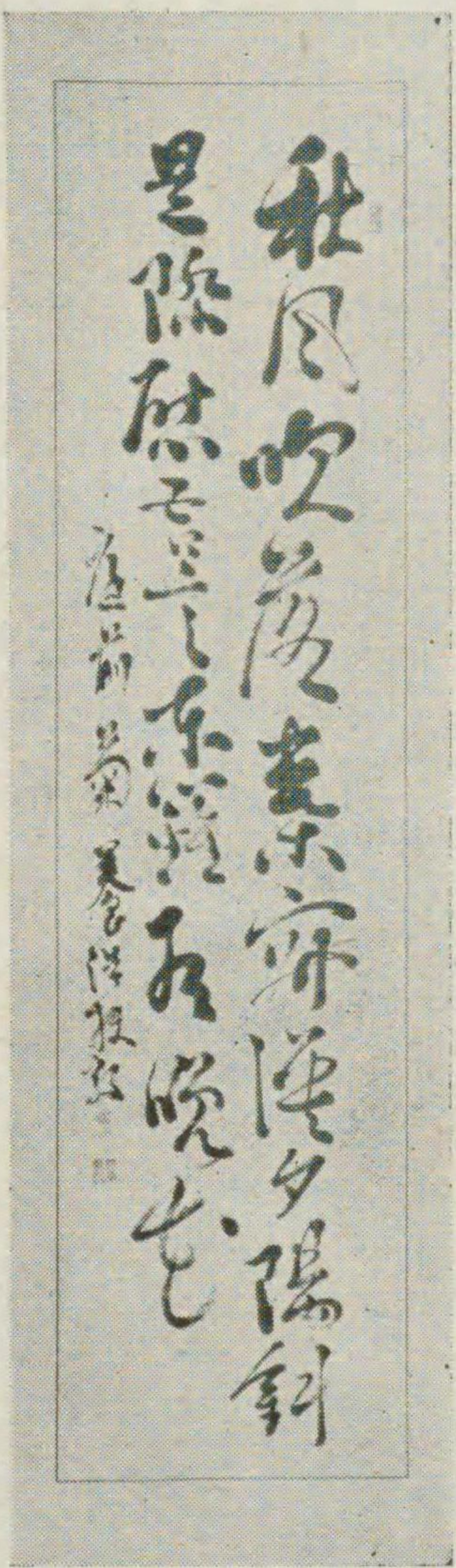
(藏家爵子野牧)

忠訓公筆

忠恭公畫



(牧野子爵家藏)

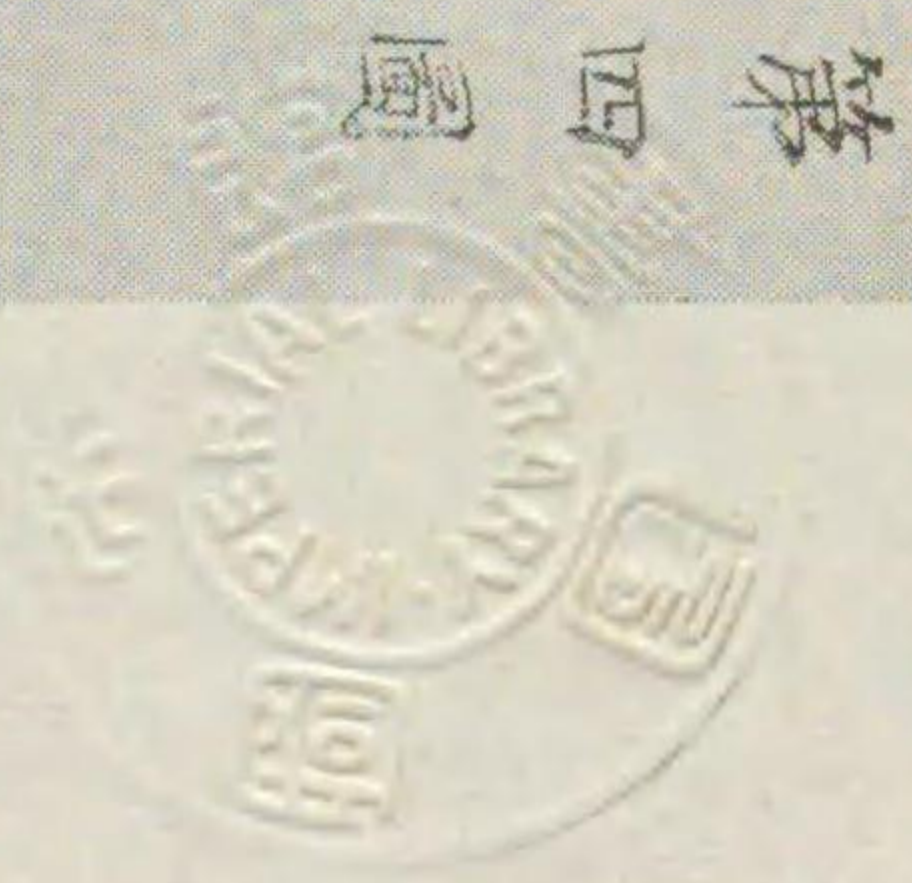


忠毅公筆



(番第十四第瀬浦字大村木山)

例一の劃區地割



右條 杉本 貞吉
 林苑 天皇 神武 天皇
 熱 日 本 國 中 心 十
 解 州 大 小 神 祇 珠
 當 而 志 守 藏 王
 權 現 八 幡 大 善 持 薩
 天 海 大 自 在 三 神
 初 類 春 屬 神 祇 對 覽
 符 者 中 奏 志 也 仍
 記 清 文 如 件
 於 行
 第 四 會 堂
 五 拜 堂
 小 林 秘 也
 可 別 也
 富 岡 市 堂
 別 堂 殿
 右 川 涼 亭
 五 尊 文 庫 藏

(人役町岡長)

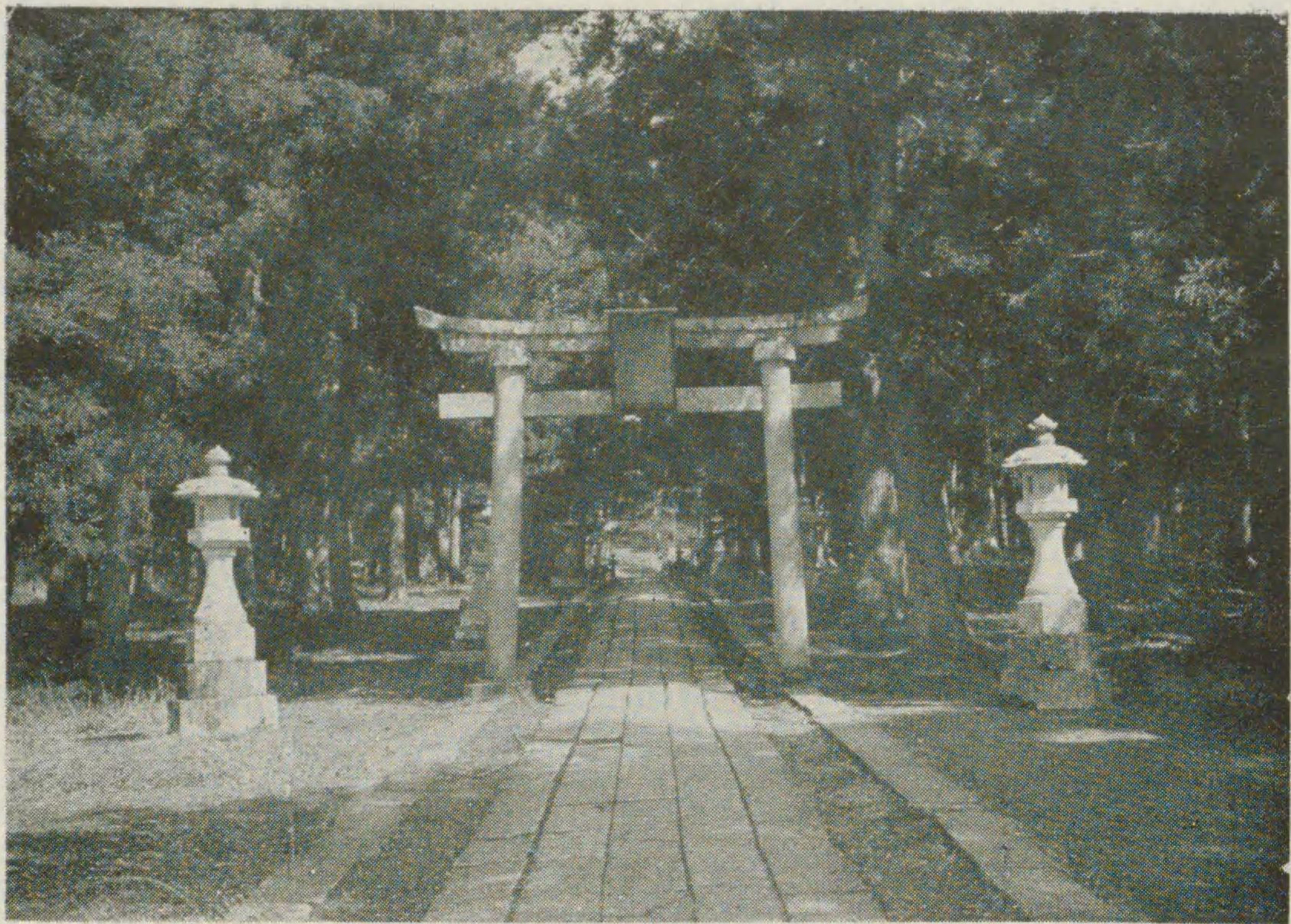
詞

警

生
 禮
 齋

紙王牛たし付貼に詞警

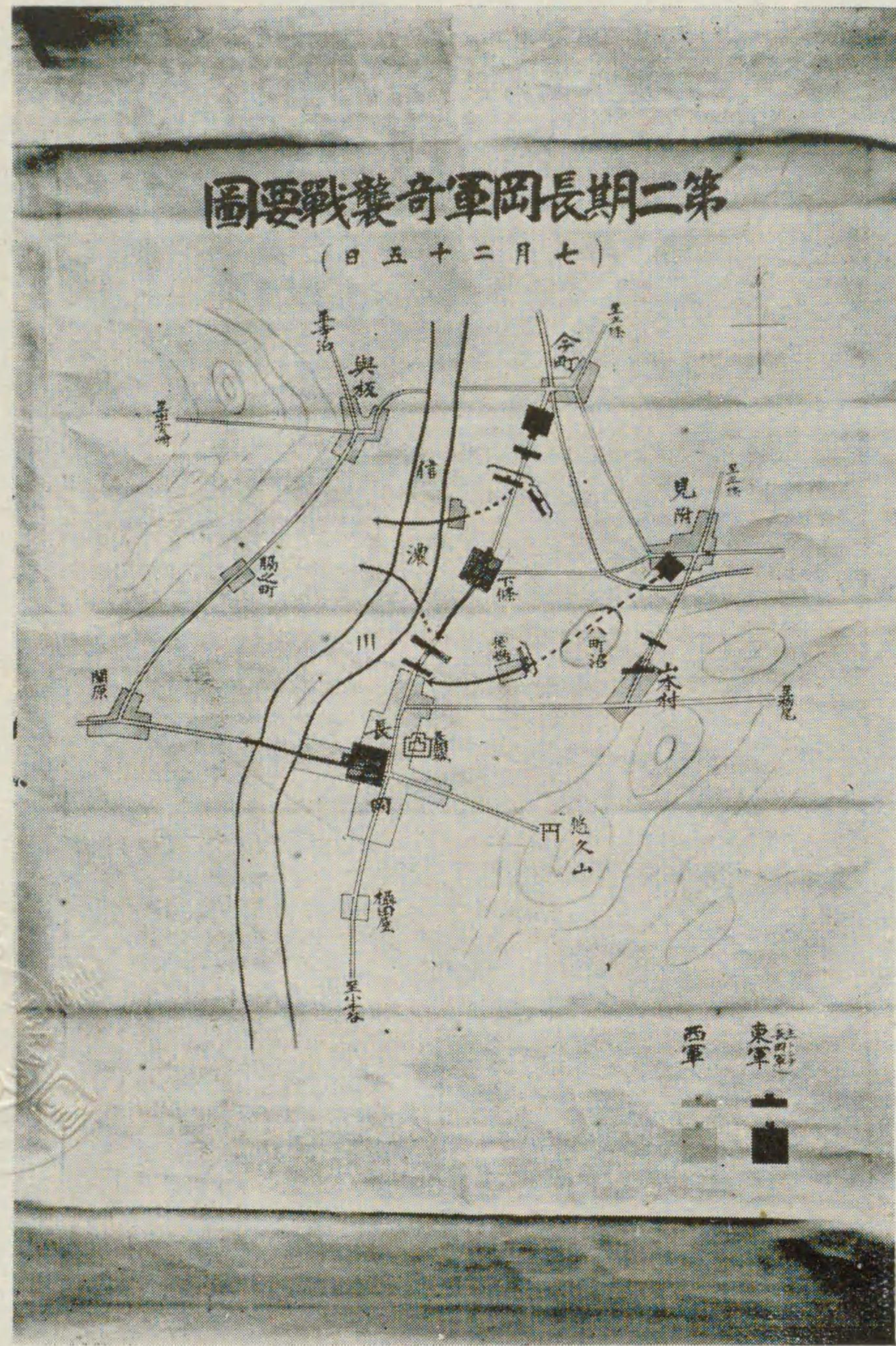
(五尊文庫藏)



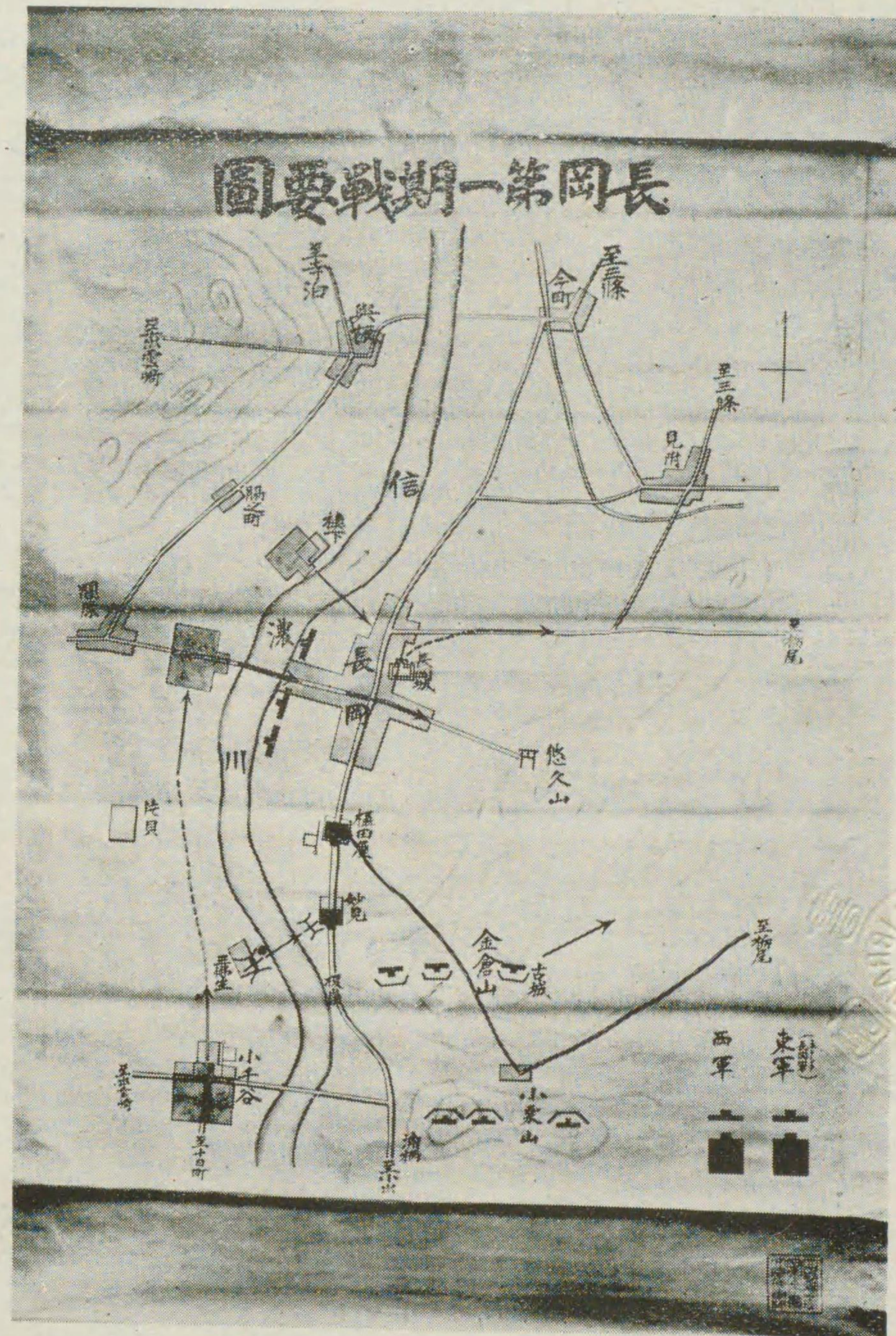
登柴神社參道の一部



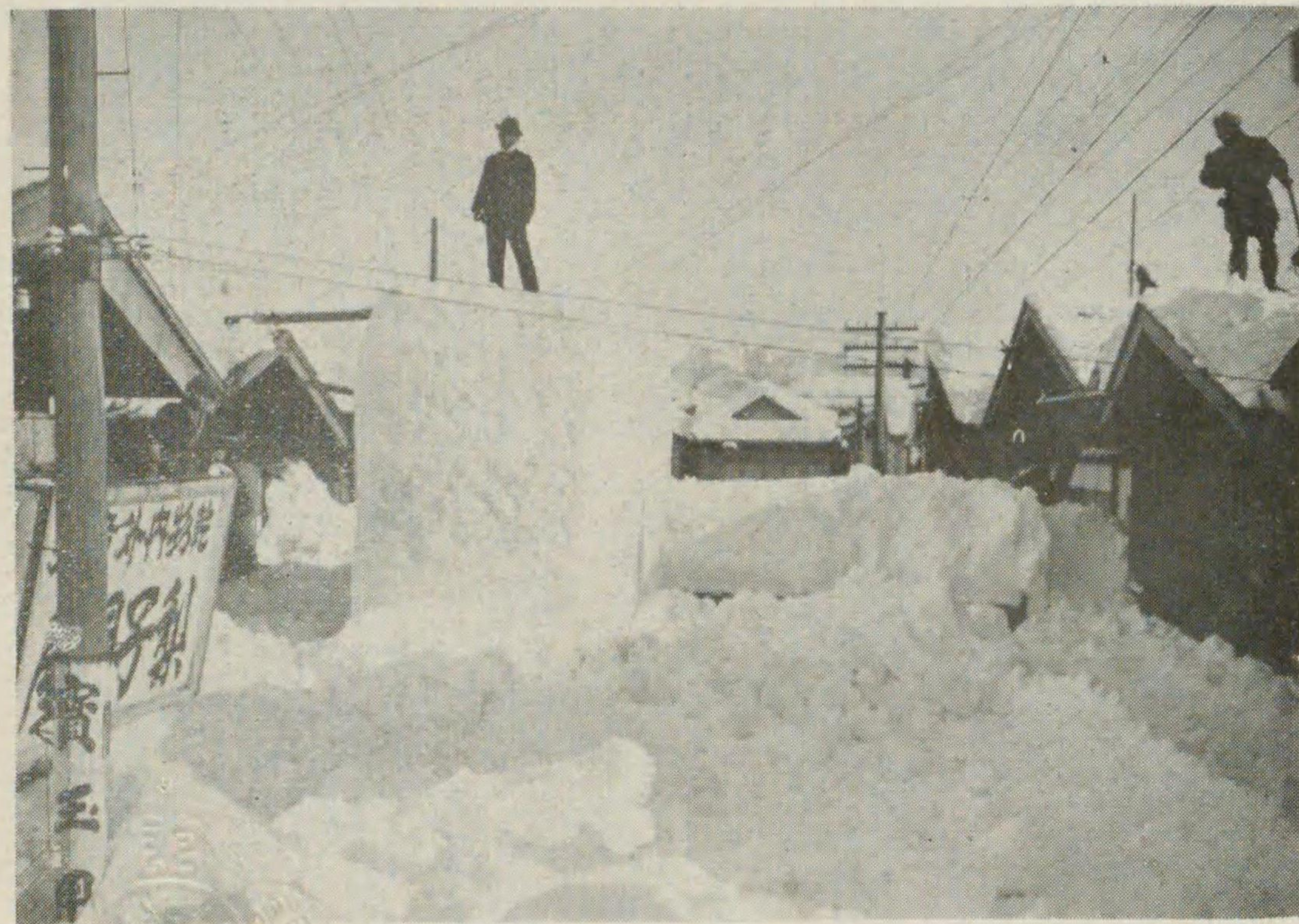
同社拜殿



(藏庫文尊互) (日五十二月七)圖戰還奪城岡長



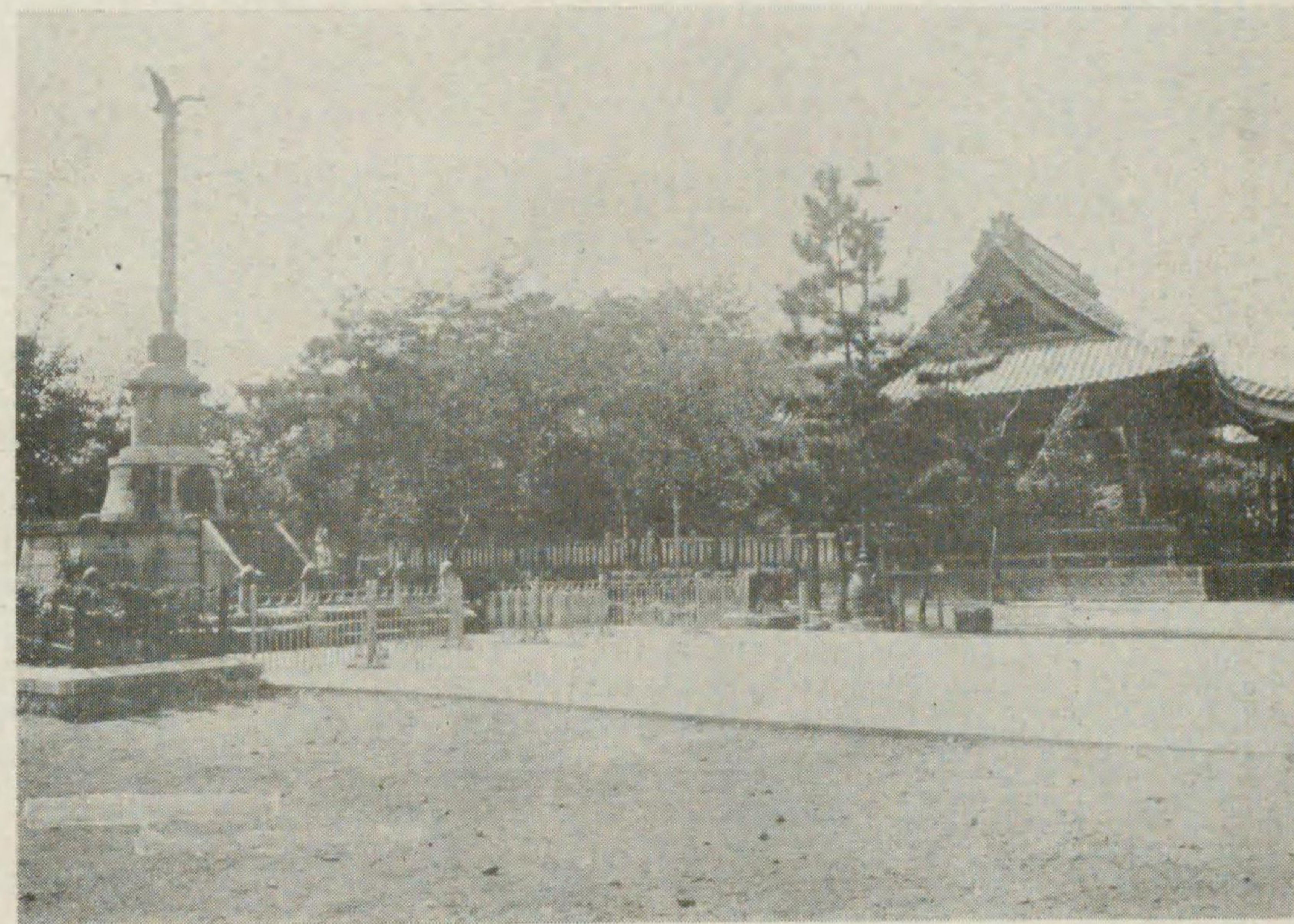
(藏庫文尊互) (日九十月五)圖要戰落陷度初城岡長



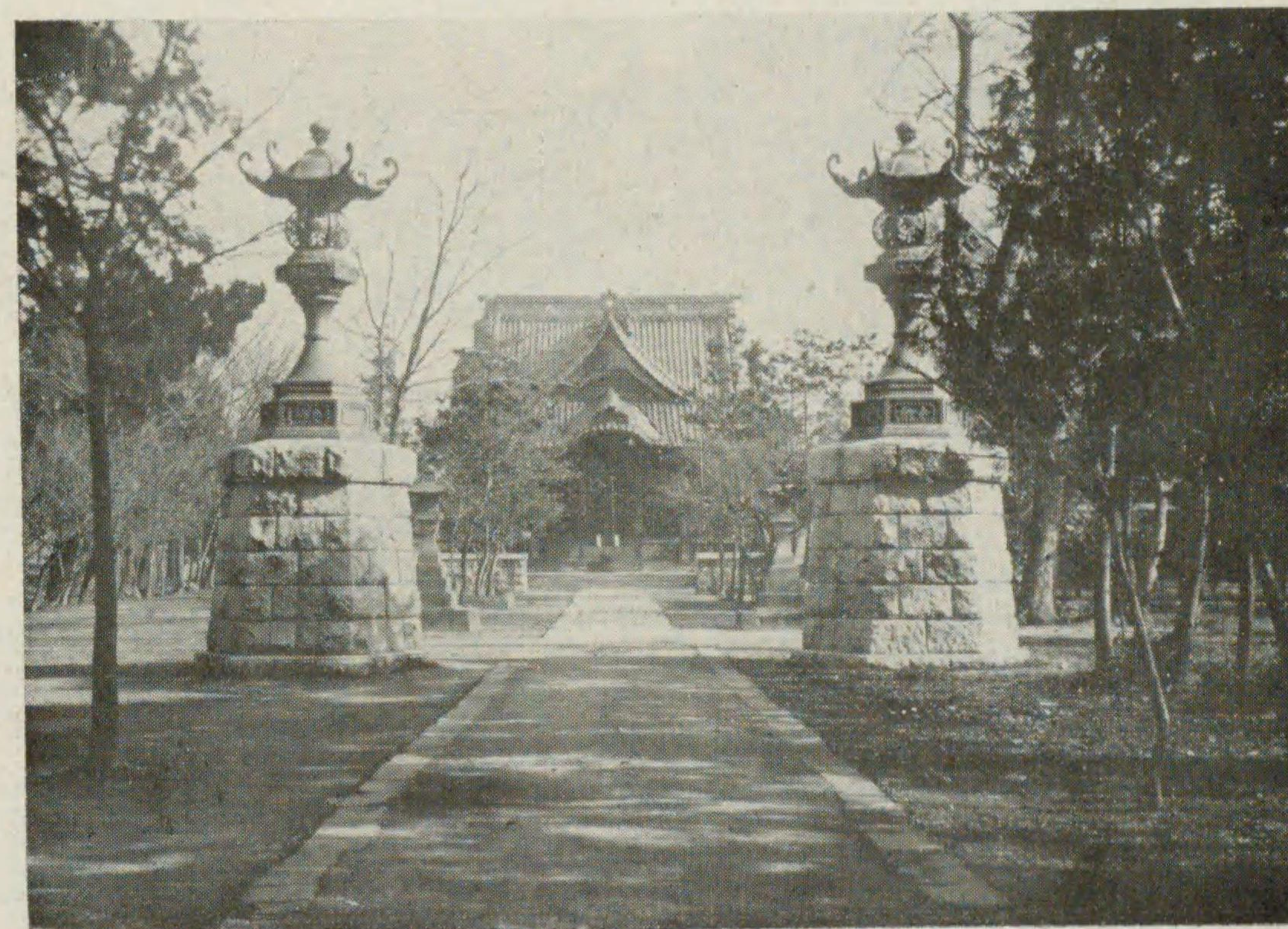
雪 積 路 街



雪 排 路 街



殿 社 社 神 鴻 平



殿 社 社 神 峰 金



野本恭八郎翁の寄附せる市立五尊文庫



大野甚松氏の寄附せる長岡市公會堂



郊外雪景 (悠久山附近)

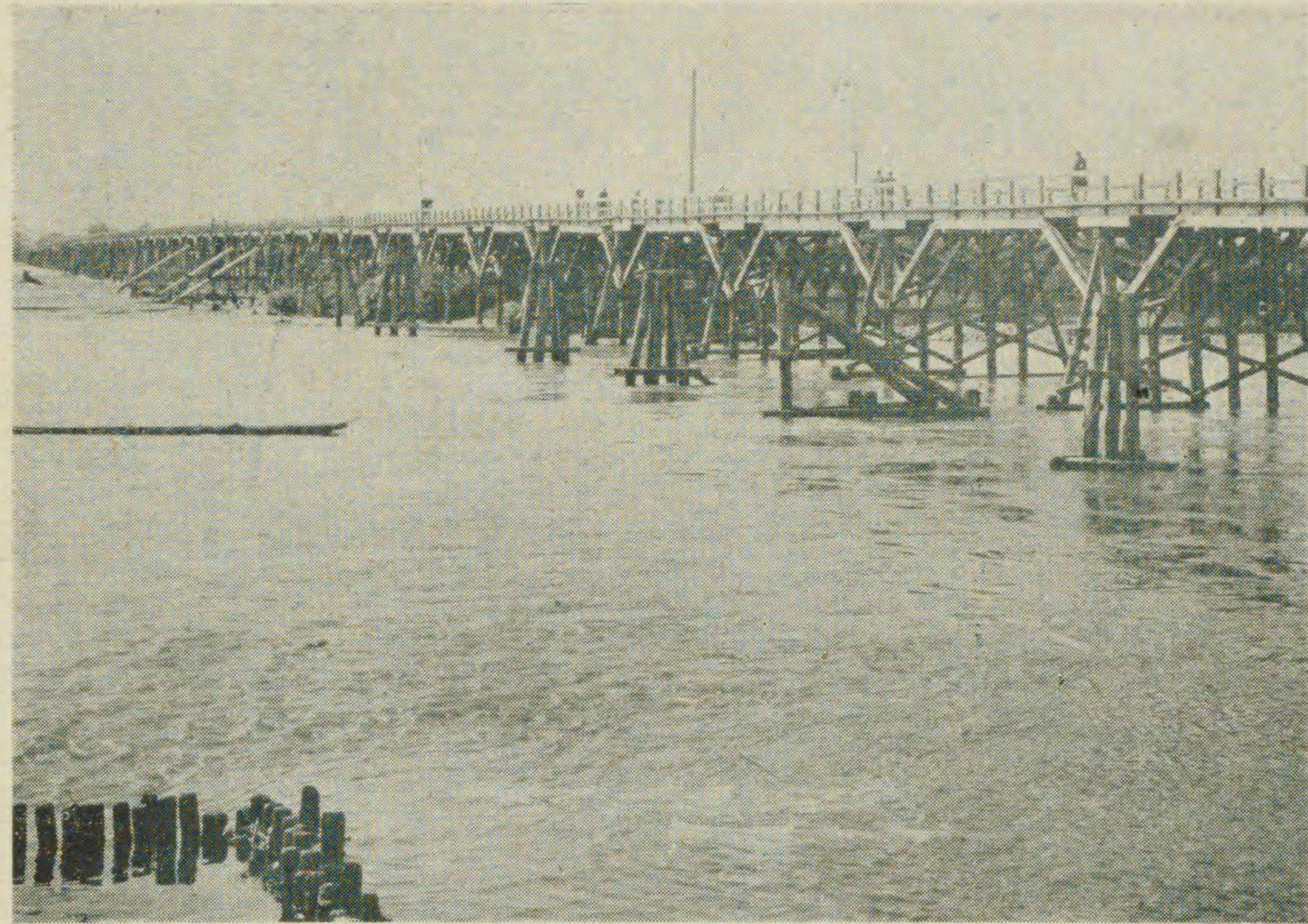


スキ演習

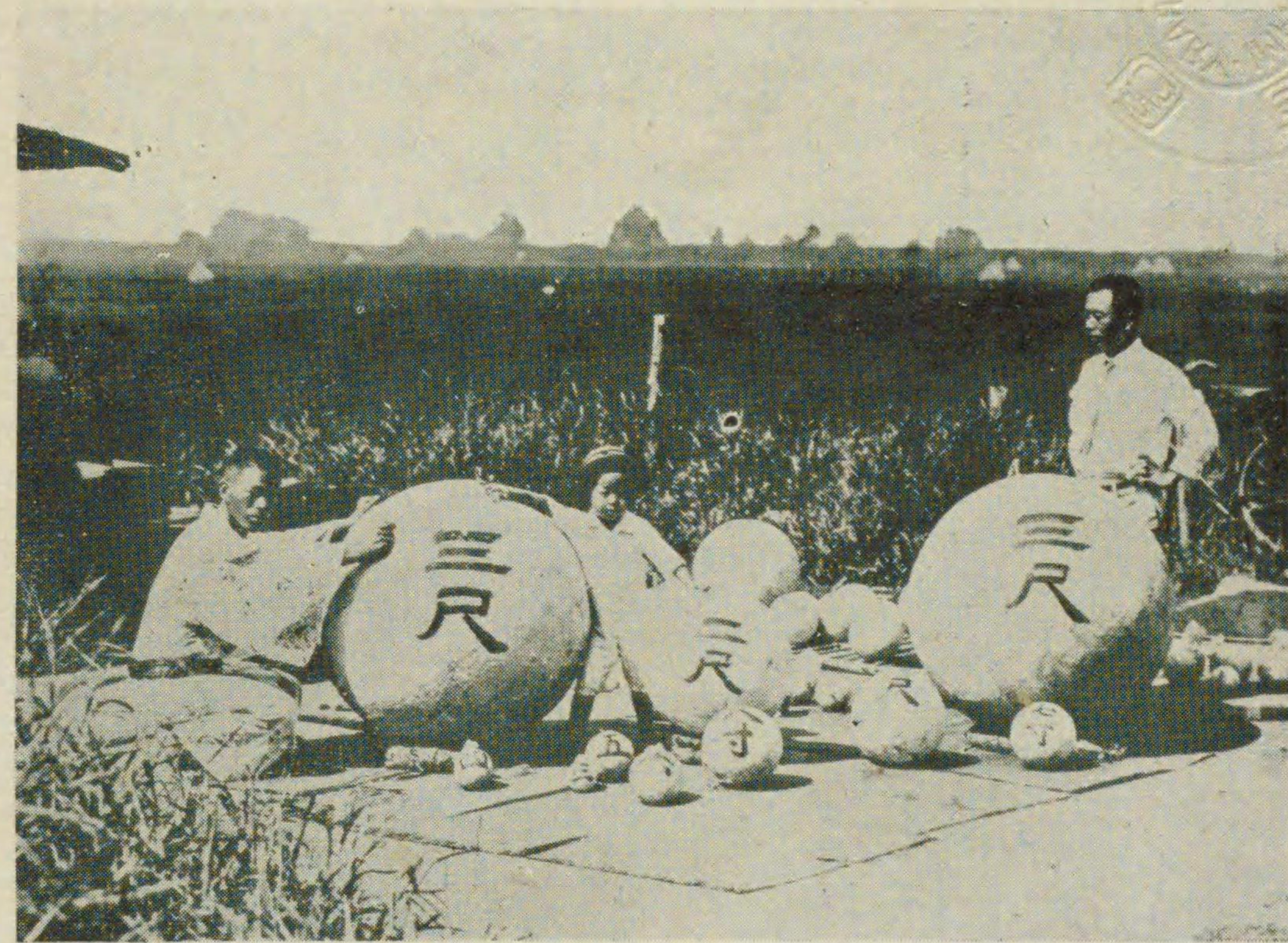
554-239

我が長岡市は、開府以來已に三百年、市制施行後滿二十五年を経た。三百年の星霜、二十五年の歲月は、固より長いとは云へない、が而も今日の長岡を築く迄には、幾多の經緯があり、云ひ知れぬ努力がある。従つて、いづこの地、いづれの所にも、夫々の歴史がある如く、我が長岡にも永く子孫に傳へ、廣く江湖に憩ふべき數多の史實がある。就中最近六十年の波瀾重疊は蓋し特筆大書すべきものであらう。今や其の最も多事なりし維新當時教育第一主義により復興を策した時代の故老も一、二を數へるのみとなり、當市今日の近因をなした石油時代の第一線に立つた人も殆んど故人となつた。

時恰も明治初年以來の懸案であつた鐵道上越線が全通し、市民を擧げて劃時代的新活躍期に入るべき機會に遭遇したので、茲に同線全通記念博覽會を開いて之を記念し、普く當市の現状を天下に紹介せんと企圖したので



長生橋 (木造長さ四百八十八間)



人と煙花玉の比較

ある。

此の秋に方り、遠く當市の沿革を繹ね、現況を叙し、之を市民識者の一覽に供するは、敢て無意義の業で無からうと信ずる。依つて昨昭和五年六月、夙に當藩史の研究者として知らるゝ維新史料編纂會委員今泉鐸次郎氏を顧問として、市立互尊文庫司書丸田龜太郎氏に其編纂を托した。爾來丸田氏は公務の餘暇拮据大いに努め、年餘にして成るを告げた。

併しながら、修史の業は容易でない。古い事は多く湮滅し、新しい事は取捨に困難する。殊に地方史の如きは正確なる記録も少く、系統的な傳承も乏しく、編述に一層の苦心を要するのが常である。況んや本書の如き、極めて短時日の成果であつて、固より遺漏あるを免れない。漸を追つて完璧を期し度い希望である。只些か我が郷土發達の跡を稽へ、以つて警策の一助ともならば望外の喜びである。

今之を剞劂に附するに方り一言を卷頭に序する次第である。

昭和六年八月

長岡市長 木村清三郎

市史編纂に就いて

一、私は昭和五年六月を以て、木村市長から長岡市史編纂の命を受けました。顧ふに、郷土史編纂の事業は實に容易ではありません、第一に郷土史の背景となるべき、普通歴史に通曉して居なければなりません、第二には郷土史の本質主體を理解して居なければなりません、第三には透徹した史眼を具有しなければなりません、第四には文筆も相應に堪能でなければなりません。是等を私自身に顧ると、お恥しい事ではあるが、私は其の資格を有しません。而かも、大膽に此の大事業を引請けたのは、木村市長・關助役の懇命と、今泉鐸次郎先生の厚意と、住友市教育會長・長谷川同副會長の激勵とに依つてであります。

一、凡そ、郷土史編纂に於て至難とする所は、其の資料の蒐集搜索が容易でない點に在ります。况んや、長岡は明治維新の大變革に際し、慘憺たる境地に陥り、舊記秘録多くは焼失散逸して、殘存して居るものが極めて少いのであります。今泉先生は、之を大地圖に残る大小の焼穴、若しくは蠱喰穴に譬へて居られます。然り、或る事實は全く連絡系統を絶つて居ます、又或る事實は資料を缺いて、片影さへも窺ひ知れないものがあります。幸に、先生は多年郷土史研究に没頭せられ、博搜旁索多大の資料を蒐集し之を整理して置かれたので、其の大部分を私に貸與せられました。明治戊辰以前の歴史は全く先生の整理せられたものを、抄録したに過ぎない

箇所が随分多いのであります。且先生は本書の編纂に關し、屢々重要なる注意と指導とを與へられた外、全篇に就て、嚴密なる校訂を加へて下さいました。本書の成功は大部分先生の庇護に依つたものであります。

一、長岡市史中最も重要にして且つ興味ある部分は、明治變革以後の市勢復興に在つて、之を最も力説詳述せねばならぬと思ひます。併し此の時代は長岡が空前の大發達を遂げた時代で、新事業は相續いて勃興したる上、相互複雑なる關係を有し、現に事件に關係した人で尙生存し居るもあり、隠れた材料も多からうし、秘密に屬するものも決して尠くはありますまい、又同一事實に對しても、見る人の位地方方向に依つて、觀察を異にする場合もあります。私の如き當市に生れ永く當市に住居したとは言へ、市教育界の片隅にのみ蠢動し、最寡聞にして全體を透觀する機會に乏しかつた者には、此の間の經過消息を篩に掛けて精選し、其の實相を誤りなく叙述する事は、到底不可能でありますから、唯簡略に表面の事實を掲記するに止めて、後の復興史を編纂する適任者の出るのを翹望して待つものであります。

一、私は編纂の命を受けると、六七月中に假定の目次を編成して、八月初旬から筆を執り始め、本年七月二十日を以て筆を擱きました。顧ると、編章節の立て方、題目の命名、叙述の繁簡體裁等宜しきを得ないものが多く、章節中相互關聯せる事項には、重複した記述を餘儀なくされた點がありますが、推敲改訂の餘裕がありませんので、其の儘にして置きました。

一、人名、特に舊藩主に對しても、敬稱を附さなかつたのは、全く記事を簡潔にせんとする趣旨で決して他意あるものではありません。

一、舊藩主牧野子爵閣下は、特に本書の爲に「郷華」なる題詞を賜りました。卷頭掲ぐる所は即ちそれ編者の最も光榮とする所であります。

一、藩治時代の歴史は、即ち牧野家の歴史でありますから、従つて、其の叙述も長岡以外牧野家の舊領地全域に及ぼしました。是れ此の時代の史的變遷は、長岡と密接の關係を有するからであります。

一、叙述は唯有りの儘の事實を、有りの儘に傳へんことを主眼としたので、漫りに私見を以て、論評を加へることを避けました。

一、本市最近の状況は、大體に於て、昭和五年現在を目標として記述しましたが、統計の如き、止むを得ず昭和三年迄を掲記するに止めたものがあります。是れ大觀に不便がないと認められたからであります。

一、必ず記述を要するものにして、之を省略したものが尠くありません。特に年表を附けなかつた事、必要の地圖を多く省略した事、人物に關する記述を極めて簡約にした事は、本書の大缺點で、頗る遺憾とする所がありますが、何れも時日の尠い爲の結果であります。

一、文體を口語體としたのは記述に便であり、又讀解にも容易ならんことを欲してあります。

自然冗長に流れる憾がありました。尙文筆に拙劣な私であり、記事を簡略ならしめん爲め、助辭など省略した箇所が少くありませんので、爲に讀者各位を煩はす點の多からん事を恐れて居ります。

- 一、本市の歴史及資料に關しては、長岡藩史本富安四郎氏口述、非公刊・長岡の史的回顧・長岡三百年の回顧以上二書、今泉鐸次郎氏著・奮闘の長岡・長岡教育資料・北越偉人の片鱗以上三書、北越新報社發行・長岡商業資料長岡商業會議所發行・戊辰六十年の回顧覆面記者述、北越新報所載等があり、最近の状況に就いては、ながをか北越新報社發行・長岡山田武雄氏著・商工の長岡川上貞一、長岡市案内、大正社發行等もあつて、何れも有益の記述であります。本書の編纂には、此れ等諸書の恩恵を非常に多く受けて居りますが、其の都度此の旨を御斷りしませんことを幾重にも御詫び申します。其他參考した圖書は數十種に上つて居りますが、一々記載しません。
- 一、北越新報社長廣井一先生は、屢々互尊文庫に私を訪問して、激勵の辭と、多くの指導と、貴重なる資料とを與へられ、又同社發行の圖書、若くは新聞記事中、所要の事項を採録する事を許されました。私も亦先生を御訪ねして指導を受けた事が、一再に止まりませんでした。
- 一、現勢に關する特種の記事中の資料は、阿部寛氏・白井健二郎氏・志賀定一氏・反町榮一氏・星山貢氏・細貝省二氏・松木喜之七氏・松下鐵藏氏・松田耕平氏・若菜莊造氏・小野塚喜三次氏・小原小太郎氏以上五音順等から得たのであります。且官衙學校其の他の諸團體を煩はして、種々の材料の供給を得ました。

- 一、互尊文庫員諸君は私の境遇に多大の同情を寄せられ、私の遂行すべき事務の大部分を擔當し、特に南雲精二君は、私の依頼に依り最も困難なる長岡復興記事の大部分を擔當して、之を執筆せられました。

一、淺學菲才の身を以て、不完全ながらも茲に本書を取纏め得ましたのは、畢竟前記の先輩、知友並に同僚諸君の同情と援助とに據るもので、筆を擱くに當り、謹んで深甚の敬意と謝意とを表します。

昭和六年七月

編者 丸田龜太郎

目次

序説 長岡市の輪廓

一 長岡市の輪廓

位置、境界(一)―地勢(二)―氣候、風土(三)―雪の長岡(四)

二 長岡の地位

戸口上の地位(一)―交通産業上より見たる地位(二)

第一編 藩治以前の長岡

第一章 名稱の起源

第一節 古代の長岡の地

高志の國、古志郡(一)―大島の莊(二)―藏王堂城(三)―長岡城(四)

第二節 長岡舊時の地形

八町家の記録(一)―本富氏の地形論(二)

第三節 長岡の地名の起源

名稱起原不明(一)―長岡の文字ある古文書(二)―命名に關する推斷(三)―町割り(四)

第二章 長岡の創始

第一節 長岡搖籃の地

藏王、石内(一)―城地移轉(二)

第二節 長岡の恩人堀直寄

人物(一)―略歴(二)―逸話(三)

第三節 長岡の築城

城地移轉の原因(一)―城地設計(二)―町割り(三)―城地の變遷(四)

第四節 長岡城の要害

第二編 藩治時代

第一章 藩主及藩士

第一節 牧野家の由來

牧野家の祖先、牛久保に於ける牧野氏(一)―轉封(二)

第二節 牧野家の入國

大胡から長岡に(一)―壹萬石加増(二)―歴代の藩主(三)―長岡市民の幸福(四)

第三節 歴代の藩主(一) 五〇
 初代忠成(五五)―二代忠成(六六)
 第四節 歴代の藩主(二) 六一
 三代忠辰(六六)
 第五節 歴代の藩主(三) 七一
 四代忠壽(七〇)―五代忠周、六代忠敬(七三)―七代忠利(七四)―八代忠寛(表)
 第六節 歴代の藩主(四) 七七
 九代忠精(七七)
 第七節 歴代の藩主(五) 八四
 十代忠雅(八四)―十一代忠恭(八七)―十二代忠訓(八九)―十三代忠毅、當主忠篤(九〇)
 第八節 長岡の藩領及御預地 九一
 領地の朱印狀(九二)―領地の組分(九三)―地域の變更(一〇〇)―新賜二萬四千石、御預地(一〇一)
 第九節 長岡藩の實收高 一〇三
 表高と實收高(一〇三)―組別の米收高(一〇四)―他の年次との比較(一二)―貢米以外の收入(一〇九)
 第十節 藩の財政 一二三

收支の關係(二三)―收支の趨勢(二四)―財政窮乏(二五)―收支豫算の一例(二六)―缺損補填の方法(二七)―財政の大改革(二八)
 第十一節 藩士の知行 一二五
 士分の數及給與高(一二五)―足輕の數及給與高(一二七)―給與の大改正(一二八)
 第十二節 藩の職制 一三三
 藩士の階級、職制(一三三)―勤役誓詞規律(一三四)
 第十三節 諸士法制 一四五
 制定の由來(一四五)―諸士法制(一四七)―足輕以下に對する法制(一四五)
 第十四節 文武の教育 一五九
 草創時代の教育(一五九)―忠辰時代の教育(一六〇)―漢學の流派(一六二)―書道、醫道(一六三)―洋學(一六七)―藩學學徳館の設立(一六八)―江戸の藩學就正館、造士寮の設立、長岡藩學の特質(一七三)―領内の學塾、學校外の學校(一七五)―武藝の練習(一七七)―武藝の流派(一七八)―武藝の奨勵法(一八二)
 第十五節 軍制 一八三
 御軍令、御軍法(一八三)―兵制改革(一八五)―軍制改革

に關する有識者の意見書(一九)
 第十六節 藩風 一九九
 剛健實質の家風、牛久保の壁書(一九九)―侍の恥辱十七ヶ條(二〇〇)―士風の維持作興(二〇二)―先代の士風物語(二〇四)―藩風の具體的解説(二〇五)―藩風物語(二〇六)―玉成したる藩風(二二二)
 第二章 民政一般 二二四
 第一節 自治制度 二二四
 民政の方針(二二四)―町の自治機關(二二五)―鄉村の自治機關(二二七)―自治機關の單位(二二八)
 第二節 領内の條目 二二六
 條目制定(二二六)―長岡新潟兩町の守書(二二八)―郷中守書(二三三)―高札(二三七)―明治三年の市中制法(二三六)
 第三節 諸制度 二四三
 人事(二四三)―相互扶助、休祭日(二四四)―衣食住(二四四)
 第四節 刑政 二四三
 刑政の方針(二四三)―一般の刑名(二四四)―附加刑、閏刑(二四六)―刑の適用例(二四五)―訴訟の裁判、寄場の新設(二五三)

第五節 儉約令 二五五
 儉約論の吟味(二五五)―歴代の儉約奨勵(二五五)―對家中の儉約令(二五八)―對庶民の儉約令(二五九)―對新潟町の儉約令(二六二)―儉約令の效果(二六二)
 第六節 庶民の教育 二六四
 平民子弟の修學(二六四)―幕外費、庶民の武藝(二六六)
 第七節 風教の維持 二六七
 民風作興の手段、篤行者の表彰(二六七)―高齢者の優遇、窮乏の救助(二六九)―河井繼之助の風俗矯正(二七二)
 第八節 災異と貯穀 二七五
 洪水(二七五)―火災(二七七)―震災(二八二)―大風(二八四)―饑饉(二八五)―貯穀(二八七)
 第三 農政 二八七
 第一節 土地制度 二八七
 新田の開墾(二八八)―檢地(二九〇)―割地制度(二九四)―土地所有權の異動(二九六)
 第二節 治水用水附三潟附近の排水 三〇五
 治水(三〇四)―用水(三〇七)―三潟附近の排水(三一一)

第三節 貢 租	三三三
石盛の法(三三三)―検見(三四)―高地、小物成(三六)	
川役銀(三七)―長岡町の特待、引即減税(三六)	
第四節 貢米の收納	三八
貢納の順序(三九)―未納村の處分(三三)―出穀停止	
納米の處分(三三)―貢納補遺(三三)	
第五節 勸 農	三四
重農主義、勸農の手段(三四)―風教と勸農(三六)	
第六節 林 政	三七
第四章 町政及商業	三三九
第一節 長岡の變遷及戸口	三三九
長岡地域の變遷(三九)―長岡の戸口(三二)―各町名の由來(三三)	
第二節 長岡町會所及財政	三四〇
町會所(三四)―財政(四三)―獻上物(四五)	
第三節 長岡商人の保護	三四六
町方は商工、村方は農(四六)―村方商店の増加、村方商店禁止(四八)―町商と村商との交渉(四五)―特權廢止(三五)	
第四節 商業の特權即株	三五二
株(五二)―長岡の營業株(五二)―保護營業の狀況(五三)―株の廢止(五六)―長岡町商家概覽(三七)―藩營業(三六)	
第五節 株以外の商業	三七〇
第六節 米價並に物價調節	三七三
國家經濟の根本(三五)―物價調節法(七四)―調節の實例(三七五)―米價概觀(三七七)	
第七節 入 役 銀	三七八
入役銀徵收(三七)―入役銀取立法(三六)―入役銀徵收の新種目(三六)―入役銀廢止(三三)	
第八節 千 手 日 市	三八三
概況(三三)―起原及組織(三四)―市の成績(三五)―今に残る面影(三五)	
第五章 交 通 運 輸	三八六
第一節 陸 路	三八六
通路即ち街道(三六)―宿驛(三八)―飛脚(三九)	
第二節 津 留 番 所	三九四
番所の設置(三四)―領内の番所(三五)―通行券(三六)	

入役銀徵收(三六)	
第三節 舊草生津の渡船	三九八
渡船の沿革(三九)―渡守の収益(三九)―藩主の通行(四〇)	
第四節 船 道	四〇一
船道の特權、起源沿革(四〇)―特權行使の擴張(四三)―運賃及積荷(四四)―船道に對する不平(四六)―特權の擁護と其放棄(四八)	
第五節 新川の開鑿	四一〇
水運權移動、新川開鑿の請願(四一〇)―開鑿決定(四一)―開鑿の結果(四三)	
第六章 長岡藩と新潟	四二二
第一節 長岡領新潟港	四二二
開港の沿革(四二)―堀氏治下の新潟(四三)―牧野氏治下の新潟(四四)―港勢(四五)―新潟港の殷富(四七)	
第二節 新潟沼垂の争訟	四二八
新潟と沼垂との關係(四九)―第一回の訴訟乃至第七回の訴訟(四三)―訴訟の結果、兩者合體(四二八)	
第三節 松ヶ崎分水	四三七
分水の發端(四三)―新發田藩の運動(四三)―分水起工(四三)―新潟港門變化(四三)―松ヶ崎の通船禁止(四三)	
第四節 新潟上知	四三三
新潟港の股賑(四三)―上知の由來、上知(四三)	
第七章 宗 教 社 寺	四三五
第一節 社 寺 法 令	四三五
宗教家の地位(四五)―神社取締(四五)―寺院取締(四五)―社寺一括の取締(四九)―一般に對する注意(四九)	
第二節 基督教の禁遏附異教徒の處分	四四三
基督教に對する方針、切支丹札(四三)―宗門改(四三)―宗旨證文(四六)―越後に於ける基督教、長岡藩の異教徒事件(四九)	
第三節 蒼柴大明神社殿の造營	四五三
蒼柴大明神の祭神(四五)―社地選定、社殿の造營(四五)―村社蒼柴神社と昇格(四五)―境内の設備(四五)―境内の風致(四六)―小社及記念碑(四六)―白狗の碑(四六)	

第四節 社寺への寄進

彌彦社殿の造營(四九五)―歴代の寄進(四九六)―遊行上人巡錫(四九六)―善光寺勸化(四九六)

四六五

第五節 神社の由緒

神社の地位、各神社由緒(四七七)

四七〇

第六節 寺院の縁起

現在の寺院數、各寺院の縁起(四七六)

四七六

第八章 藩政補遺

四九〇

第一節 川越移封事件

移封の發令(四九七)―移封の原因(四九七)―庄内、川越の現状(四九七)―長岡の藩情(四九七)―移封中止(四九七)

四九〇

第二節 献上の鮭魚

前川鮭(四九五)―献上の次第(四九六)―其他の献上品(四九七)

四九五

第三節 醫事及衛生

醫師の數、藥代(四九八)―醫術研究(四九九)―衛生取締(五〇〇)―戦後の醫事(五〇〇)

四九八

第四節 雪の取締

積雪の量、道踏及除雪(五〇一)―雪孤の給與(五〇二)

五〇二

第五節 沿海の警備

幕府の異國船取締方針(五〇四)―新潟港の警備(五〇四)―佐渡の警備分擔(五〇六)

五〇四

第六節 長岡藩士の樺太探險

出發と行程、探險の事由(五〇七)―旅行の準備(五〇八)―竹槍藩旗は大禁物、卷曾根兩組事件(五〇九)―山中騷動(五一二)

五〇六

第七節 河井繼之助の一揆鎮壓

竹槍藩旗は大禁物、卷曾根兩組事件(五〇九)―山中騷動(五一二)

五〇九

第八節 片々數則

江戸の藩邸(五一四)―藩主警備、増上寺警備(五一五)―藩士の上京(五一六)―陣中の書簡、眞木と横(五二八)

五一四

第九章 明治戊辰戦争

第一節 戦争の發端

徳川慶喜の大政奉還(五二九)―越後諸藩の態度(五三〇)―越後に於ける會桑兩軍及佐幕黨(五三三)―征討軍の北越前進(五三四)

五二九

第二節 長岡藩の態度

長岡藩の態度決定(五三五)―奥羽越諸藩の同盟(五三七)

五三五

第三節 戦争の経過

五三七

第四節 處分

榎峠の戦(五三七)―初度の長岡落城(五三九)―今町附近の戦鬪(五三九)―長岡城の回復(五三九)―長岡城再び陥る(五三九)―戦争の終結(五四〇)

五三七

第三編 長岡の復興及現勢

第一章 復興總記

五三九

第一節 蕩盡せる街衢

戦争の結果、城下の焼失(五三九)―郷村の焼失(五四〇)―敗軍の悲惨(五四一)

五三九

第二節 長岡藩の再生

牧野家の再興、版籍奉還(五四二)―知藩事を置く(五四二)

五四二

第三節 藩廳の新組織

第一回の職制(五四四)―第二回の職制(五四六)―職員任命(五四七)―施政當面の困難(五四九)

五四四

第四節 戦後經營の困難

藩の收入(五五〇)―藩士窮乏の實情(五五二)―町家の窮乏(五五四)

五五〇

第五節 一藩の救済問題

五五五

焦眉の大問題、消極的救済法(五五五)―救助の歎願(五五七)―藩士の決意を促す(五五八)―再び藩士の決意を促す(五五九)

第六節 生産業の奨励

先決は自活の道(五五九)―蠶業機業の萌芽、産物會所の設置(五六〇)―蠶業奨励(五六二)―會所の不成績(五六四)

五六〇

第七節 歸農歸商の問題

藩當局の努力、歎願に對する反響(五六四)―歸農歸商申付(五六六)―祿高公債の交付(五六六)―舊習打破の困難(五六九)

五六四

第八節 第二長岡藩の終焉

形勢一變の兆、廢藩の願(五七二)―辭職聽許(五七二)

五七〇

第九節 復興の原動力

異常なる反撥力(五七四)―中心人物、士民の握手(五七五)―實業研究の機關(五七六)

五七四

第十節 女紅場の設立

殖産の計劃(五七七)―女紅場の設立(五七八)―製品の成績(五八二)―營業不振、廢業(五八四)

五七九

第十一節 長岡城趾保存の計畫

五八五

城址の變遷(五五)―城址の保存(五六)―停車場となる―其後の沿革(五九)

第十二節 長岡藩士最後の氣焰 五九〇

西南の役(五〇)―從軍志願(五九)―出發、戦争略記(五四)―凱旋(五九)

第二章 教育の確立 五九七

第一節 焦土に芽ぐむ教育 五九七

小林病翁の教育第一主義(五七)―國漢學校の設立(五九)―實市合併の小學校(六〇)

第二節 長岡洋學校の設立 六〇三

長岡洋學校(六三)―長岡病院(六四)

第三節 市立小學校及幼稚園 六〇五

初等教育の普及(六五)―各小學校の沿革(六七)―小學校現況(六七)―家庭就學(六八)―幼稚園(六三)

第四節 官公私立諸學校 六〇三

沿革の大略(六三)―設備(六三)―現況(六三)

第五節 廢校になつた各種學校 六〇四

第六節 實業補習學校、青年訓練所 六〇六

實業補習學校(六七)―青年訓練所(六八)

第七節 育英團體の組織 六四〇

長岡社(六四〇)―長岡樹人團(六四五)

第八節 圖書館 六四九

圖書館の萌芽友共社、其後の變遷(六四九)―市立互尊文庫の設立(六五〇)

第九節 教育關係諸團體 六五三

學術講義會(六五)―長岡市教育會(六五)―青年團及少年團(六五)―其他の修養團體(六五七)

第十節 運動團體 六六一

固有のスポーツ、西洋スポーツの先驅(六六)―水泳(六六)―スキー(六五)―相撲(六七)―我邦固有の武術(六六)―長岡運動協會の設立(六六九)

第三章 新聞事業 辯論 六七〇

第一節 新聞事業 六七〇

新聞雜誌の起伏(六七)―日刊新聞の沿革(七一)―現在の刊行物一覽(六七七)

第二節 政治熱の勃興と辯論の練習 六七七

第四章 産業復興の環境 六七八

第一節 産業復興の概観 六七八

第二節 金融機關 六八〇

六十九銀行の設立(六八)―金融機關の増加(六九)―金融の現況(六九)

第三節 陸運 六九二

飛脚屋、運送業一新(六九)―鐵道敷設(六九)―市内の交通運輸(六九)―現在長岡を發着する汽車線路(六九)―鐵道統計(六九)

第四節 水運 七〇六

信濃川及其支流の利用(七七)―新潟長岡間の汽船航路開通(七八)

第五節 長生橋の架設 七〇九

渡船の其後、渡船權の争奪(七〇)―長生橋の架設渡船の終焉(七二)―橋梁組合組織(七三)

第六節 郵便電信の創始 七二三

長岡郵便局の創始(七三)―通信統計(七五)

第七節 長岡商工會議所 七三〇

設立の動機(七〇)―經費豫算(七二)―業績(七三)

第八節 産業現勢の概観 七三二

職業別戸數表(七三)―營業稅納付人員及稅額(七三)―生産總額(七七)

第五章 石油鑛業の勃興 七三六

第一節 長岡の製油業 七三六

最初の製油(七三)―製油所の増加、品質の統一(七三)―現在の製油所(七三)

第二節 石油の採掘 七三六

東山油田の創始(七三)―石油會社組合の簇生(七三)―株式界と女株券師(七三)

第三節 石油會社組合合併の機運 七四一

合同の有利(七四)―インターナショナル會社の投資問題、二大會社の對立(七四)

第四節 寶田石油株式會社の膨脹 七四三

膨脹の徑路(七三)―日本石油會社との合併(七四)

第六章 工業の發展 七四四

第一節 工業立市の聲 七四四

第二節 鐵工業 七四五

鐵管株式會社の創立(七五)―鐵工業の勃興(七四)―

鐵工場の現在(七四七)

第三節 絹 綿 工業 七四九
染織業(七四九)―蠶種及製糸業(七五〇)―製紐業、製綿業、羽二重整理所(七五〇)―現在の工場(七五二)

第四節 製 紙 業 七五四
板紙、漉返し紙(七五四)

第五節 釀 造 業 七五五
醬油(七五五)―清酒、現在の醸造業(七五六)

第六節 飲食品加工業 七五七
清涼飲料、製氷(七五七)―製麵、現在の工場(七五八)

第七節 手工製材工業 七五九
漆器、桐材(七五九)―度量衡製造、紙製品、其他(七六〇)―現在の工場(七六一)

第八節 印 刷 業 七六一

第九節 燃料、照明、動力 七六二
燐寸業(七六二)―電氣事業(七六三)―瓦斯事業(七六四)―石油製造、炭化石灰製造、現在の工場(七六五)―工業物一覽(七六六)―電氣瓦斯の使用量(七六九)

第七章 商業の發展 七七〇

第一節 商業の長岡 七七〇
長岡の商人(七七〇)―長岡の商習慣(七七〇)―商品移出入の趨勢(七七二)―銀行及會社名(七七二)―商取引の機關(七七二)―小賣機關(七七二)

第八章 農事の進歩 七九三
第一節 農業の現況 七九三
推移(七九三)―農家及耕地、生産統計(七九四)―農事の機關(八〇七)

第九章 兵 事 八〇〇
第一節 壯丁及兵員 八〇〇
第二節 軍人分會 八二二
第十章 宗 教 八二五
第一節 神 社 八二五
第二節 神道教會 八二七
第三節 寺 院 八二八
第四節 基督教會 八三〇
第十一章 社會事業及公益團體 八三四

第一節 社會事業 八三四
社會事業基金の募集(八三四)―職業紹介所(八三七)―方面委員事務取扱(八三三)―公益質屋(八三七)―其他の社會事業施設(八四二)―市内に於ける主なる社會事業團體(八四三)

第二節 公 益 團 體 八四六
赤十字社員、愛國婦人會(八四六)―長岡市公會堂(八四七)

第十二章 市 制 施 行 八五〇
第一節 明治維新後の行政廳 八五〇
政制數變(八五〇)―市政施行(八五三)

第二節 上下水道の敷設 八五三

第三節 四郎丸村合併 八五五

第四節 都 市 計 畫 八五五

第十三章 行 幸 啓 八五八
第一節 明治天皇の御巡幸 八五八
第二節 皇太子殿下其他宮殿下の御來岡 八六一

第四編 雜 纂

第一章 風 俗 習 慣 八六三
第一節 衣 食 住 八六三
概観(八六三)―衣服(八六四)―飲食(八六五)―住居(八六五)

第二節 冠 婚 葬 祭 八六八
加冠及祝壽(八六八)―婚姻、出産(八六八)―葬式、祭事(八七〇)―神事、信仰(八七二)

第三節 舊藩時代の民間年中行事 八七二

第四節 盆 踊 及 甚 九 八八六
盆踊りの沿革(八八六)―盆踊りの風俗、踊り方(八八七)―甚九の起源(八八九)―歌詞(八九〇)

第五節 長岡の煙火 八九三
概況(八九三)―起源(八九五)―値段と名稱(八九六)―越後煙火の地位(八九九)

第六節 藏王權現の祭禮と屋臺 九〇〇
祭禮の準備(九〇〇)―祭禮の當日(九〇二)―屋臺の華美、迎燈籠の巨大(九〇二)―屋臺の變遷(九〇四)

第七節 王 神 祭 九〇四
祭神、奉齋の順序(九〇五)―經費、祭事の興廢(九〇七)

第八節 仁 和 賀 九〇八

仁和賀の沿革(九八)―状況、慶事祝賀に利用(九九)

第九節 女子の労働 九〇

第十節 住民の氣風 九二

由來と長短(九二)―長所と短所(九三)―特殊の美風(九三)

第二章 方言訛語

第一節 概観 九一五

士分の用語(九五)―訛音(九八)

第二節 語彙並語釋 九二〇

名詞(九三)―代名詞、形容詞(九三)―動詞(九二)―副詞(九四)―助詞と他の詞との結合(九三)―感歎詞(九三)

第三章 童謡俚歌

第一節 子守歌 九三八

第二節 手鞠歌 九四〇

第三節 其他の遊戯歌 九四三

第四章 傳説

五輪の石の不思議(九四五)―不思議ある神田の古木

(九四)―蚊の居ない屋敷、城郭中の怪(九七)―臺所町の怪、今朝白の靈火(九八)―ふみだん石、よし水(九九)―玉藏院の聖天(九五)―大川の天神(九五)―寶馬(九五)―化幽靈(九四)―三盃池、稻垣家傳來の槍(九七)―千本木源太平の武勇(九六)

第五章 人物

第一節 傳ふべき人々 九六一

第二節 長岡の出身人物 九七三

終編 市政の現在

第一章 土地と人

第一節 土地 九七五

位置、廣袤(九七)―河川、土地現在表(九七)―免租地種目(九七)

第二節 人口 九七八

現住戸口の増加、現住戸口及増加率(九七)―現住人動態統計(九七)―兩院議員、縣會議員、市會議員選舉有権者數(九八)

第三節 町名 九八一

長岡の區域(九八)―町名改正の沿革(九二)―現在町名(九五)

第二章 市政

第一節 市政の諸機關 九八六

市吏員數(九六)―事務の分課(九六)―市會及市參事會(九九)―各種委員及評議員(九九)―市政補助機關(九九)

第二節 市の財政 九九四

經費膨脹の趨勢(九四)―歳入一覽表(九五)―市稅收入内譯表(九六)―歳出經常部一覽表(九七)―歳出臨時部一覽表(九九)―特別會計(一〇〇)―諸稅收入調(一〇一)―直接稅負擔額、市債現在高(一〇〇)―市の財政計畫、市有財產表(一〇二)

第三節 警備機關 一〇〇六

防火機關(一〇〇六)―防水機關(一〇一一)

第四節 衛生 一〇一三

現況、各種統計(一〇一三)―上水道使用狀況(一〇一七)

以上

附録

長岡市明細圖

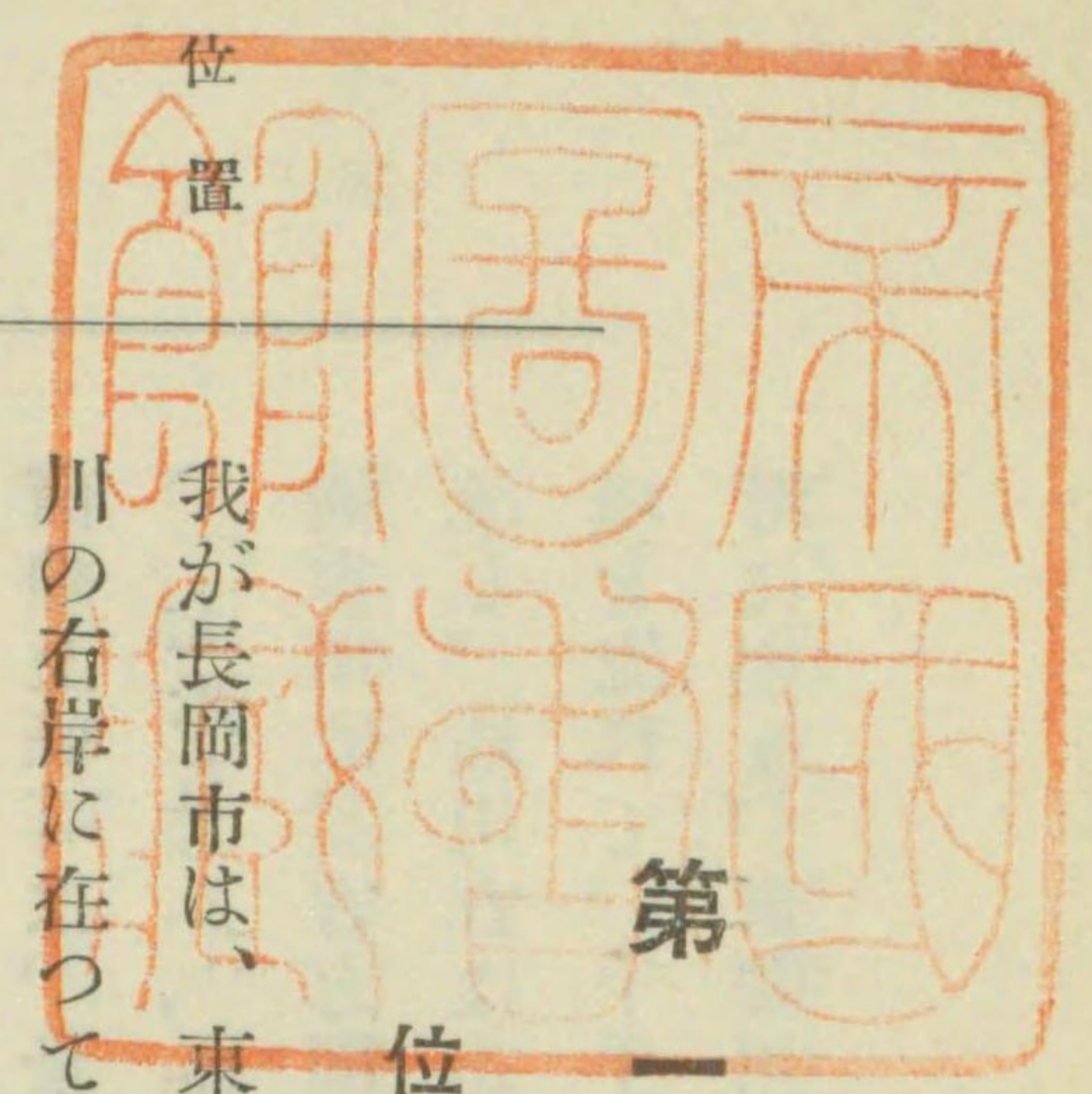
序
説

長岡市の輪廓

新編 長岡市の輪廓

第一節 長岡市の輪廓

位置境界



我が長岡市は、東經百三十八度五十三分、北緯三十七度二十三分に位し、新潟縣の略々中央、信濃川の右岸に在つて、越後大平野の冠位に踞して居る。北、本縣の首都で、下越文化の中樞たる新潟市を距ること、鐵路六十五軒、南、上越文化の中心地たる高田市と隔つること、約七十九軒、此の兩市と伯仲して中越樞要の地位を占め、相提携して縣人活動の源泉を爲すものと許されて居る。尙試みに、縣外主要地との鐵路に據る最短距離を測ると、次の通りである。

長野市へ	百四十八軒	高崎市へ	百六十五軒
前橋市へ	百六十一軒	東京市へ	三百六十五軒
名古屋市へ	四百軒	富山市へ	百九十三軒
金澤市へ	二百五十三軒	京都市へ	五百〇七軒
大阪市へ	五百五十軒	下關市へ	千百十二軒
仙臺市へ	三百五十軒	青森市へ	五百〇六軒

長岡市役所は、坂之上町二丁目の南端に在つて、大正九年に新築せられたものである。西部の大部分が、信濃川を隔て、三島郡に接する外、三方悉く古志郡に圍まれてゐる。即ち、上

境界

組・山通の二村を南にして、遙かに魚沼郡の連峯を望み、東は栖吉村を隔て、鋸山脈の翠巒、波濤の如く、遠く南より北に起伏して、守門、粟の諸嶽を雲表に仰ぎ、東北及北は、富曾龜・黒條の二村と隣つて、一望千里の蒲原大平野に接續して居る、千古悠悠たる信濃川は、市の西端を限り、之を越えて、三島郡深才村・古志郡上川西村に接し、遠く望めば、一帯の西山々脈、蜿蜒として南北に走り、西南には越後富士の稱ある黒姫山の雄姿を蒼空に望み、北には平野の巨鎮たる彌彦・角田の靈峯を仰ぐ。

地勢

地勢は概して平坦であるが、南すれば、魚沼の高地に接續し、北すると、信濃川の流域たる所謂蒲原平野に連つてゐるから、南部は稍々高く、北部に至るに従つて、自然に傾斜してゐる。即ち、東南端上條町は、最も高くて海拔八十三尺三二(二十五米)、北部藏王町稍低くて海拔五十八尺・二七(一七米五)で、實に、二十五尺〇五の差がある。

栖吉川は、古志郡栖吉村の山地に發して、市の東部を南から北に流れ、川崎町に於て、福島江と合流し、柿川古は志郡山通村の南壁時に發して、市の稍南部を東から西に貫通し、柳原町・千手町の境を流れて、千手横町の西部から北に折れて内川(一名西川)となり、市の西部中島町に沿うて藏王町に至り、信濃川に注ぐ。市の西境を南から北に流れる信濃川と、此等の諸川と、市の管内に於て

は、殆んど、其の方向を同じうするを見ても、此の地勢が證明せられる。

氣候風土

當市の氣温は、最近二十ヶ年間の温度を平均すると、最も暑い七、八月が二十五、六度、最も寒い一、二月でも一度内外で、年内の平均温度は十二、三度であるから、概して温和であると言へる。嚴冬の一、二月を越えて四月に入ると、温度急昇して、中、下旬には、梅櫻桃李一時に研を競ふの美觀を呈し、五月を過ぎる迄は、氣候最も適順である。是れより十月上旬迄は、梅雨期を除いては降雨は割合に少ないけれども、快晴といふべき日は、餘り多くはなく、七、八月の候、極暑は三十四、五度にも上り、黄昏時には所謂、越後の夕風とて風全く死して、蒸暑甚しく、不愉快の暑さを覺ゆる日が屢次である。八月中旬以後は、朝夕漸次冷氣を加へ、十一月になると、黄葉紅楓山野を彩り、十二月に入れば、樹木骨立し、稻の切株が寒むそうに残つて、滿目肅殺の氣に包まれる。冬季に入ると西比利亞風とも云ふべき北西の寒風が紛々たる雪を齎らし、平年十一月下旬又は十二月上旬から一面の銀世界を現し、積雪量は二月を最高として三、四尺より五、六尺に及び、大抵三月末から四月上旬には融解するのを常とする。

降雪量の多い爲に、縣外人からは、極めて寒さの厳しい土地であるかの如く誤想せられて居るが、最低温度は零下十度を下ることは稀で、實際は比較的温和といふべく、晝夜の温度の差極めて少く

九 八 七 六 五 四 三 二 一	月 月 月 月 月 月 月 月 月	昭和四年			昭和五年		
		晴	曇	雨	晴	曇	雨
一	月	五	七	三	一	一	二
二	月	三	二	四	三	一	四
三	月	七	一	〇	〇	六	七
四	月	二	六	四	一	五	〇
五	月	一〇	一	五	一	六	七
六	月	一	九	二	一	五	六
七	月	一	二	六	一	二	八
八	月	二	七	四	一	七	六
九	月	一〇	三	三	一	三	〇
計		一五二	一四五	一四〇	一四四	一五五	一三三

計	十 二 月	十 一 月	十 月	昭和四年			昭和五年		
				晴	曇	雨	晴	曇	雨
一	月	一	三	一〇	一	一	一	一	一
二	月	三	〇	一	一	一	一	一	一
三	月	二	八	二	一	一	一	一	一
四	月	一	六	一	一	一	一	一	一
五	月	一	三	一	一	一	一	一	一
六	月	一	〇	一	一	一	一	一	一
七	月	一	九	一	一	一	一	一	一
八	月	一	二	一	一	一	一	一	一
九	月	一	三	一	一	一	一	一	一
計		一五二	一四五	一四〇	一四四	一五五	一三三	一四〇	一三三

九 八 七 六 五 四 三 二 一	月 月 月 月 月 月 月 月 月	大正十五年			昭和二年			昭和三年		
		晴	曇	雨	晴	曇	雨	晴	曇	雨
一	月	四	七	四	四	一	六	一	四	七
二	月	五	二	三	三	一	五	一	二	三
三	月	三	〇	四	八	一	〇	一	二	七
四	月	三	四	二	一	二	一	一	二	四
五	月	一	九	二	二	三	一	一	一	三
六	月	一	二	二	一	二	一	一	一	二
七	月	一	九	二	一	二	一	一	一	二
八	月	二	三	一	一	二	一	一	一	二
九	月	三	三	一	一	二	一	一	一	二
計		一〇六、八	一七、二	一〇、八	一〇、八	一七、二	一〇、八	一七、二	一〇、八	一七、二

累年天候一覽表 (降水量の單位は耗)

備考 大正九年以降本調査廢止

最	強	方	月	日
二月	四	北	四	日
十二月	南	四	八	日
十二月	西	二	六	日
四月	西	二	四	日

普通三周日位後に降るものが根雪となる、根雪とは降つた雪が翌年の融雪時まで残つて其後の積雪の根底となるものをいふのである。

雪の大に降るのは、風が静かて身にしみ渡る寒さを感じる時に多い。紛々として盛んに降る時は鷲毛の散亂するが如く、綿を千切つて落すが如く、天地一色、眼路が全く遮られる程である、忽ちにして尺、忽にして尺半、忽ちにして二尺又三尺、往來は殆んど杜絶する、鶴氈を着て立つて徘徊する人も忽ちにして雪に埋もれて、進退の度を失ふであらう。積むこと四、五尺なる砌、初めに通路を作る人は雪の海を泳ぐの形容は決して誇張ではない、屋上に積んだ雪の過重に堪え兼ねて倒潰する家屋もある、汽車は進行を阻止せられて、排雪車の各種が出勤しても、忽ち立往生して其の威力を發揮し得ない。是れは主として一月、二月中に數回起る現象である。

斯る際、建物の保護の上から各戸は一回乃至二回の屋上排雪は、是非行はねばならぬ、其經費一戸少くも數圓、大廈にして連簷の間に介在する建物に至つては、二、三百圓以上を要する、されば、官衙學校等には除雪費として少なからざる豫算が計上されてある、故に長岡市民が若し此の無用の經費と勞力とを轉用し得ばの嘆聲は毎年聽く所である。

排除せられた屋上の雪は、街路に積み重ねられて棟よりも高く、丘陵の起伏するが如く、往來全く閉塞せられて、行人は特に造られてある簷下の通路(里俗ガングといふ)を通行するのである。近年警察署の督勵に依つて、街路の中央若干尺を排雪して、轎車馬等の通行に便し、専ら物資を運搬す

る様にした、當初は、雪國の實情に通ぜざるもの(時の警察署長は中國人)として、排雪に不平を訴へる人が少くなかつたが、今では各人皆其の便を悟つて、自發的に排雪する様になつたのは、一種の自然征服であつて、交通運輸上の一進歩である。

雪荒れは冬至荒れ、寒入の荒れ、大寒中の荒れ、寒明さの荒れと殆んど定期に襲來する、強風樹枝を動かして至ると、既に降り積んだ氷り切つた粉雪が之れ煽られて亂舞するのである、多く降るのではない、烈風の通り筋に當る粉雪は、吹捲くられて物の蔭に落される。一は谷を生じ、一は山を造る、或は高低全く平均して、通路と其他とを辨別し難くなる、原で此の吹雪に遇ふと、忽ち方向を失ひ、眼も口も明け難く殆んど絶息の苦痛を嘗めねばならぬ、所謂吹雪倒れ即凍死は斯る時に起る悲惨な出來事である。

此の頃は寒威も極めて猛烈で、雁木下の通路は、水分は吹雪を交へて鏡の如く氷結し、足駄で行く人は動もすれば顛倒するのである、されば、此の危険を避けてカラ／＼と軽く足駄を擦りながら歩行するのは、雪國人特有の一種の技術である。

冬季中は、太平洋沿岸地方の牢晴に反し、當地方は凍雪暗澹として低く垂れ、殆んど日の目を見難い、偶々晴天の日、街の一角に立つて郊外を望む時は、宇宙唯暗々として一白に歸し、山は神嚴の氣に満ちて立ち、田もなく畑もなく等しく純潔の色に映えて、自然の大觀言はん様もないが、更に燦たる陽光之に反射して一段の絢爛を加へ、其の雄渾壯大の美觀は、唯看る人の心に美しく畫かれ

るのみである。

盛時の降雪は狂花亂舞の凄しき勢を示すが、寒明以後の降雪は、多量の水分を含んで弱々しく力がない、もう積もる程にはならぬ、漸く暖くなるに連れて、水蒸気が盛んに立上つて、濛々として咫尺を辨じ難い、里俗之を「雪睡り」と呼ぶ、此の頃各戸人力を以て頻りに除雪に努め三月末に至ると街路は殆んど雪影を認めない程になる。

天氣晴朗の日通常土手廻りと稱する郊外散策を試る、風は尙聊か寒い、煦々たる日光を浴び、糸遊を追ふて緩歩すると、約半歳雪に閉ぢられて鬱結した氣分を大空に放散し、萬象皆新装に入らんとする潑漑たる萌芽を感得する事は、格段の光景で、雪國人ならではの味は、これ大愉快である。

甚しき氣温の低下は空氣中の水分を凝結して雪を生成せしめるのであるから、雪となるべき原料即ち空氣中の水蒸気が豊富の時は多雪となり、山脈の位置方向に依つて一地方に偏して深雪を醸すのである。遞信省調査の降水量を掲げると(單位耗)

	冬	夏	季
越後地方	五〇〇—一〇〇〇	三五〇—五五〇	
關東地方	一三〇—三〇〇	五五〇—八五〇	
駿遠地方	二五〇—三五〇	一〇〇〇—一五〇〇	

越後地方の多雪の原因が首肯せられるであらう、水蒸氣の越後地方に齎される場合を調べると、

(一)大陸高氣壓が、滿洲方面に在つて、北西季節風を卓越させる場合

(二)若狹灣附近の低氣壓が、越後内陸を北東へ通過する場合

(三)低氣壓が北海道西方に、高氣壓が揚子江下流方面にある場合

(四)南西卓越風が能登半島の存在に因つて、廻旋運動を起し西北風となつて、上中越地方に集中する場合

(五)西高東低の氣壓配置から、冬の季節風が起る場合

風は日本海を過ぎ多量の水蒸氣を拉し來つて驀然上陸し、之を冷却し、凝縮し、凍結して、雨・霰・或は雪と化成せしめつゝ、國境山脈に衝突して滯滞する間に、其の山脈の内部地方に齎せる雨雪を放散落下せしめるのが越後地方の深雪となる原因で、當地方に比して寒威一層峻烈な長野・松本さては北海道・樺太等が却つて少雪なる所以である。斯くて國境山脈を超えて太平洋沿岸地方に出た風は既に乾燥して雨雪となるべき原料を包含して居なす。

第二節 長岡の地位

戸口上の地位

本市の人口は明治三十九年市制施行以來八一、七パーセントの増加をしてゐるが之を縣内及隣縣其他仙臺鐵道局並に名古屋稅務監督局各管内の十五縣三十七市と比較して見ると

市名	大正十年末		昭和五年末		増加率	人口
	戸数	人口	戸数	人口		
津	10,250	22,633	11,200	27,640	16	131
四日市	7,500	17,359	10,733	25,567	14	137
宇治	8,333	20,086	10,546	26,555	18	134
山田	14,354	30,866	18,966	47,026	13	134
岐阜	5,893	13,021	8,000	20,309	16	151

尙縣内で市に準すべき町其他の戸口増加の様をも附記す

市名	大正十年末		昭和五年末		増加率	人口
	戸数	人口	戸数	人口		
三條	4,859	13,008	5,677	15,473	17	133
新發田	3,533	8,555	3,879	9,944	10	111
柏崎	4,921	9,771	4,544	11,337	10	113
直江津	2,527	6,152	2,800	7,390	11	113

交通産業上より見たる地位

省線信越線は市の東部を南北に貫通して東北は約二時間で縣の首都新潟市に達する外磐越、羽越兩省線に通じて仙臺、青森、弘前、秋田各市に連絡し、西南は上越の關門直江津港で北陸線に連り東

省線信越

して縣外長野市で省線中央線に通ずる、市の北端なる城岡驛は主として北越製紙・北越水力兩會社の貨物驛と成つてゐる。

省線上越

私線栃尾
鐵道
私線長岡
鐵道

今回全通した省線上越線は、本市と帝都東京市との最短距離を連ねて高崎・前橋兩市線内に在り、川口驛に於て省線十日町線を分岐して私線飯山線に連なる。

水運

自動車

長岡の産業

本市を基點とした私線栃尾鐵道は見附町・栃尾町を連絡して栃尾郷十ヶ村の旅客物資を吞吐してゐる、近年悠久山線を延長したがこれは參宮線といふべきだ、私線長岡鐵道は、長生橋に依つて連る信濃川の西岸に、西長岡驛を有し、一方は信越線來迎寺驛に達し、一方は寺泊港を連ねて本市と海との捷徑を作り、三島平野を貫いて走る。

信濃川は往時、上は支流魚野川を遡つて六日町へ十六里、下は新潟港へ亦十六里、三十餘里を通じて交通運搬に甚大の便益を與へて居たが、陸運の發展せると水路の惡變とに依つて、近年痛く衰微した、併し、尙沿岸の各地を連結して貨物の輸送に貢献して居る。

近時自動車著しく發達し、近距離に於ては、汽車の輸送を蠶食し、一層其の數を増す傾向になつて來たが、冬季の積雪は自動車の利用範圍を縮小するのは、土地柄とは云へ、遺憾の極みである。

長岡市を中心都市とする地方は、東南の奥地三魚沼と古志郡の山間部、西方三島郡、南方刈羽郡の一部、北方南蒲原郡の一部の平坦部に大別せられ、五十餘萬の人口を算するが、如上の交通網に恵まれ、市民の發憤努力に依つて、商業特に卸商として異常の實力を發揮して來た。大なる者は全國

を相手とし、小なる者も縣内鐵路の到る處、足跡の及ぶ處、何地も長岡商人の勢力圏内に置かれて居る。

工業は當に起るべくして起らないが、商業の盛んな事は一千萬圓の大資本を擁する銀行が二つもある事や、次表の會社の資本金や、利益金の大きなるを見ても、十分に立證せられる。

	商			業			融			合		
	會社數	資本金	利益金額	會社數	資本金	利益金額	會社數	資本金	利益金額	會社數	資本金	利益金額
新 潟	九七	四、〇二、八六五	二七、九四	一三	一七、一四、四〇〇	三、〇三六、三〇八	一七	五三、九四、五一五	六、四七五、〇五六			
長 岡	三三	四、四八、〇〇〇	二四、四九	四	一六、三三、〇〇〇	一、二九八、八七七	八七	四一、四四、〇〇九	二、九三五、八四五			
高 野	一六	三、八八、六五〇	二四、〇七	一	一、四〇、〇〇〇	三〇六、三四一	三六	一五、四六、九五〇	二、一九一、三六五			
長 野	七四	二、九三、一三〇	六九、九〇	一三	一、四四、九四、九五〇	一、五四七、九七〇	一三三	二九、三五、九三〇	二、七三三、八〇五			
松 本	六〇	二、五四、五五五	二〇、一五	二	一、四九、〇五三	一六、三〇六	一一九	八、二八四、六七六	四四、一〇四			
清 水	三〇	一、三二、〇〇〇	八〇、九四三	三	六三六、〇〇〇	九三、五六	七〇	四、七五、七〇〇	三三、五五八			
津 市	五五	四、四六、三九三	一八、四四	四	一六、六三、〇〇〇	二、四九六、七六一	七三	五三、二〇〇、八四三	六、二七四、二九一			
四 日 市	三〇	一、六三、五三〇	一五、三六	四	六、九一、〇〇〇	八七三、七九	六三	一四、四九、二七〇	一、三七六、一三九			
宇 治 山 田	七	九七五、四七九	五、一六四	一	六五、〇〇〇	七、五三六	五四	二、一八六、一〇四	一六二、〇〇一			
岡 崎	三三	一、六四、二〇〇	六、一七三	四	三、六六、〇〇〇	六七八、八七四	五三	二四、七五、五七〇	二、六六二、四八			

合計は他の業態をも含み、此の二項のみの合計ではない。(名古屋稅務監督局年報に據る)

大變化

之を要するに、今回の上越線の全通は、交通運輸の系統に大變化を來すと共に、市民の活動範圍にも意外の影響を及ぼすべきは、火を賭るよりも明かて、所謂新時代を劃すべき秋に逢着したものである。

第一編

藩治以前の長岡

第一章 名稱の起源

第一節 古代の長岡の地

高志の國

上古、成務天皇(紀元七九一年御即位)の御代、高志の國を立てられたが、長岡の地は之れに含まれて、其の國造の支配を受けた。高志の國は、また、越の國の一部分である。國造本紀に

高志の國といへるは、古志(今の古志二島)、三島(今の刈羽)二郡の舊域にして(中略)大彥命の裔族を以て國造としたり。此の國造家は、古代北陸道に於ける最強最盛の勢力を保有せられ、一族阿閉臣アノヒノミ、道公ミチノキミを初めとし、幾多の門葉繁榮したる狀、古史に歴然たり。

とあり。又當時の越の國とは、今の越前角鹿の坂から、海に沿うて北方に延び、遠く羽前、羽後邊までを包含して、華夷雜居の境に當り、所謂邊遠の國と稱されて居た。

古志郡

大化改新(紀元一三〇五年)の際に、國造を廢して國郡の制を立て、當地方には古志郡を置かれた。

古志郡を置く

高志の國

その國造

越の國

古志郡を
越中に編
入
古志郡越
後に復歸

大島の莊

明應檢地
帳
藏王權現

即ち、當地方が越の國の治所の本據で、文化の中心である事を明示せられたものと思はれる。天武天皇の御代には、越の國を分けて、越前、越中、越後の三國(若狭、佐渡を併せて五國)となし、古志郡は蒲原、魚沼、頸城の三郡と共に越中に屬し、沼垂、磐船以北が越後國になつた。文武天皇の大寶二年三月、越中の四郡を割いて越後に併せた、當時古志郡を五郷(和名抄)に分けたが、長岡の地が、其の何れの郷に屬したか不明である。

大島の莊

鎌倉時代には、此の地方を總稱して大島の莊と呼び、當時の攝政關白の領分であつた事は、東鑑文治二年の條に、大島庄殿下御領と録されて居るから明かである。斯くて、數百年繼續して莊園時代を過ぎ、南北朝時代正平七年八月風間信濃守・村山義盛等藏王堂の賊軍を逐ひし事實あり戰國時代に及んで、漸次混亂に陥り、上杉、長尾の一族一黨が繁衍する様になつた。明應年中(元年が紀元二一五二年)足利時代の末期に出來た越後國檢地帳といふ古書に就いて、大島莊時代を窺ひ見ると、昔から此の大島莊で幅を利かしたのは藏王權現で、七萬八千五十町、別に別當職が二千三百七十町の領分を有して、無論長岡の地も其領分内に在つたであうが、長岡といふ地名は、何處を探しても見當たらぬ。

藏王堂城

戰國の上杉謙信時代になつても、藏王權現の莊園内に於ける地位は、尙依然として舊の如くてあつたが、唯時代の變遷に伴つて此の地方も亦勢力家の支配を受けねばならぬ様になり、政治的、軍事的關係から形勝の地として、藏王權現堂附近に藏王堂城が築造され、長尾爲景の弟新次郎爲重が此處に來つて領主となつた。

豊臣時代に移つて、牢平拔くべからざる根柢を築き來つた上杉氏は、秀吉の爲に會津に移封せられ、慶長三年正月堀左衛門督秀治が、春日山城主として越後一圓を統治することゝなつた時、秀治は弟美作守親良に藏王堂城を與へて、四萬石を領せしめた、長岡の地は勿論其の領地であつた。慶長七年親良病を以て封を養子鶴千世(秀治の二男)に譲つて隱退したが、尙幼少であるのと且慶長十一年に蚤死したので、此間慶長十四年まで、魚沼郡上田郷坂戸の城主堀丹後守直寄が、宗家との關係上、之れが補佐役を兼ねて爲政者となつて居たように思はれる、直寄が此頃長岡地方に關係のあつた事は、此の期間に發した直寄名義の古文書で、四郎丸昌福寺の諸役免除狀や、渡守與助に與へた非分の鞆取締狀などが現存してゐるので想察される。

慶長十五年秀治の子忠俊部下を治むる能はず、領地を褫はれ、直寄は封を信州飯山に移されて、松平忠輝が高田に來つて越後を統治する事となり、家臣山田隼人を藏王城に置いた。

松平忠輝
來國
山田隼人
來治

堀直寄の
輔佐

堀親良

上杉氏轉
封

藏王堂城

堀直寄來
治
牧野忠成
入府

元和二年忠輝が失敗して越後を去つてから、直寄は八萬石を以て藏王城主となり、城地を今の長岡の地に移すの計劃を定め、僅かに着手したが、幾許もなく、元和四年村土へ轉封を命ぜられ、同時に牧野忠成が之に代つて、頸城長峯城主から長岡に入府して、堀氏の計劃を完成し、爾來二百五十年間連綿と續いた。

第二節 長岡舊時の地形

築城前の長岡の地が、どんな地形であつたかは、微すべき記録がないので、正確な事は分らぬ。温古の栞第二十二編に、寛永十九年八月の八町家の記録といふものが載せてある。

八町家の記録

一面の野
原
神田通り

長岡の御城たち、町の地わり相成候までは、今の長岡といふ所は一面の野原にて、葦沼の中、處々に畑あり、又植出し田も有之候、往來も今の宮内御宮の前より水尾みづのかり、川西篠花渡り片貝道に出合、千手も往來ばたの家はまばら、今の北角より西に曲り、赤川八間の丸木橋をわたり、北へ曲り、葦原の中を通り、今の大工町あたりにて寺島わたり、柏崎道と出合、今の渡り町にて赤川を錢一文の貨船を越し、曲り〱四郎丸道に出合、七八丁も行き、神田と云ふ茶屋のある所に出たり、夫より往來の

三部に分
る
南北の窪
地

犬牙の如
く侵入せ
る四郎丸
村地籍

フケ地の
柳原町
古圖に見
えざる今
朝白

此の記事には何處まで信を措くべきか、多少疑はしい箇所もあるが(第二節中、町わりの條参照)、半面の想定は出来ると思ふ。長岡郷土史研究の第一人者と言はれた故本富安四郎氏は、舊時の地形を次の如く説いてゐる。

本富氏の地形論

長岡の地三部に分たる、神田方面、中央坂ノ上方面、千手方面是なり、北は安善寺裏より袋町、玉藏院町及長町を通ずる一帯の窪地を境とし、南は赤川に續ける荒屋敷並に柳原方面の窪地を境とす。昔時は此の區畫頗る明瞭なりしが、現時と雖も、尙洪水等の際には歴然と認むることを得るなり、而して赤川に沿へる一部の地の現今尙四郎丸村地籍として長岡市に編入せられざるものあり(編者曰はく、本篇は長岡市及四郎丸村の合併せられざる以前の記述なり)是又當時に於ける地勢の一斑を窺ふに足るものにして、町家及侍屋敷としての長岡には田地の必要なかりしを以て、四郎丸の侵入は以て直に窪地の侵入を證するに足る。柳原の地は元フケ地(沼の乾きて芒柳等の生ひ茂れる所)と稱したる所にして、現に地下數尺を堀れば木の根などを出すことありといふ。今朝白の如きも古圖には見えぬ。城の東方一帯皆沼地なりしこと勿論なり。忠辰公の頃と雖も、南は四郎丸方面、北は袋町方面に各在郷道と稱

するもの一筋ありしのみにて、他に今朝白に至るの通路なかりしものゝ如し、即ち忠辰公入國の當時、市中巡視の順路、四郎丸より今朝白の通り袋町の橋を渡りし由古史に見ゆ、其の不便甚しき故を以て、茲に中央の通路を開かんことを志し、粗朶を敷きたる上に土を盛りて以て沼を埋め、路傍に片側屋敷なるものを作れり、是即ち今の觀光院橋以東の今朝白繩手にして、佐治、杉山等今に残れる家は、此の片側屋敷に建てられたるものなり、此の邊は地下一帯に青土なれば、則ち沼地なりしことを証するに足るものなり。

之を要するに、神田、坂ノ上、千手三部の高地より成れる長岡は、其中間にありし沼地、年と共に漸次乾き上りて、現今の如く連絡したものと知るべし

而して我長岡が斯の如き地形を呈したる所以は、一に信濃川の影響による、即ち信濃川は其の流動窮りなく、方向を變ずること又屢々なれども、元來沼地なるが故に、之に伴ふべき利害關係極めて鮮少なりしを以て、自然に放任したる結果、遂に今日の如き地勢を見るに至りしものなるべし、現に地下を掘れば、大川砂、脈をなし、又當時打込みたりとおぼしき川杭を土中より發見すること敢て珍しとせず、以て信濃川の流動の如何に宏大なりしかを知るに足らん。

寛治以前の越後地圖と稱するものを見るに當時の長岡は深く入海の奥にあり、而して彌彦の對岸に新潟ありて、長岡以北は一大灣を成せり是れ全然信を置き難しとするも、蓋し古代に在りては大要此の如き形勢を成したること略々疑なし。

こは當らずと雖も遠からざる推測で、此等の記事に依り、略々築城前の長岡の地貌が想像出来る。

第三節 長岡の地名の起原

名稱起原不明

長岡といふ地名が何の縁りて名づけられ、又何時の頃から呼ばれたかは全く不明である。

前述の如く明應年間(元年が紀元二一五二年足利義植時代)に出來た越後檢地帳には、長岡といふ地名は何處にも發見されぬ。吉田東伍博士は長岡といふ地名の起りは漸く三百年來の事だといひ、其の地名辭書に

元和二年堀直寄藏王城を今の地に移し、之を長岡といふのみ。

と論ぜられて、此の時分から長岡の呼稱が起り、長岡城といつたといふことは、聊か疑はしいやうだ。

長岡の文字ある古文書

由來長岡には元和以前のものにして殘存せる古文書に乏しいが、現存の古文書中長岡の文字を記入せるものが數通あつて、何れも慶長年間のものである、即ち

一、慶長十年五月三日堀甲斐守(堀龜千代の家老か)から渡守與助に交付した「藏王渡し船長岡へ御引被成付て云々」の文書

名の起りに關する臆説

山城の長岡に擬しといふ説

- 二、同年十月二日同上「長岡町渡往還之者夜中に不寄無懈怠被越可申候云々」の文書
 - 三、慶長十年から十五年迄の間で、年號は不明だが其五月廿八日付て堀直寄から渡守與助へ交付した「急度申遣候仍長岡對渡守諸奉公人非分之族申懸候旨聞及候云々」の文書
 - 四、慶長十六年九月九日付て、山田隼人其他から古志郡長岡渡守に宛てた「古志郡長岡渡守給之事長岡城有之間云々」の文書
- 是等を見れば、慶長年間或は其の以前から、長岡なる地名が呼び做されて居つたようだ。

命名に關する推斷

想ふに藏王は長岡の西北部に位してゐるが、古來藏王權現があつて中越一般の信仰を集め、藏王堂城が出来て地方政治の發動地となつてから、追々に人民も聚つて繁盛の地域となり、市街の形をも造つたが位置が直に信濃川に枕んで居るので、河勢變動の爲に水流東岸に激して屢々川缺けを生じ、洪水の慘害に逢遇して、現狀維持に困難となり、従つて住民は次第々々に之を避けて、東南隣接の安全地帯に移り住する様になつた。

此の安全地帯は古圖に依ると、東北に深泥の沼地を控へ、西は信濃川の大江に沮まれ、南方遠く妙見榎峠に連りて、一見帯の如き狭長なる丘陵の觀があるので、誰言ふとなく長岡々々と呼び做したものゝが終には自然と長岡といふ地名を確定するに至らしめたものではあるまいか。彼の山城の國乙訓郡なる長岡と地形が類似して居るので命名したのだといふ説もあるが、自分は採らぬ。

町割り

次に町割りに就ても、吉田博士は

元和二年に、堀丹後守直寄が、信州飯山より藏王城に移され八萬石を領します。此の時に始めて長岡といふ場所に繩張りして城を構へ町割りを定めなどしたのである。(中略)史實によれば此時を以て長岡の濫觴となつてゐる。併し築城が何年に始つて何年に完成したかは、明瞭を缺いて居ます(下略)

と説かれてある。併し古文書に據れば其以前から、千手、四郎丸方面より藏王に通ずる幹線は出来てゐて、相當の規模に發達して居た事が分る。蓋し直寄は慶長十年前後に藏王城管内の爲政者となつた當時から、屢々水害に惱まされ、又川缺の爲に城壘の維持も困難に感じたので、早晚城地移轉の止むべからざるを感じ、且住民の移住漸く多きを見て、先づ町割の基本を定め置きたる儘、信州飯山に去つたので、一時中絶の姿となつてゐたが、元和二年長岡城主となるに及んで、自己の抱負と計畫とを實現しようとしたのではあるまいか。

文書一、(保高忠左衛門氏所藏、古法例式鈔所載)

覺

一 八間口之屋鋪堀之際迄本町之内にて被下候事

町割に關する吉田博士の説

町割はやく古い

その證

- 一 九箇口之屋舗裏町にて被下候事
 一 五箇口之屋敷渡り町にて被下候事
 (以下二ヶ條省略)
 右之通前々々何來之旨被聞召届此已來も無相違被仰付旨被仰出候拙者方より可申渡旨御意に而如此候仍而如件
 慶長十年五月十一日
 堀甲斐守書判
 彦次郎殿へ

本町と表

本町とは今の表町である事は次の文書で證明される。
 文書二、

本町通東側屋舗之裏餘地壹之町より五之町まで東側之者に遣候條可得其意者也
 元和二年十月十六日
 丹 後

長岡市本町東側
 一之町方五之町之者共五遣ス

文書三、

表一之町屋敷裏餘地之儀堀丹後守様御證文之通一之町江被下置候間此旨可被申渡候
 貞享三年寅九月廿九日
 池田小左衛門殿
 稻垣平助
 以上

文書二及三に據ると、堀家の指令に就いて牧野家が承認して町民の便宜を謀つたのであつて、本町

は築城に依つて城地に接近した地帯となつたので表町と改稱されたのだ。
 前節の八町家の記録を見ても、藏王と接近した神田方面の早く拓けた事は勿論、千手、四郎丸なども、長岡城の築造に先つて、随分早く拓けてゐたようである。

第二章 長岡の創始

第一節 長岡搖籃の地、藏王

藏王石内

藏王の概観
 藏王権現

藏王は現在長岡市の西北部に僻在して、農工商混淆の場末町であるが、翻つて三百年の往時を顧ると、中越一帯の崇敬を収めた藏王権現宮が儼立し、行政の根元たる藏王堂城が存在して、相當の繁榮を保ち中越に於ては最も古き歴史を有すると共に、地方文化の發源地で、長岡は當初此の搖籃に依つて覆育せられたものと言つてよい。

藏王権現(今の金峰神社は)和銅年間(元年が紀元一三六八年元明天皇の御代)和州吉野郡金峰の藏王権現を古志郡楡原に勸請し、後二三轉して正應年中(元年が一九四八年鎌倉北條貞時の世)今の地に鎮座したものと傳ふれども、創起の説は詳

安禪寺

極樂寺

藏王堂城

城地移轉

かでない、又祭神に關しても異説がある、兎に角吉田東伍博士は

此の祠は近世三百石の朱印狀を賜はり、越後一の宮と稱せらるゝ彌彦神社と拮抗する程に中越一帯の人民の崇敬を集めた大社なれば決して尋常一様の淫祠ではあるまい。今日の神道者は金峰神社などいふ笑倒に堪へたり

と説破してゐる。其別當職であつた安禪寺（靜觀院）も赫々たる神威と共に或る勢力を有してゐた。寶徳二年（紀元二一〇年）奉納の青銅の燈籠や、享徳四年（紀元二一五）四月改鑄の鐘や、文祿慶長の頃の社領檢地の古文書等が同寺に現存してゐる。

又石内の極樂寺は市現存の寺院中由緒の最も古い者で、明應檢地帳に「合三百二十石打極樂寺、合二萬四千五百餘石打道場」と載せ、近世も五十石の免田を賜はつてゐた。

藏王堂城築城の年代も亦不明であるが、永正年間（元年が紀元二一六）？長尾爲景の弟新次郎爲重其子景連（剃髮して謙忠と號す）か居城した事が史に見えた初めである。

以上何れも藏王石内繁榮の起源が頗る舊い事を物語つてゐる。

城地移轉

藏王堂城主は爾來幾人かの更迭があつて堀直寄の時代となり、今の長岡停車場の所在地を相して新城を築き之に移るの計畫を進める内、僅かに二年程で、岩船郡本莊城（今の村上）に移封を命ぜら

寺院の移

藏王は長岡の橋

れ、同時に頸城郡長峯城（實際は前領上州大）から牧野忠成が入府して直寄の事業を繼承し、爾來二百五十年間連綿として明治維新の時に及んだ。塹壕の一小部分は今尙安禪寺境内に残存して追懷の種となつてゐる。

もと此の地に在つた德聖寺、長永寺、善行寺、德宗寺、圓宗寺等が慶長元和の間に長岡の地に移轉したのは、城地の移轉と共に藏王の變遷を説明するものである。

要するに、中越地方の中心地たりし藏王は其の地理的關係上、當時に在りては重きを爲せしなるべく、藏王に發芽した文化は其儘隣接の長岡に移植せられ、尋て牧野家多年の培養に依つて健全なる成長を遂げ、名實共に北越の標目として異彩を放ち、明治維新直後の難關を突破した眞摯の素質も進歩向上の發展力も此の間に涵養せられたのである。

（附記）徳川幕府時代には、藏王は幕府領、石内は極樂寺領で、長岡とは行政區域を異にしてゐた。

第二節 長岡の恩人堀直寄

人物

歴代の藏王堂城主中、地方民政に貢獻したものは、堀丹後守直寄に如く者はあるまい。直寄は天資勇邁果敢、而も敏慧で奇智に富み、能く事に處して機宜を誤らず、且つ經世の才にも乏しからず、

直寄の人

仲々の偉材であつた。嘗て軍法の本は民福を謀るに在りとして次のように語つた。

軍法には本がある、徒に甲冑に身を固め、備を堅くして強からんことを望むなどは心淺く大なる誤りである、第一に國の掟を能く立て、民の苦を知つて其の苦まぬように部下を簡選し、斯くして政治を施すが軍法の本である。

と確かに一識見と言はねばならぬ。又「鐵團公御遺訓」(鐵團は直寄の法號)に直寄を頌して直寄公御一代の間邪欲を知り給はず、美館美衣を好み給はず、萬事に私なく、諸法度の掟を能く定め給ふ。

と言つてある。

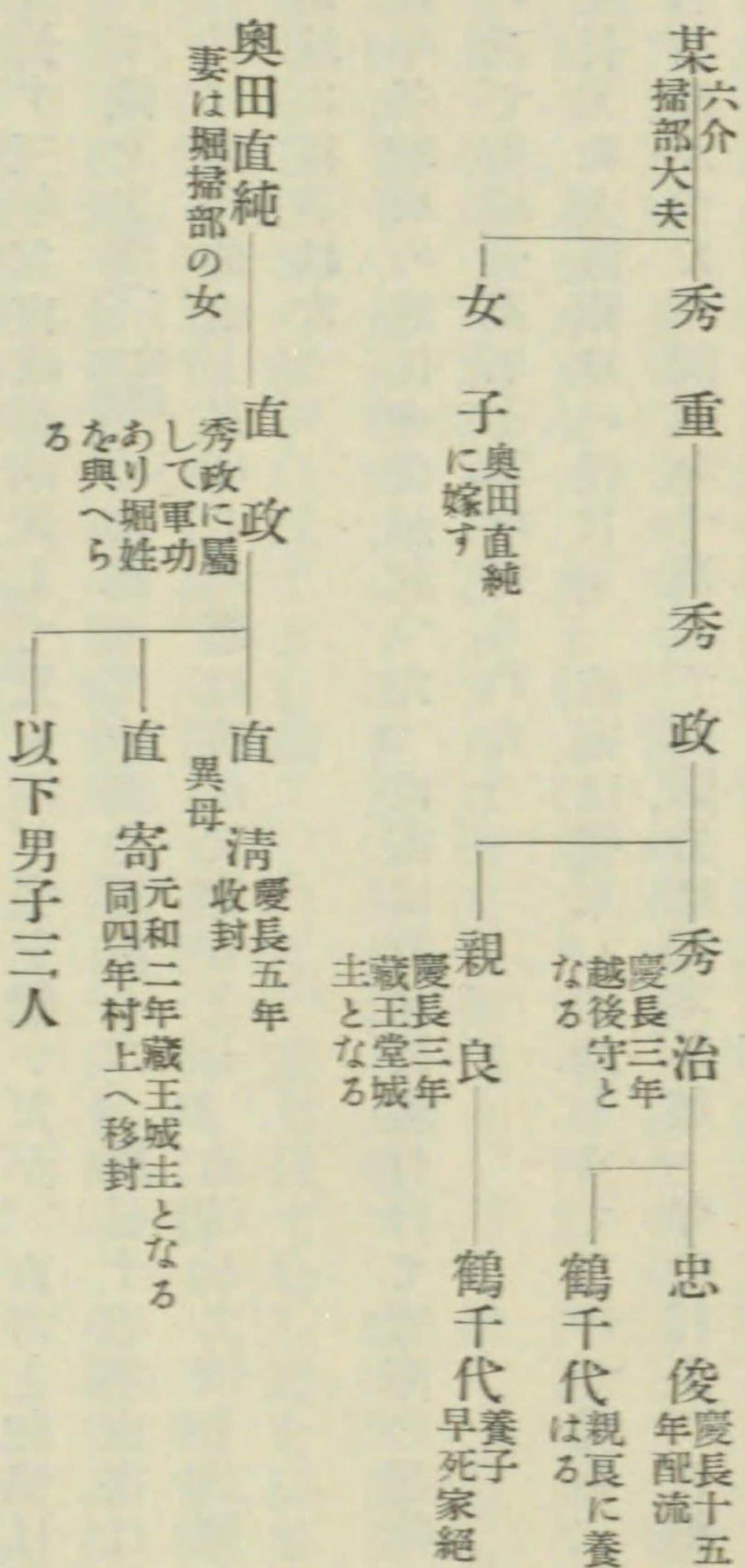
新瀨は直寄が長岡城主となると共に、其領土に編入せられた土地であるが、吉田東伍博士は新瀨に於ける直寄の民政上の功績を述べた上、「恐らく慶長元和の當時に於て、此くの如き特殊政治を布かれたる都會は、餘國餘所には例があるまいと私は考へます。」と褒めちぎつてゐる。

直寄の在岡は前後七八年で築城の計畫は勿論、之に伴ふ土地區畫の整理、民政上の諸掟等大方を定められたであらう、併し今殘存せる資料が殆んどなくて、之を記述することの出来ないのは最も遺憾とする所であるが、間々「堀丹後守様御證文の通り云々」と記せし古文書を散見するので、尋いで入國した牧野家に依つて「仕來り」として踏襲せられた事項も多からう。

以下直寄の小傳及逸話の二三を掲げて其人物を髣髴せしめたい。

略 歴

順序として、先づ堀家の系圖の必要なる部分を掲げる。



直寄は直政の次男で、天正五年尾張に生れ、小字を三十郎といつた。年十三豊臣秀吉に給仕して其敏慧を愛された。年十六毛利輝元を介して征韓の軍に従はんことを願出た、秀吉幼き身にて望み申す所神妙なりと、聽されて海を渡つた。慶長三年正月秀治が越後の守護となつた時、直寄從五位下丹後守に任ぜられ、越後の國の内にて壹萬石の領地を賜ひ秀治に屬せられた、秀治よりも采邑壹萬石を分與して魚沼郡坂戸城に置いた。慶長五年關ヶ原の役起るや、上杉景勝は越後が舊領の故て

土民を煽動して一揆を起させ、小倉政熙を下倉城に圍んだ、時に下倉城は守兵僅かに七百許りて殆んど防禦に足らぬ、直寄急を聞いて直ちに發し晝夜兼行して馳せ向ひ、奮戦して敵の首三百餘を得、敵は妻有莊十谷屋田川に退いたので、直寄またも追撃して二百餘人を討取つた。此時越後を敵手に落さなかつたのは、全く直寄の功であるとして、家康秀忠兩人から感状を贈られ、二萬石を加へられた。(二萬石加増の事實は疑はしいと新井白石は言ふ)

慶長十三年父直政が病死して兄直清が家を繼いだが、直寄と相協はないで屢々諍論した、直清はそれて讒を忠俊(宗家秀治の後嗣)に構へて直寄を逐出した。慶長十五年直寄は之を駿府に懇へ出た、家康秀忠と共に其の曲直を糺明し非義は直清に在りとし、直清及忠俊を放竄し、直寄は特に三萬石で信州飯山城に移された。

此年冬駿府の城に火災が起つた、直寄は眞先に驅付けて寶庫の警衛に當り、且つ鎮火に努めた、其の功で美濃壹萬石を加増せられた。

慶長元和大阪兩度の役にも、直寄は從軍して功を立てたので元和二年には越後長岡に移されて八萬石を授かつた。同四年十萬石で同國岩船郡本莊城(今の村上)に轉じ、寛永十六年六月六十三歳で病歿した、法名を凌雲院殿鐵團宗釘大居士と號し、東叡山の凌雲院に葬つた、凌雲院とは直寄が開基した寺院である。

逸話

次の挿話は直寄の勇猛で敏捷で、而も事理に明かて、果斷なる事を物語るものである。

下倉城救援 直寄下倉城危しと聞き將に赴きて之を救はんとす、螺を鳴らし幟を掲ぐ、老臣某諫めて曰く、寇賊來襲せん、他を救ふは遅きも何の不可かこれあらんやと、直寄曰はく、今巷説を信じて急を救はず、賊兵若し來らざれば後日を如何と、乃ち發す。(野史)

軍略に長ず 此の戰賊退いて妻有莊十谷屋田川に屯す、直寄老臣に謂つて曰はく、我れ嘗て兎長老が孫子を太閤の牀下に講ずるを聞く、曰く、正を以て合し奇を以て勝つと、今之を學ばんと、乃ち分て二隊となし自ら兵六百人を督して路傍の林藪に伏し、一隊を縦ちて賊と相搏たしめ、誘ひて之を林下に致す、直寄大喝一聲奮起して討ちて之を破り、復賊首二百級を得、進みて餘賊を四日市に撃ち、捷を東府に報ず。(野史)

迷信打破 大阪夏の役、五月五日諸將大阪を攻撃すべき嚴命を被り、古來の吉例に依りて田尻嶺より競ひ進む。時に直寄龜瀬越に到る。(他に後れさらんが爲に特に便路を採るなり。編者)村里の父老及從卒等直寄を諫めて、往昔物部守屋此の路を経て終に敗亡に至りしよりこのかた、大將たるもの龜瀬越を歷ることなしといふ。直寄が曰く、命を輕んじ戰場に臨む者何條かゝる事を忌避んやと、速に打越え、國分寺に至りて張陣す。六日卯の刻の合戦に、直寄從兵を分ちて横鎗を入、多數を驅破り首級を得たり。七日敵

下倉城を救ふ

軍略に長ず

迷信打破

昔の事

軍天王寺邊に出張し、挑み戦ふ。直寄諸將に馳加はり、大勢を突崩し、首八十級を得て奉る、兩日の戦に討取る所の首總べて二百あまりに及びしかば御威の仰を蒙る(寛政重修諸家譜)

直寄はまた用意周到で奇智に富んで居る。

消防の功 慶長十五年十月九日、駿河の國府の城、火あつて殿舎悉く焼失せぬ。此時直寄第一に寶藏に近づき部下を指揮して吹きつくる火の子を消し、落來る火燼を踏み飛ばし、近くに在りし家數棟を引倒せし爲め辛うじて寶藏は助かりたり。時に直寄は豫て貯藏せし大團扇、龍吐水、手桶、鳶口等に堀丹後守所持と大書し、番號を記して城門の橋より到る處に打捨て置かしめたり。當時は消防器具未だ調はずして、桶さへ碌々備はらざりしに、城中の士は直寄の道具を用ひ火の子を團扇にて扇ぎ飛ばし、龍吐水にて水を注ぎ、鳶口にて塀垣根等を引倒し、思はぬ功を奏せしに驚嘆せしが、鎮火の後家康の感賞一方ならざりしといふ。(二百諸侯)

直寄は榮達の爲には随分苦心したものとやうである。

十萬石昇進策 初め八萬石を賜ふ。程なく江戸の城を築かれし時、十萬石の役承るべきよし望しかば、九萬石の役を仰せ下さる。其の後また所領の田檢地せしに一萬石を得し由申て、重ねて十萬石の役を望しに依て、其の請に任せらる。此の事元和四年の事にや。(中略)古き人の申せしは、此の人常の願に十萬石を領せば、時に乗じて天下をも知らるべき者なりと言ひしが、八萬石領して後、如何にもして十萬石に至らん事を思て、斯くいろ／＼に謀りて、遂に本意の如くなりしなり、誠は

十萬石はあるまじきなり。(藩翰譜)

直寄は臣下の立身出世に關しても、同じ様に謀る所があつた。

俸祿のつけかけ おのが家の士に祿與へし様、又めづらかなり、例へば百石をば二百石と註し、千石をば二千石と註し與ふ、汝等我が家を去りて、他の主に仕ふる事あらんに、今までは如何程の祿、知行せしぞと問はれん時の爲なりと言ひき。當世に名利を求むる輩は、先づ此の人の家に仕へん事を願ひしかば、高名の侍、多くありしとなり。

總べて此の人の身の上、いろ／＼の物語多き人なり。(藩翰譜)

毀譽褒貶相半ばした人のようであるが、要するに、當代得易からざる偉材で、常人の企て及び難い工夫と言行とがあつた。

第三節 長岡の築城

城地移轉の原因

信濃川の水流が藏王城下に激して屢々川缺けを生じ、終に城地移轉を餘儀なくせしめた事は、前章既に述べた所であるが、最初古志、三島二郡の境界は信濃川に依つて劃されて居たのであるが、現今信濃川を隔てた對岸に、古志郡に屬する上川西村、下川西村、福戸村等があり、又長岡市に屬す

る二十戸許の部落が對岸なる本大島に接續するが如き、洪水の爲沿岸の村形が一變せりとの言傳のある如き、如何に大江の暴威が河勢を變化せしめたかの生きた證據である。

城地設計

直寄は家臣與村九左衛門に命じて築城の規模を定めさせ、元和三年融雪の候を待つて起工しようとしたが、其の二月雪の氷つた朝、不思議にも一匹の白狐が白苧を銜へて引廻つた跡を見るに、恰も今築造せんとする地に城廓の圖形を爲して居た、而かも其の形が兜に似て居た、一同何れも奇瑞として喜び、直ちに繩張を了し苧引形兜城と名けた、即ち最高所に牙城を置き、地形の低下するに従つて外廓を附せる其形狀が、さながら兜の鉢金と鏝との關係に在るといふので、斯くは呼做したといふ。而して彼の白狐は城内に祀られ、今尙市公會堂裏の堤上に現存して城内稻荷と齋かれてゐる。城の規模の大略を次に示す

本丸	東西の長さ	南北の長さ
二の丸	四十三間	五十三間
詰の丸	四十五間	五十一間
	二十二間	五十一間

城地の設計
苧引形兜城

城内稻荷城の規模

城門

城主の更迭

八文字構浮島城

藩士の屋敷割

要地の土手	土手の高さ	濠の深さ
二番土手	一丈五尺	一丈五尺
三番土手	一丈二尺	一丈
	七尺五寸	八尺

濠の幅は三十一間より三十四間迄で、所によつて廣狹が有つた。

城門は十七あつて大手から本丸に通ずる間には大手門・櫻門・二之門・冠木門・九間門があり、又裏門には鹽門・皂莢門・不明門(非常口にて再築の時新設)・大鼓門があり又外廓には町口門・坂口門・千手口門・高橋口門・長町口門・神田口門・四郎丸口門・今朝白口門がある。右の内九間門は本丸の正門で、冠木門は九間門の附屬門ともいふべきものである。

然るに同四年四月に、直寄が村上へ轉封を命ぜられたので、折角の築城も其儘として長岡を去つた。牧野忠成が入城してから、之を繼承して工事を進めたが、長岡城は又八文字の構浮島城ともいつた。浮島城とは地形が四面を大江及深田に圍まれて浮島の觀があるし、八文字の構とは兜城に因みて大手口と神田口との二大門が、八文字形に鍬形の開いた意味なりといふ。兜城といひ、浮島の城といひ、何れも地形から出たものであらう。

元和七年藩中の屋敷割を定めた。

町割り	禄	高	屋敷の大きさ	塀垣敷地	備	考
三〇〇石一〇〇石	方二五間	巾四尺五寸づゝ四方	全	總計 百町歩		
二〇〇石一〇〇石	方二四間	全	全	往來道幅は 五間		
九〇石一五〇石	二〇間の 七間の	全	全	徒士組は 三間		
四〇石以下徒士組迄	二〇間の 五間の	全	巾一尺五寸づゝ四方	總計 二十五町歩		
足輕屋敷	六〇坪づゝ	全		往來の道幅 二間		
中間屋敷	三二坪づゝ	全				

町割り

元和八年には町割を決定した。

- 表町通 五ヶ町
- 裏町通 四ヶ町
- 神田町通 四ヶ町
- 柳原町
- 上田町

- 渡里町 各一ヶ町
- 吳服町
- 關東町
- 計 十八ヶ町
- 屋敷總坪 三十町歩
- 外に大工町屋敷 四町歩

其の後幾分の變更はあつたであらう。

城地の變遷

此時より約壹百年を経て、享保十三年三月二十七日有名之三藏火事なるものありて、城廓は全部烏有に歸し、延焼戸數千五百以上に及んだ。依て幕府の允許を得て再築に取懸り營作料として七千兩を幕府から借受けたが完成したのは、是より二十七年を経た寶曆四年八月で、其の二十一日には盛なる竣工祝が擧げられた。規模及構造に多少の變更のあつたのは勿論である。

今の長岡停車場の本館の所在地及其前の廣場は本丸跡、長岡市公會堂所在地は二の丸跡で、其後方の砂地は濠を埋めたものである。

第四節 長岡城の要害

長岡城は平城で、其の規模は決して大きいものと謂はれないが、兜城の名は巍然として聳ゆる牙城

城廓其他
烏有に歸
す再築

今の長岡
停車場附
近

平城

信濃川

深田

榎峠の嶮

滄桑の變

を仰がしめ、浮島城の名は其の無双の要害に想到せしめる。即ち西には汪洋として流れ迅き大河を防禦線として横斷容易ならざる天嶮を控へて居る、併し大江は如何に廣く又如何に流れ早くとも舟筏を以てすれば、決して涉り得ぬ事はない。東北南の三面を圍む深田に至つては、舟も筏も其の力を用ふる所がなく徒涉は殆んど不可能と言はれて居た。唯僅かに南に走る丘陵の一部も平地漸く狹まりて一方峨々たる榎峠の嶮立ち、一方信濃川の激流に臨める斷崖は高い壁の如く、所謂一夫路に當れば萬夫も進む能はざる難所に逢着するのである。明治戊辰の役、西軍は終に榎峠を突破して長岡に入得なかつた。

併しながら滄海變じて桑田となるの例に洩れず、絶えざる時の流れは、總ての物を洗ひ去つて刻々に舊來の面目を變化せしめる。長岡の地勢亦然り。近き四五十年の過去を顧みても、當時栖吉川以東の田は腰を没する程の深さがあつて沼地も諸所に點在して居たが、今では全く其の片影すら見られなくなつた、過去四五十年既に然り、况んや古圖に對して三百年の昔を想ふとき、其の當時の要害の堅固さと滄桑の變の激しさとは蓋し思半ばに過ぐるの感があらう。

第一編

藩治時代

武内宿禰
の後裔

戦國時代
の牧野氏

第一章 藩主及藩士

第一節 牧野家の由來

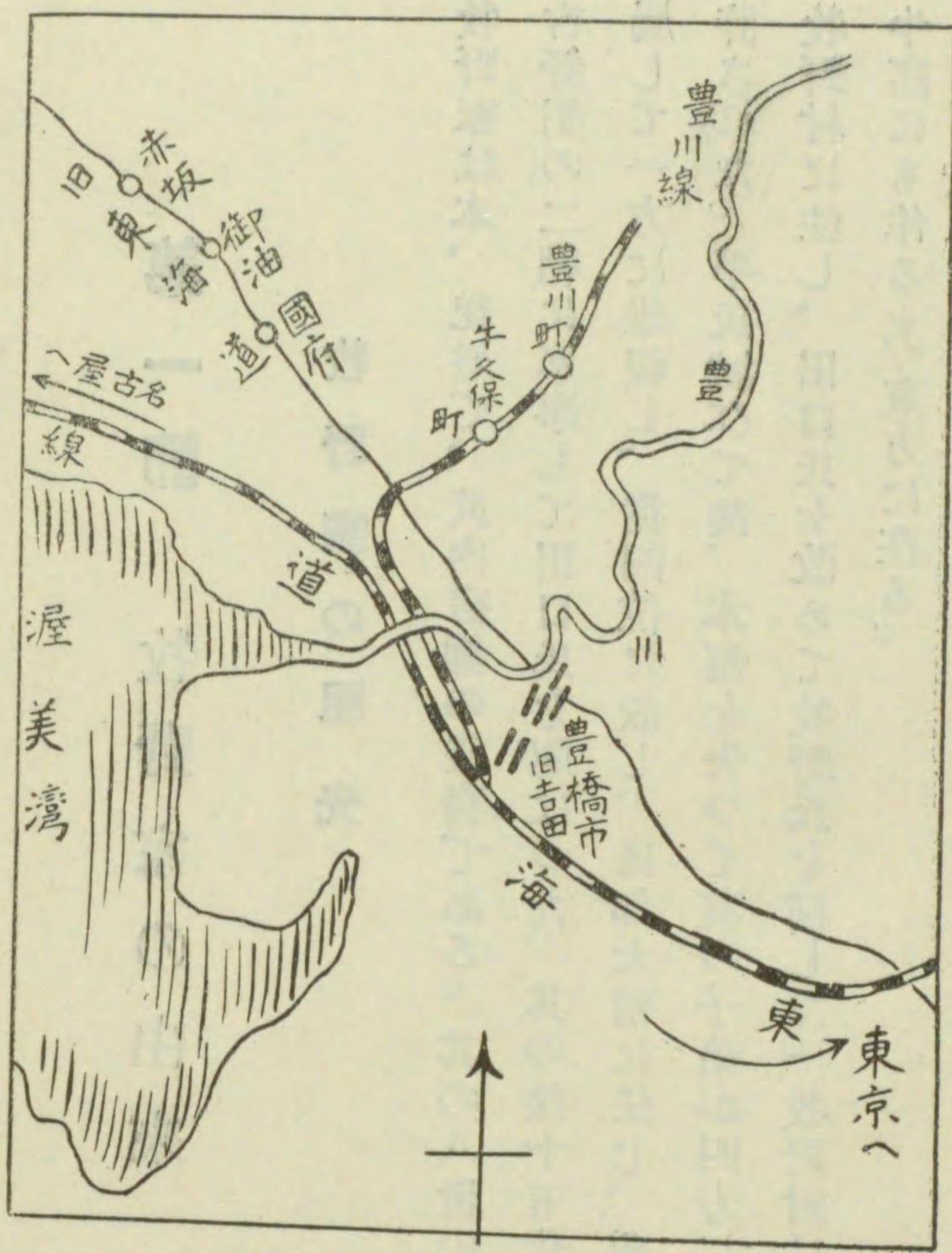
牧野家の祖先

牧野家は本、紀姓で、武内宿禰の後裔である。其の八世の孫幅幡臣、大和國高市郡田口村に住し推古舒明の二朝に奉事して田口氏を賜はつた。其の後十五代を経て、重能に至り阿波に住し、平氏に屬して一方に雄視し、從四位に叙し、民部大輔に任じ、菊、桐の紋章を賜はつて、家紋とする事を許された。平氏滅びて後、本領を失つて其の子弟が四方に離散したが、重能の孫成朝三河國寶飯郡牧野村に住し、田口氏を改めて牧野氏を稱した。牧野村は今の豊橋舊稱今橋の北方、牛久保町（もと牛窪にも作る）の東方に在る。

牛久保に於ける牧野氏

牧野氏は此の地に在住する長年月の間に、次第に其の勢力を扶植して、成種貞成成朝よに至り、牛

久保の地に城廓を構へ、隠然たる一勢力をなし、戰國時代には、駿河の今川氏の部將として、西の方徳川氏の侵入に對抗する重鎮となつた。牛久保は豊川街道と御油街道の相交する點に在つて、



牛久保附近地圖
其の今川氏と衝突する時には、必ず先づ御油街道から此の地に出て、北には武田氏が盤踞して、其の中原逐鹿の運動は豊川を下つて直ちに牛久保に肉薄するので、牛久保は常に此等の強敵と對抗し、地勢上重要にして而かも困難な位置を占めて居た。

の衝に當つて多年苦戦を續けつゝ、一方屢々援を氏真に求めたが、何時も顧られなかつたので、永

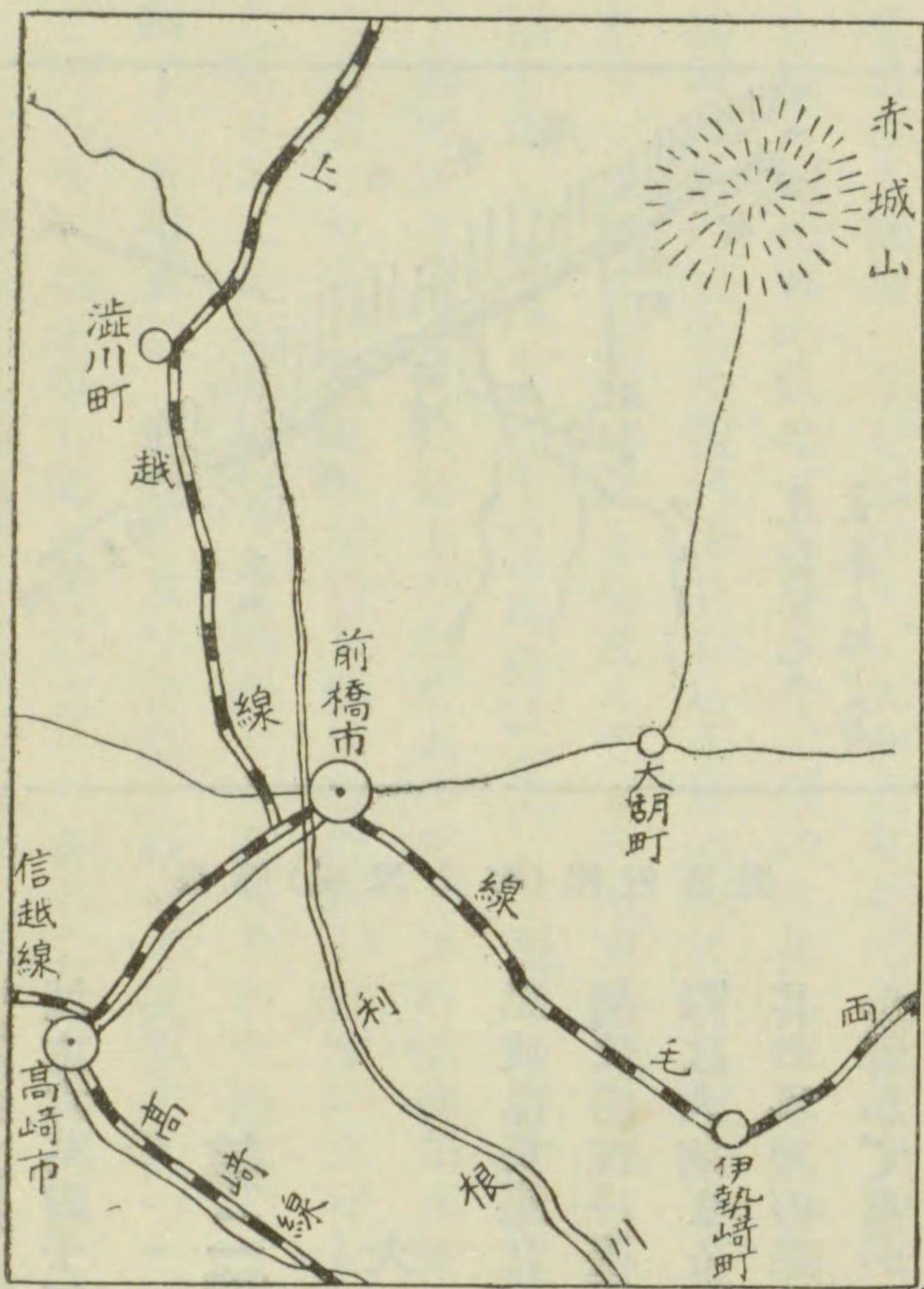
祿八年終に徳川氏の勸告に従つて、歸屬を變ずる事となり源姓に改めた。翌九年成定卒し、子貞成嗣ぎ、家康の諱の一字を賜はつて康成と改めた。是より常に徳川氏の爲に其の力を致し、天正三年長篠の役には、康成酒井忠次と共に鷲巢城を攻落したので、徳川方勝利の基因を作つた。其の後幾多攻城野戰の功に依つて、益々家康の信任を得、徳川十七將の一人に數へられて重きを成した。

轉封

天正十八年(二二五〇)家康が關東八州を領するに至つた時、康成は牛久保城主七千石から、一躍して上州大胡城主二萬石に封ぜられた。

大胡は赤城山の麓に在つて、前橋市からは東方約二里半距つてゐる。牧野氏長岡へ移封以後は城主なく城地は自然の墮敗に委してある。

慶長九年康成は病を以て致仕し、子忠



大胡町附近地圖

成が嗣いで、元和二年(一二七六)七月越後頸城郡長峯城主五萬石に封ぜられ、

(長峯は今の中頸城郡吉川村字原之町及字下町等のは東南各一里許の距離にある。) 尋いで、元和四年再轉して長岡城主六萬四千石に封ぜられた。

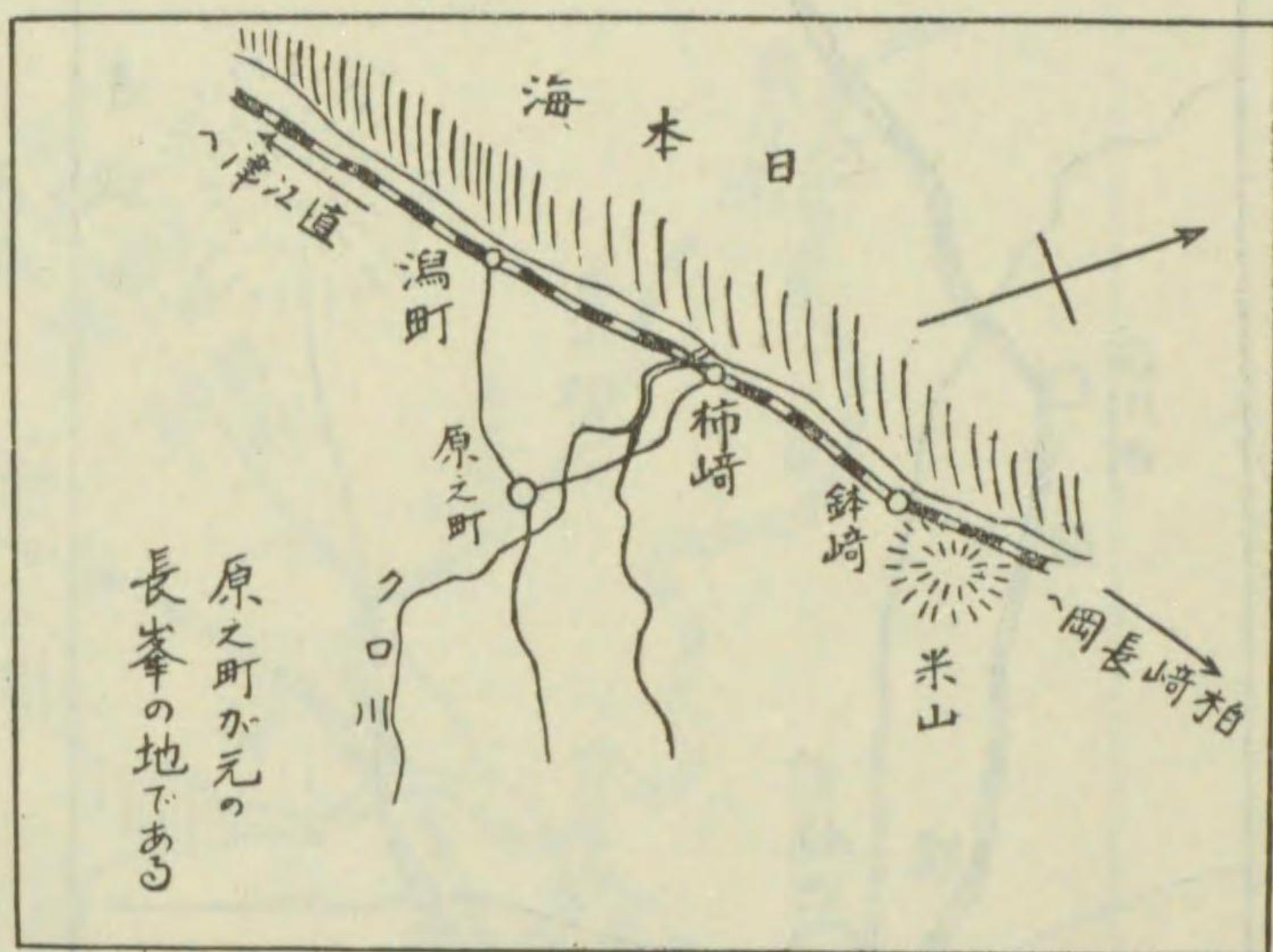
第二節 牧野家の入國

大胡から長岡に

忠成は長峯に移されたが、未だ城廓がなかつたので、大胡に滞在の儘築城計畫中長岡城主を命ぜられたから、實際は大胡より直に長岡に移つた譯である。

其の移封の際に隨從して來た人々が果して幾許であつたか詳かでないが、古記録には士分二百三人の氏名を列記し、其の末に『元和四年三月廿一日御引越の節、右人數え本馬壹疋づゝ被下候由。足輕以下六百人程』と記載してある。國換の際だから、従前の扈從者中前地に殘留した者も少くなくからうが、又隨從者中には前記の外、農工業者もあり、御用商人もあり、其他僧侶、神職、奴婢など屈指すれば決して、少數ではなかつた事と思はれる。假りに平均一

隨從の人数



長峰(現原之町)附近地圖

戸五口とするも、家族合計三、四千人の大移動が行はれたものと見て大差なからう。此の大移動が當地の言語風俗は勿論、其他總ての方面に一大影響を與へし事は、疑ふ可からざる事實である。

壹萬石加増

忠成は入國後一年を隔て、元和六年(一二七六)尾一萬石を加増せられて、合計七萬四千餘石となつたが、そは一の悲劇の結果である。今、事の次第を次に略述する。

藝州廣島の城主左衛門大夫福島正則の室は、忠成の實妹で、家康の養女として正則に嫁いだものである。正則は加藤清正と相並んで其の剛勇無雙を謳はれ、清正の歿後は豊臣氏唯一の遺臣で藝備兩國を領し、中國の要地たる廣島に虎踞し、幾多の勇士を臣僚として左右に従へて居る事は、何としても徳川氏に取つて眼の上の瘤であつた。されば徳川氏は何時かは正則を除くべく、其の機會を狙ひつゝあつたが、元和五年六月終に正則が、幕府の許可を得ずして居城を修理せしことは國家の大禁を犯せるものなりとて、食祿四十九萬八千石を沒收し、津輕へ改易を命じた。然るに此の處分を傳達すべき使者に、忠成と及び正則と極めて昵懇であつた花房正成が選ばれたのは何たる皮肉のことであらう。台命黙し難しとは言へ、此の二人は如何に心苦しく感じたことであつたらう。兩人は止むを得ず、六月九日芝愛宕下なる正則の邸に臨んで、沙汰書を渡し幕命を傳へた。

正則は

處分傳達の使者

加増の由來
福島正則の配流

『家康、在世ならば、一應言ひたき事もあれど、當代秀忠に對しては、別に言ふべき事もない、如何にも上意の趣畏りました。』
と御請して、やがて静かに座を立つて奥に入り、少時にして長袴の袴のみを著け、無刀のまま、二人の娘を左右の手に曳きて出て來り、忠成に向つて

『某斯くなる上は、各々と刺違へんと思ひ、先づ兩人の女子を片付け、其上にてと存じ申したが、幼き兒等を引寄せて見るに、いづくに刃をたつべしとも思はれず、餘りの不惑さに、今は思ひ止まつた、此の上は妻と此の兩人の女子は、貴殿にお頼み申す、兎も角も計ひ給へ』
と云ひ、武器一切を忠成に引渡して、自分等主従の用具のみを残し、其の邸に謹慎したといふ、慄悍無雙の豪雄も憐兒切々の至情は何物にも代へ難く、そごろに人の涙を誘はせる悲劇といふべきである。

一萬石は正則の扶助料

幕府は初め正則を津輕へ配流と決定したのであるが、遠國の不便を察して、越後魚沼郡の内と信州川中島附近の内とで、四萬五千石を給して川中島に配流し、其の室と二女子とは牧野家に引取られた。折尾壹萬石はこの正則の妻子の扶助料として、其の妻が家康の養女たる因縁で加増せられたものである。
(正則は寛永元年七月川中島で病歿し、妻は其の後十八年を経て江戸で逝去した。此の女は流石忠成の妹だけに仲々のしつかり者で悍馬の如き正則も彼女に對しては頗る憚る所があつたといふ。)

歴代の藩主

忠成入國以來城廓は完成し、市街は整備した。斯くて長岡は封建瓦解まで、變ることなく牧野侯を城主に戴ける城下町であつた。今歴代の藩主を列記して通觀に便する。

代順	諱	續柄	治世	備考
一	忠成	康成一成の子	四十六年	創業の英主
二	忠成	光成一成の子	二十年	後の忠成といふ
三	忠成	膳所本多康慶の子	四十八年	内治整頓の英主
四	忠成	膳所三壽三の子	十四年	
五	忠成	第忠二壽二の子	十二年	
六	忠成	笠岡牧野貞通の子	三年	
七	忠成	第同九	八年	
八	忠成	第忠一寛一の子	十二年	
九	忠成	第忠一精一の子	十六年	初めて幕政に參與せる英主
一〇	忠成	第同四	二十八年	
一一	忠成	第尾松平乘寛の子	十年	

一四	忠	篤 <small>あつ</small>	第忠	六子		現子爵
一三	忠	毅 <small>かき</small>	第忠	四子	二	
一二	忠	訓 <small>くん</small>	第忠	二子	二	

長岡市民の幸福

徳川幕府時代二百五十餘年間を通じて、一城主の治下に在つた都市は、全國に於ても決して多くはない。そして其政治は一に保守主義を持して、前代の施設を踏襲し、士民は唯其保護の下に生活をして居るのだから、士民の興廢休戚は専ら藩主の良否にかゝるのである。牧野家は累代賢明の藩主を出し、治績も相當に擧がり、幕府の信任も篤く、一回移封の噂ありしも實現に至らず、以て明治維新の大變革まで繼續したのは、長岡市民の幸福の一つである。又牧野家は約百年づゝを隔て、創業の忠成、内治整頓の忠辰、始めて中央政界に活躍せる忠精の三英主を出し、而も三英主は其治世が何れも他の藩主より長く續いたのは、是亦長岡市民の幸福の一つであつた。吾等をして今より節を更めて是等歴代の藩主に就て語らしめよ。

第三節 歴代の藩主 (一)

一城主の治下にありし長岡

三英主の牧野家の

初代 忠成 (資性院殿、創業の英主)

創業の忠成は康成の長男で、母は酒井忠次の第二女、天正九年三河國牛久保に生れた、幼名を初め一法師、後新次郎と呼んだ。父に従つて、出生の翌年天正十年三月から天正十八年上州大胡に移るまで、九ヶ年間に四たび其の居處を轉じた。慶長五年(二二六〇)關ヶ原の役起るや、八月廿四日徳川秀忠は總勢三萬八千人を引具して、野州宇都宮を出で、中仙道を上つた。

生立

忠成の初陣

上田の城攻め 時に忠成は年僅かに十九歳、父康成と共に六百の兵を率ゐて之に参加した。九月六日秀忠は敵將眞田昌幸が上田ノ城を包圍し、火を四方に放つて攻立てたが、城兵能く拒ぎ、要害も仲々堅固で容易に陥落しない。止むを得ず徳川軍は暫く退いて、遠卷の陣形を作つた。八日秀忠の幕下の士八人が城外で稻を刈つて居る時、城將昌幸が十五六人の兵を従へて外廓を巡視するのを見て、よい機會だ、大將を討取らんと、急に箭を放ち鎗を揮つて襲ひかゝつた。城兵も之を見て鐵砲を打掛ける事雨霰の如く、少數なる味方は甚だしく危険に見えた。忠成は父と共に之を助けると、衆に先んじて突進し、奮戦力闘其の驍勇なか／＼敵すべくもないので、城兵も終に避易して退いた。忠成は尙も進んで城壁近く迫り、將に城内に攻入らんとしたが、參謀本多正信堅く制して引退させた。九日秀忠は一先上田城の攻圍を撤して、總軍を小諸に引返し、昨日の戦闘に参加した

者を、軍令違反者として、それ／＼處分し、康成を上州吾妻砦に禁錮した、此時忠成は郎黨掃部を具して、何れへか逐電したのである。されど數月で、康成父子に對する徳川氏の信任は恢復し、其の罪を赦されて舊領地大胡城に還つた。慶長九年康成は致仕して忠成が嗣いだ

忠成の寵遇

忠成は益々家康秀忠の厚遇を受け、其の諱には秀忠の名の一字を授けられ、其の

妹は家康の養女となつて福島正則に嫁し、慶長十年四月には秀忠の上洛に扈從し、同十九年には先鋒第五番備として大阪冬の役に出陣し、青屋口・今福にて奮戦した、翌二十年元和元年五月の大阪夏の役には、家康秀忠と共に京都から出陣し、久寶寺口の敵の夜襲を拒いて拔群の戦功があつた。此功に依つて元和二年七月(四月家康薨す)忠成は長峯城主に轉じて五萬石を領し、同四年五月には長岡

城に移されて六萬四千餘石を領し、同六年栃尾一萬石を加増せられて七萬四千餘石となつた。斯く累りに昇進したのは不思議のやうであるが、上田城攻の節軍令違反者として牧野父子等を處分したのは、全く參謀本田正信の專斷で、秀忠の眞意から出たものではなかつた、且つ秀忠自身も亦關ヶ原大戦の期に後れて、家康の不興を被つたので、言はゞ同病相憐の關係で、康成父子を氣の毒に思つたのは勿論である、然るに、謹厚温順の秀忠は、家康の在命中は何事も唯々として其の指揮に従つてゐたが、家康薨じて自分は將軍の地位を得、正信も亦續いて死んだので、今は誰れに憚る所なく、牧野家に報いるに昇進を以てしたのである。

忠成就封

當時幕府も創業の際で、國事多端の折柄なれば、平素將軍に信任の厚い忠成は直

に領地に就くことを許されなかつたが、移封後十三年を経て、寛永七年(紀元二二九九、忠成五十九歳)漸く領地に入ることを許され、三月三日入封の布告をなし、六月始めて長岡に到着した。

入封後忠成は専ら藩治に意を注ぎ、先づ城地を修築したり、市街の區劃を整頓したり、制度法令を定めて領内行政の統一を圖つたり、荒蕪地を開拓して民業の振興をも策したりした。一方藩士に對しては、有能を擧げて文武を獎勵したり、兵制を釐革したり、武器を充實したりした。居常勤儉を尙び、親ら質素なる生活をなし、奢侈を戒め、一面には租税を輕減して民力を休養し、領土の富強を謀つたので、一藩上下翕然として嚮ふ所を知り其の徳に服するに至つた。

斯くて藩治は擧がり、領民は悦服して封内極めて平穩無事になつたので、幕府は越佐兩國に起つた諸種の事件に就いて、幕府の爲すべき用務は多く忠成に命じて處理せしめた、三條城に在る武器の保管、番所の構營、同城の破却、日光山僧十三人の佐渡護送、佐渡に於ける暴徒の鎮壓等か其の主なる者であつた。

忠成治政四十有六年、承應三年(紀元二二三四)二月十六日江戸の邸で病歿した、享年七十四、遺骸は同月

廿六日長岡に送り、廿九日古志郡栖吉村の曹洞宗普濟寺に葬つた、法諡は寶性院殿前四品仙譽月卦

正心大居士。

忠成の性行

忠成が始めて戰場に活躍したのは上田の城攻で、其の狀は前項傳記にも書いてあるが、十九才の若武者の颯爽たる英姿が想ひ遣られる。又大阪夏の陣天王寺口の戦にも拔群の働きを

して敵首二十七級を獲た。牧野家々譜には『時の人忠成を稱して、武勇絶倫と云ひしも亦宜ならずや』と賞讃してゐる。

康成父子は上田城攻の時先登して軍功を立てながらも、軍令違反者として所屬の隊長を所罰する事となつた時、康成は『今日の軍は全く従卒等が卒爾にあらず、康成が指揮して戦はしめたるなり、軍令を知らざるにあらねども、専ら變に應じたるなり、若し、其罪科逃れずんば康成一人を罰せらるべし』と、責を一身に負うて部下を庇護した、依て康成は終に上州吾妻の塞に蟄居を命ぜられた。忠成は其從卒にして先登の功ある性掃部が斬られんとするを聞いて、『部下が其の主の爲に死するは士の常である、若し、其の主の爲に心身を盡した者を殺したら、後日士氣は必ず撓屈するであらう、部下が既に其の主の爲に身を捨てゐるものを、主は亦部下の爲に其の身を棄てねば濟まぬ』と言つて、掃部を具して難を避け、暫らく身を潜めた。

普濟寺に於ける忠成の墓前には殉死者能勢兵右衛門、渡邊七郎左衛門の墓がある、これは忠成が平素能く其の臣下を愛撫した象徴として見る事が出来る。

牧野家々譜に『此候倉廩に萬穀を積ども、食前方丈の願ひなく、筐籠に萬金を蓄れども、後車千乗の希ひなし、曾つて後裔の奢侈を恐れて、預じめ遺戒を制す』とあり、蓋し大胡二萬石より身を起して、常に不自由の裡に生活した結果でもあらうが、勝つて驕らざる人格の反映と見るが寧ろ適切であらう。其の一二例

一、臣下には、家作の大きに制限を加へ、煙草盆には石を穿つた火鉢を代用させた。

二、忠成は愛嬢お吉姫の爲に、侍女には家老の女二人を依囑し、交代に城内に召されたが、其の侍女に向つて、『今朝は何を食へさせたか』と問ひ、『粥に焼味噌』とか、或は『雑炊』とか答へると、氣色殊の外麗はしく、其の歸宅の砌には魚肉の切身を賜はるが例で、其の答が聊かとても奢つて見える時には、何となく、不興の体であつた。

三、或る日、鷹野の歸るさ、藩士鬼頭六左衛門が裏通りを過ぎ、前垂襷掛にていそ／＼と木枝・枯葉等の取始末をなせる一婦人を見て、『あれば下女か』と問はれた。従者は『用人六左衛門が妻』と答へしに、『侍の妻には甲斐々々しさやつ』とて、柴子塲を賞與せられた。

四、小姓西郷與市郎が、母の手織だと言つて、絹糸入の袴を着用してゐるのを見て、『平日美麗を禁し候處、紛はしき袴、以來無用に可致』とて、下馬札の處へ三日間其袴を晒させた。

忠成は幕府の信任厚く、公用も繁くて従て、藩費も多くを要した譯だが、平生能く財政を整理して、資力の蓄積を計つてゐたから、毎に支出に苦むことなく、藩士の待遇も相當に厚かつた。其の遺言状は逝去の九ヶ月前に認め置かれたものだが、實に詳細を極めたもので、先づ自己の艱難した事を述べて牧野家の將來を戒め、兒孫侍女等に至るまで苟も相當の關係ある者に對しては、各若干の金圓を分配し、其用途までも細かに指示してある、或は年金制として子孫に傳へさせ、或は貯蓄法を定めて蓄財の精神を鼓吹し、特に三人の愛嬢の爲に婚儀費用を準備するなど、到らぬ限なき用意が

示してある、其の金額は實に合計六萬兩の多きに達し、皆手元金より支出したもので、忠成の理財に長じ、注意周到なる性格が躍如としてゐる。

墳墓 忠成の墳塋は長岡市郊外古志郡栖吉村普濟寺の裏山に在るが、何故に獨り侯のみが此處を選んだかは明瞭ではない、唯故老は家康の久能山に葬られて、西面して關西諸大名を眼下に制せんとした意中と同じく、栖吉山上景勝の地から、廣く遠く中越蒲原の領地を望み、長へに之を守護せんとしたのだといふ。

市内東神田榮涼寺は忠成が父母の菩提を弔はんとて建立したものが、其の山號光輝山は祖先墳墓の地牛久保の光輝庵（現存）より採り、寺號は父康成の法名中より「榮」字を、又母酒井氏の法名中より「涼」字を採つて命名したものである。

後代の範 忠成は豪健にして素樸、勤勉にして節儉、毫も文弱の風を認められず、仁慈にして深く下情にも通じ、善政を施し財政の基礎をも立て、親ら實踐躬行の範を示して臣下及領民を率ゐた。故に後代の藩主皆何れも範を忠成に採つて政治を施したのを見ても、如何に其の人格・施設が藩風に影響したかが窺はれる。牧野家々譜にも『當家創業の成就も一にこゝに定る』といひ、又『世に良將と稱する者は誰ぞや、此の侯の如き即ち是也』とたゞへて居る、是れ今でも地方民が「寶性院様」と申し、創業の英主と仰いで崇敬措かない所以である。

二代 忠成 (後の忠成)

初代忠成の長子光成（初名忠成、後將軍家光から諱の一字を賜はつて光成と改めた）は父に先つて蚤世したので、承應四年（紀元二三一五、四月明暦と改元）二月長子忠盛が後を享け、祖父の人格功業を慕つて忠成と改めた。寛永十二年江戸に生れ、幼名は老之助、慶安四年（紀元二三一）十二月二十八日從五位下に叙し、飛騨守に任ず。明暦元年（紀元二三一五、忠成は十七才）九月幕命で朝鮮來聘使の接伴役を勤め、同三年正月十九日江戸城全焼の爲平河口の修築を命ぜられた。後多くは領地に在つて藩政に力を致し襲封と共に先づ『駿河殿（初代忠成の事）御仕置通知先例可相守者也』との諭告を發して、守成整頓の用意を示し、明暦三年四月領民の爲に『郷中御掟條目』二十五ヶ條を制定して嚮ふ所を知らしめ、寛文十年（紀元二三三〇）及十一年の大洪水で領内の被害甚大であつたので、銳意之れが復舊救済の方法を講じた。寛文の季年から藩の日記を編ませて範を後世に残した、此の日記は慶應の末年まで續いた。治世二十年、延寶二年五月廿七日江戸で病歿す、享年四十、初め芝の周光寺に葬つたが、後芝三田濟海寺に移した、法號は超雄院殿前飛州尊譽利岳乘英大居士。

第四節 歴代藩主 (二)

三代 忠辰 (大淨院殿、内治整頓の英主)

忠辰は悠久山蒼柴神社の祭神で、藩治整頓の大業は此の人に依りて大成せられ、諸政維揚がり、内

治の事蹟に見るべきものが頗る多いので、後世中興の英主と崇め、大淨院様と敬仰して居る。

忠辰は寛文五年(紀元二二三二)正月四日江戸にて誕生、幼名は老之助、始め忠郷といつたが後忠辰と改めた。七歳にして母を失ひ、十歳で父を失つて孤兒となり、延寶二年七月家督を續いたので、大叔父に當る三根山藩主牧野忠清が特にいとしみ深く、後見役として輔導の任に當り、藩政は當分老職等の合議にて執行せしめた。

忠辰は天資聰明穎悟なるが上に、其性格は謹嚴で夙に文武の道に心を寄せ、且つ敢爲の氣象に富みしが、學問は先代より出入の儒者岡井碧庵に就いて學び、傍ら朝夕乘馬をも練習せられた。又其の頃の老臣稻垣茂幸(平助)、山本政恒(勘右衛門)、牧野正元(淺之助)、稻垣元高(八郎左衛門)、牧野正合(頼母之助)等は交るゝ江戸に出て、心を盡して師傅の役を勤めた。

延寶七年(紀元二二三九)十二月廿八日從五位下に叙し、駿河守に任ず。

高田城請取 忠辰が初めて名を公に顯はしたのは、高田城の受取を了した時であつた。延寶九年

六月高田城主松平光長が、所謂越後騒動と稱せられる繼嗣問題の紛糾から家事不取締の罪を獲て伊豫に配流せられ、城地は没収せられる事となつた。是に於て幕府は本丸を榊原式部大輔政倫に、三の丸を松平大藏大輔正甫に、二の丸を忠辰に、それゝ請取るべき命を下した。時は天和二年七月、忠辰は僅かに十七歳であつた。忠辰は命を請けて退くと、直に事の次第を江戸詰の藩士に告げ、同時に告知の急使が長岡に馳せた。斯くて同月三日歸封の途に向ひ、十二日長岡城に入り、即日藩

士を總登城せしめて出發の準備を命じ、翌朝祖廟榮涼寺に詣で、訣別を告げ、諸般の準備を調べて十八日綱吉將軍より贈られた駿馬に跨り總勢三千五十一人を率ゐて、歩武堂々長岡を出發した。其の夜は上除泊り(かみのどき)、翌十九日は柏崎泊りて、第三日二十日は米山峠を越えて海岸通りに出たが、鉢崎から柿崎に至る間で大颶風に出逢ひ、砂塵面を撲ち、狂風人をも飛ばさん勢で、士氣稍沮喪し進軍頗る困難に陥つた。時に忠辰は令を下して、一同手を組み合はせ一大連鎖を作つて、エイヤ／＼の掛け聲と共に一氣に進ませ、自らは先頭に立つて指揮激勵したので無事進行を繼續することを得た。斯かる變に應ずる奇才感ずべしと言ふべきだが、更に特筆すべきは、行軍沿道の海岸は砂多く草少く、馬糧の必ず乏しかるべきを察して、豫め人を派し、價を高くして人夫を募り、秣の刈入をなさしめた事、及道路橋梁を檢分して、破損の箇所は豫め修繕させて置いた事である。之を今日の動員令執行から見れば、一些事に過ぎぬであらうが、百年大平の後を承けた一小藩長岡に於て、僅か一周日の間に遺漏なき準備を了して、三千餘人を出發せしめた其の手腕は、更に大に稱讚に價するものである。

廿一日春日新田に着し、松平榊原二侯と協議して、廿六日無事城池を受領して大任を終了した。其の當初は、高田の家臣等城池に立籠つて幕命に抗せんとすとの蜚語も傳つて、何れも死を決して任務に就いた事として、仲々の大騒ぎであつた。忠辰は十七歳の若年にも似ず、指揮進退威な其の宜しきに適つて、老成の人も及ばぬ器量を示したので諸人賞歎し、藩士の中には『御年若に御座被成候

處、應變の器量まし／＼て、不時の難事に當り、すみやかに下知を加へられ、諸勢をいさましめられし御賢慮の程難有と申すも仲々おろかなる事なり、かゝる御大將の下に仕へ奉る輩は、一命を忘れて矢炮の先にも進むべし、御頼もしく辱さ御事に非ずや」と感泣する者もあつた。

忠辰は高田城受領の大任を果して名を世に顯はしたが、其の眞の手腕は文武の奨励、制度の改定を始め、新田の開発、商工業の奨励、社會事業の整備等着々として藩政の各方面に現はれて藩風を振作し、殖産興業に貢献した事が頗る多い。

忠辰の好學 忠辰は長ずるに従つて益々文武の道を勵み自ら研修する事頗る深かつた。其學問の師は幼時に在つては岡井碧庵であつたが、後小出善助を登用し、又元祿六年(忠辰三十九才)からは林大學頭に師事して經學を修めた。蓋し忠辰の好學は其天性であつて、其の讀書慾を満たすには飽くことを知らぬ程であつた。居常餘りに學問に凝つて居るので、侍者が或は其の健康を害せんかと憂慮して機を見て其の趣を諫言したるに、忠辰は笑つて『そら達には分らぬ、予は不肖ながら天の命ずる所に依つて、一城の主となつたのじや、さすれば民を導き、邑を治めて其の職を全くせんとする外には何の志も望もない、素餐長生は恥づべき事じや、特に人生の壽殃は天命で、學問の勉否に關するものじやない、そら達は重ねて彼此言ふに及ばぬ』と諭されたので、侍者は恥ぢて退いたといふ程である。

經學に對する識見

忠辰の經學に對する識見は頗る高く、決して殿様藝や生嚙りの輩の企及し得られる所ではなかつた

貞享四卯年に儒臣小出善助が、忠辰の意を承けて、文武奨励の論達を發した中に、學問に關して、

明朝晩年の學流は御思召に不相叶候間差控候様にと小出善助へ御内意被仰出候

とある。顧ふに明朝二百七十餘年を通じて其の講學を概評すれば、宋濂の如き、王守仁の如き、卓然として一家の見解を開いた碩學はあつたが、多くは宋元の糟粕を管め、其遺説を反覆敷衍せしに止まり、未だ前人未發の卓説を立てた者がない、加之人材を登用するに經術を先としたのは、大に牽運を開くに功はあつたが、其の餘弊として儒者多くは舉子の業にのみ汲々として、及ばらんことを是れ恐るの風を生じた、明朝晩年には殊に此の弊風が目立つ様になつた、論者は『科舉盛にして儒術微なり』と評してゐる位である。忠辰は此の弊を看破して、小出善助に前記の如く諭達せしめたのである。

忠辰の練武 又武藝の師は、軍學劍道では岩佐源五右衛門、劍術では小野次郎右衛門、馬術では

柴崎十郎右衛門等であつたが、何れも相當練達の域に入つた。

忠辰の治績 忠辰は自ら學んで範を示すと共に、士民に對しても只管好學尙武の氣風を鼓吹し、定時或は臨時に士民の爲に書を講じて、専ら修身齊家の教訓を與へ、時には儒臣をして之に代らしめ、又江戸城に出ては將軍綱吉の座前に於て易經及論語を講ぜし事も屢々であつた。一方藩士には武藝を奨励して、文弱の弊を矯める事をも忘れなかつた。(文武の教育の條參看)

忠辰は諸士統制の爲、延寶二年新たに『諸士法制』を制定し、其後時勢の變遷に適應する様、數次之

忠辰の練武

文武の奨励

法制・掟色の制定・潤色

を潤色改定して執行した。又軍法をも改正し、その他町中掟・郷中掟を始め、殖産興業・消防・衛生及社會事業の施設等、民政の基礎となるべき諸規程は、多く忠辰の時代に於て、改削若くは制定せられて、後年の例規となつた。

忠辰の民業獎勵社會事業の各方面に行届けること驚くべき程で、之を現行の制度と對照すると甚だ興味深いものがある。今其の施設の主要なものを項を分つて擧げると

民業獎勵

- 一、新田を開發し、植樹を獎勵した。
- 二、溝渠を鑿つて、舟運灌漑に便した。
- 三、毛見の際、役人等が只收納を多からしめる爲めに、徒らに農家を誅求せぬ様、百姓の爲によき様に思ふべしと役人に諭した。
- 四、從來年貢不納の百姓に、拷問又は水牢等の酷刑を課したが、こは非道の事なりとて、藏牢又は親類預けとした。
- 五、領内巡察使を派遣して百姓の意見を聽かせ、又冤枉に泣く者等を正さした。
- 六、枋尾に馬市を開設し、及農家に種馬を配布して馬匹の改良を圖つた。
- 七、銃獵規定を設け、毎年四月十五日から十一月末日まで、鳥獸の捕獲を禁止した。
- 八、蠟燭の製造を保護せんが爲、蠟實の輸出を禁止、之を藩の蠟坐に納入させた。
- 九、酒桶の寸法を定め、醸造石數を調査制限し、尙酒税を設けた。

社會事業

- 一〇、兩替の法を定めた。
 - 一一、薪材の坪尺を規定した。
 - 一二、枋尾織物に就ては、先代の時信州から教師を聘して新機織を傳習させたる程で、代々獎勵保護を加へて來たが、其の後粗製濫造の弊に陥り甚だしく信用を害したので、忠辰は絹紬の尺巾を制限し、犯す者には相當の科料刑罰を課することにした。
 - 一三、始めて新潟港に奉行を置いて、貿易保護に、町政に、各般の施設をなし、以て同港今日の繁榮の基を開いた。
 - 一四、船問屋、通船、渡船等の規程を設けて、交通運輸を保護した。
- 社會事業
- 一、入質及金品の貸借の利息を定めて、暴利を貪ることを禁じた。
 - 二、拾得物は價格壹兩以上は其筋へ届出でさせ、其以下は必ず落主を探して返付させ、四分の一の報勞金を得させた。
 - 三、時報の太鼓を備付けた。
 - 四、棄兒をなすことを禁止、若し棄兒ある時は其の町内に共同養育の責任を負はしめ、追つて希望者に養子に遣る事とした。
 - 五、火葬場を宮内、永田の二ヶ所に定めた。
 - 六、召使の衣服の色合を制限し、出替り期を定め、兼ねて給金の標準をも定めた。

七、疫病を豫防し、醫藥代を限定し、又醫師を四方に派遣して庶民の疾病を問はせ、時には人參等の高價藥をも給した。

八、備荒貯蓄を奨勵し、饑饉の時は未進米を免除したり、米座を設けて米價を調節したり、粥を給したり、飢人扶持を取らせたりなど直ちに救恤の方法を立て、一方には巡邏の役人を派して盜賊の横行を防止した。

忠辰の敬神 忠辰は又夙に神道を尊信し、江戸に在つた頃、荷田春滿に就いて本邦の典故や祭祀の禮を問ひ、後客分として神道家橘三喜を聘して其教を乞ひ、彌彦神社の神職高橋左近からも神道を相傳されて、遂に京都の神祇道管領より、次の如き許し狀を受けるに至つた。

夫唯一神道大護摩法者面授口決非筆舌之所覃也譬如靈鏡寶珠故無機之實者不敢許容焉粵牧野駿河守源忠辰多年勵其志孜孜呈無二之信心因不忍空其志令授與之訖能久思陪深久思陪慎而莫怠矣

享保三戊戌年孟夏吉曜日

天兒屋根尊五十五代

神祇道管領勾當長上從二位卜部朝臣兼敬 印

平生特に彌彦大明神を崇敬し、其の社殿のいたく荒廢せるを畏み、新社殿を造營して之を奉納した明治四十五年三月十一日炎上した社殿は即ちこれである。

忠辰の逸話

次の興趣ある逸話は、忠辰の人物の反面を語るもので欽仰すべき性格を想はせる。忠辰は「十分盃」といふ物を作らせて、自らを警め又臣下をも戒めた。盃は徑二寸三四分、中央に木幹に擬した細い圓管が立つて、小孔が盃の内外に通じて居る。酒を注いでも八分目位で止めれば漏れぬが、それを越えようと、小孔を通じて注いだ酒の全部が漏れ出て仕舞ふ。一種の玩具とも見るべきものだが、盈つれば虧くるの意を寓し、處世の道を諷したものである。忠辰は盃銘及序を撰んで臣下に示した。

十分盃銘 並序

或以十分盃示予。夫惟十分盃之爲器。其以分則不溢。盈即皆滿、比諸人之身志、亦然焉、位高即必有悔、心不敬即必有過、故易曰、天道虧盈、亢龍有悔、之斯謂乎矣。

銘 云

位高易傲 意肆悔來 物理皆爾 觀十分盃

三 丁卯 孟 冬

櫟 軒 悅 咲 子

丁卯は貞享四年櫟軒、悅咲は共に忠辰の雅號で、別に鶯蟬とも號した。

重臣山本政直・稻垣成則・竹垣定完・稻垣尙之等感激措く能はずとして一文を上つて、終りに『銘此嚴訓於寸胸之中、而造次顛沛必於是、則大有補于微軀、何幸加焉』と誓つた。盃は今に残つてゐる物が二つある。一つは牧野子爵家の御所藏で、一つは古志郡六日市村の塚越家に秘藏してある。昭和五年一月村社蒼柴神社が一躍縣社に昇格したので、其記念として市内今井某は同子爵家の承認

を得、此の盃を模造して市場に販賣してゐる。

忠辰は何事にも通ぜざる事のない程聰明で器用で、其の細微の注意は日々の食味調理に迄及ぶ事があつた。それで屢々臺所にまで出入して差圖された事もあるので、勝手方の者どもは恐懼困惑する事が屢々であつた。料理役山本三郎右衛門は之を憂へ、或る日忠辰の臺所に來りし時、故意に熱湯を爐火の上に覆した、湯氣と飛塵と濛々として咫尺も辨ぜられぬ、忠辰は驚き逃れて居室に還り、三郎右衛門を召して其の失態を責めて向後を戒めた。三郎右衛門從容として陳謝し、『我が君が臺所に入らせられると、厨人皆戦々兢兢として却て過失を生じ易い次第で、甚だ恐懼の至りであるが、今後勝手方の爲に何卒御成は御取止め遊ばされて然るべく存じ奉る』と憚る所なく申述べた。忠辰は聽いて別に咎める所はなかつたが、其後は厨房に出入しなかつた。宛然美しい喜劇を観る如くで、君臣融和の狀が明かに看取せられる。

忠辰は平素蒜肉を嗜んで、食膳にはいつも之を缺かさなかつたので、悪臭鼻を衝いて殆んど接近し得ないのみならず、殿中何處と云はず其臭氣が充滿するの狀で、諸人の困惑一方ならず、依つて種々評議の末終に一同の願として『蒜肉は非常の高價の品で、毎日お召上がり遊ばしては、御勝手向にも差支を生ぜん程なれば、何卒お止めの程願はしう』と申出でたるに、一言そうかと微笑せられたのみで、其の後蒜肉の要求はなかつた。他日巡狩の折或る村落を通過すると、一農家の軒先に澤山の蒜肉が、藁で編みつながれて吊してあるのを見て、忠辰は左右を顧みて、『身が勝手向に差支へる

程高價の蒜肉を、斯く多數に貯はへ置くは、餘程富有の家と見えるのう』と言はれたので皆唯恐縮して答へるものがなかつた。其の萬事に通じて、而かも諫を容るゝに吝ならざる此くの如しである。忠辰は家綱、綱吉、家宣、家繼、吉宗の五將軍に歷事し、藩主たること四十有八年、家督を養子忠壽に譲り、隱居して成喜と號し、享保七年八月六日を以て江戸の藩邸に病歿した、享年五十八、武州池上の長樂山本門寺に葬つて、法號を大淨院殿朗然成喜日觀大居士と云つた。

第五節 歴代の藩主 (三)

四代 忠壽

忠壽は江州膳所城主本多康慶の第三子で、元祿八年(二三五五)出生、幼名を源次郎といひ後韃負と改めた、寶永七年(紀元二三七〇)六月忠辰の養嗣子となつて、名を忠壽と改め、從五位下に叙し、阿波守に任じ享保六年八月(紀元二三八一)家を嗣ぎ十一月駿河守となつた。忠壽は至つて孝道に篤く、亡養父追念の爲其靈社を城内の良位に造營して、恰も生者に仕ふるが如く崇敬奉侍した、京都の吉田家爲めに蒼柴靈神の崇號を贈つた、享保八年櫻田門の勤番を命ぜられ、奏者役となつた。同九年幕府より公料越後國頸城、三島、刈羽、古志、魚沼五郡の内、高六萬四千餘石の支配を命ぜられた。鋭意治に當り、租稅賦役の方法を立て、領民の便を圖り、領内を巡視して民情を察し、村役人の勞を恤

以農戸を賑はし、賄賂を止め、健訟を戒め、遊戯を禁じて風紀の振肅を計り、罪ある庄屋四人を嚴罰し、火災洪水には應急の策を講じたれば、領内規律整然として庶民皆其の徳に服した。治世十四年、享保二十年十月二日江戸で病歿した、享年四十一、法號を得雄院殿本譽祥瑞成慧大居士といひ、芝三田の濟海寺に葬つた。

五代 忠 周

忠周は忠壽の第二子で、享保六年(紀元三三八二)九月出生、幼名は政五郎後老之助、民部少輔に任じ從五位下に叙す、享保二十年十一月(十五才)家を嗣いだだが、生來兎角病弱で、幕府の公職にも就かず、藩政は皆老臣に委ねた。治世十二年、延享三年(紀元二四〇六)四月家督を養嗣子忠敬に譲つて隱退し、土佐守と改稱、名をも忠軌と改めた。明和九年(十一月安永と改元)六月二十八日江戸に病歿す、年五十二、遺骸は亦濟海寺に葬り、寛涼院殿前土州調譽徳風自然大居士と諡した。

六代 忠 敬

忠敬は常州笠間藩主牧野貞通の第一子で、分家から入つて宗家を嗣いだのである。享保十四年(紀元三三九八)六月出生、幼名は兵部、元文四年(十一才)六月忠周の養子となつて、名を老之助忠敬と改めた。寛保三年(十五才)十二月從五位下に叙し駿河守に任じ、延享三年(十八才)四月家督を相續し、江戸

生立

生立

忠敬の人
物

忠敬の識
見

城西丸大手門の守備や、朝鮮來聘使の送迎や、三州岡崎に於ける徳川家々祖廣忠の二百年忌に將軍の代參やなどをも勤めた。

天資叡明、幼時から成人の風があつて、大に後年を囑望せられたが、治世僅かに三年、享年二十歳で謝世せられた、爲に治功を擧げる邊のなかつたのは惜むべきである。

一日老臣等と古今の成敗を談じける際、一人が「創業は難く、守成は易し」と云ふを聞き、忠敬は其の所見を述べて曰く「創業は難く守成は易しと云ふは、始を知りて終を知らざる也、予は百世を経るとも易しとは思はず、何となれば凡そ興廢は君主の智徳如何を顧るのみ、何ぞ年代の多少を問はんや、今や亂極つて治運に當り、辱くも大神君の御武徳に依りて、天下統一四海昇平を仰ぐに至る、而かも三五十年の間は、戦伐の艱難を見もし聞もせし報ありて、暫く肩を息ふと心得、攻守の武備を本務とし、武威最も高かりしが、漸く星霜を経るに従ひ、戦争は昔物語となり、武用軍旅の蓄へを忘れ、衣食住の美麗を好み、歡樂に日を送るを御武恩に報ずるものとなすの風もありと聞く、是れ古今治平の通患にして、予が志す所とは大に異れり、若し御武恩に報じ奉らんとらば、安に居て危を忘れず、自國の政教を正し、第一代々御預け置かるゝ人民を愛憐し、文武智勇の兵卒を養ひ、動きなき天下の御固めと成さんこそ御武恩に報ずともいふべけれ、驕奢は富有より生じ、禍亂は忽にする所より起るといへり、泰平の久しきに從つて愈々恐れ懼むべき事ぞかし、汝等も今より節儉を本とし、武用を嗜み、先祖の功を空くせず、主人の家風を墜さぬ様心掛くべきなり」と座中皆其の卓識なるに敬服して退きたりといふ。

と家史に見えてゐる。人主としての老成の見、欽すべきである。

延享三年十二月老臣山本義方(勘右衛門)に命じて、牧野家傳來の系圖・家譜等諸記録を補修せしめたが、是は忠辰時代からの繼續事業で、未だ成るに至らなかつたので今泉親徳(岡右衛門)高野

家譜編纂

永貞（秀右衛門）も命に依つて之を輔け遂に大成した。
延享五年六月廿八日病歿、濟海寺に葬り、誠諦院殿前駿州超譽常倫天然大居士と諡した。

七代 忠利

生立

記録及藩士
の系譜
編纂

明君たる
素質を具
ふ

家來の命
か貰ひ置
くとは思
はず

忠利は先代忠敬の實弟で、準養子となつて宗家を嗣いだものである。享保十九年（紀元二九九四）九月廿一日出生、幼名は吉五郎、延享五年（七月寛延と改元、時に十五歳）六月宗家に養はれて忠利と稱し、其の歳八月家を嗣ぎ、十二月從五位下に叙せられ駿河守となつた。寛延三年七月幕府から越後國頸城郡の内公料高九千二百餘石の支配を命ぜらる。四年六月有司に命じて藩の記録及藩士の系譜を編纂させた。先々代忠壽の時焼失した長岡城の復舊工事が、寶曆四年八月一日廿七年を経て漸く落成した。

牧野家々譜に『侯義理通博にして、喜怒色にあらはさず、能く人を容れまた諫を容る、故を以て近侍の臣智愚となく罪を得る者甚少し』といひ、又賢蹟秘鑑（忠利の近侍が忠利の平生の行状を書き留めた書）にも『寛延元辰の年御家督御相續ましまして、御代纔かに八年にして御辭世遊ばし給ふ、いたまじき哉（中略）。此君せめて四十餘年も御壽あるものならば、さぞや御明君ならん御事なるに、御不幸にして御短命なりしは惜み奉るべし』とて、其の早世を悼んで居る如く、餘程明君たるの素質を備へた人と想はれる。

或時、お伽の某不圖「私杯も長袖の事に候へ共、當時知行をも下し置かれ候へば、何ぞと申す時には、命は君に差上置きたる者に御座候と申したるに、忠利は「尤の事なり、然し大將たるものは、家來へ常に知行を吳置くとて、命は常に置置きたるものと

百姓も寒
さは同じ

文武の修
業

思ふは心得違なり、我は左様の命貰ふべしとは思はず、譬へば今戦國の時にて其方を高祿にて、召抱へんと、方々より申越來る時に、我等に隨つて忠勤を勵み命を捨つるを、誠に命を貰ふといふ者也、今汝に與へ置く祿高は家内扶助の爲にて、總て知行を吳れ置くこと我等より遣はずに非ず、大名たる者の役なり、我等獨りにて七萬石を取りては何の役にも立たぬもの也、されば家中へ充行ふ知行は、是皆天下より下さるゝに等し、然るをいかてか我が家來なりとて、自由に命を貰ふべきや」と誨へ、更に一命を其の主に捧げ置くといふ其の覺悟を賞美された。又或る時川西に遊獵し、廣野といふ處にて雁を射しに、其の雁が田の中へ落ちた、然るにあたり居た百姓、春とはいへ未だ三月、田の面には尙薄氷の絶えぬ事ともせず、こざき行つて件の雁を取り來りて捧げた。忠利はそれを覽て、近侍の用人に、彼の者に酒をとらせよと命じた。用人は「百姓共は常に青ざえ（薄氷）の時より作物を植付けんと、平生馴らしつる事に候へば、私共の存候程に寒くは覺え申間敷候、夫には及び申間敷」と申したるに、忠利は聊か怒りの氣色にて、「其の方は甚心得違ひの事を申すものかな、百姓なればとて青ざえに入る時は嚙つらく思はん、なれど田を耕すことは己が役なれば、是非もなく常に青ざえへも入るなり、夫を百姓は寒からぬものと思ふは愚かなり、我等寒しと思ふことは、百姓とても寒からぬ事あらじ、寒暑に何ぞ上下の隔てあらん、其方などは常に暖かに暮すと見えて、下に及ぼす心薄し」と懇ろに諭された。

といふが、同情の念に富み仁惠深く、人の上に立つ器量ありといふべきである。

忠利は夙に文武の道を嗜み、中にも和漢の學に熱心で常に小林海鷗を相手として文事を勵み、書は文徵明の法帖を見て獨習し、歌道は加茂真淵に學んで、遺詠が二千餘首ある。且漢詩、俳句にも長じて遺稿も少くない。又書技にも拙からず、其の甲子大黒の畫像はポツ／＼今に残つてゐる。

治世僅かに八年、寶曆五年七月廿四日病歿、法諡は紹隆院殿前駿州功譽勳成俊雄大居士と號し、墓は三田の濟海寺にある。

八代 忠 寛

出生

飢民救恤

忠寛は五代忠周の第一子であるが、生後直ちに笠間藩牧野貞通の養子となり、後復歸して忠利の後を承けたのである。元文元年（二三九六）八月廿九日誕生、幼名は東彦松、諱は貞寛といつたが、寶曆五年（紀元二四一五）七月忠利の養子となり、九月家督を相續して忠寛と改む、十二月十八日從五位下駿河守となつた。同六年正月十九日江戸城西丸大手門勤番となり、二月櫻田門勤番に轉じた。同七年及八年引續いての大水害で、領民の饑餓に泣く者が少くなかつた。忠寛は急に命を下して、中島に於て始めて「お恵の粥」を煮て給與し、老病幼癯の者で其の場に來得ぬ者には、吏員をしてそれ／＼配布せしめたが、之に依つて生を得た者が數千人に及んだ。併しこは一時凌ぎの救濟法で住所を失つたもの、産を復する力のない者、及鰥寡孤獨廢疾の寄る邊なき者等の數甚多きを憂ひ、重臣等と之れが救濟策を商議した結果、上組高山村の新田地壹百六町歩を割いて、上組・西組・北組・本與板組の四ヶ組に附屬させ、窮民千七百九十四人に給與した。諸士法制は從來歴代藩主入部の際又は上己の節句などに藩士に讀聞かせてあつたが、忠寛は時代に適應さすべく其の數ヶ條を修正し、其の讀み聞かせの日を毎年正月十五日、武士と最も縁故深き具足祝の日を以て恒例とする事に決めた。其の他神職・僧侶・弓砲・長柄足輕以下の諸法制及長岡町・新潟町・郷中の掟書は略々制定されてゐたといふものゝ、其の完備したのは寶曆年中で、實

治績

に忠寛の力であつた。又諸藝術の師範役を定めたり、學資を給して藩士子弟の教育をも行つたり、領内の篤行者をも表彰したりして、銳意藩治に力を致した。忠寛は流石に近代の英主忠精の生父たりし丈、人君たるの器量を備へ、藩政には頗る好成绩を挙げたが、年を享くる事永からず、治世十二年、三十一歳で明和三年六月晦日逝去した、法號を德樹院殿前駿州植譽本成義天居士といひ、濟海寺に葬つた。

第六節 歴代の藩主 (四)

九代 忠 精 (龍徳院殿、中央政界進出の英主)

九代忠精

生立

長岡藩は初代忠成に依つて創業の基礎を固め、歴代の藩主特に三代忠辰に依つて内治整頓の實蹟を挙げ、九代忠精に至つては輔弼大臣の器を以て天下の政治舞臺に活躍した。忠精は忠寛の第一子、寶曆十年（紀元二四二〇）十月十九日誕生、幼名を新次郎といつた。明和三年六月七歳で父を喪ひ其の八月家督を相續したが、母俊光夫人賢明で教養宜しさに適ひ、又老臣山本勘右衛門（老迂齋）心を盡して師傳の任に當つた。安永四年（十六歳）閏十二月從五位下に叙し、備前守に任ず。長ずるに及んで聰明絶倫、衆藝を兼ね綜べて皆出藍の譽があり、克く大綱に通じて事を處するには敏捷、人に對しては謹嚴なれども寛仁大度、克く公事に盡し、克く臣下を遇した、而も閑

人物

雅風流、圓滿て高潔な性格は大名として典型的であつた。治世は實に六十六年の長きに亘つたが其の間の官歴を擧げると次の通りである。

安永五年六月 <small>(二四三六)</small>	十七歳	江戸城西九大手門勤番	勤續五ヶ年
天明元年四月 <small>(二四四一)</small>	二十二歳	奏者番	全 六年半
同 七年九月 <small>(二四四七)</small>	二十八歳	寺社奉行	全 五年
寛政四年八月 <small>(二四五三)</small>	三十三歳	大阪城代	全 六年半
同時に從四位下にせら叙る。			
同 十年十二月 <small>(二四五八)</small>	三十九歳	京都所司代	全 二年半
同時に待從に任ぜらる。			
享和元年七月 <small>(二四六一)</small>	四十二歳	老 中	全 十六年
文化十三年九月 <small>(二四七六)</small>	五十七歳	老中辭職	
文政十一年二月 <small>(二四八八)</small>		再び老中	全 三年
天保二年四月 <small>(二四九一)</small>		辭 職	

忠精が一たび老中に列してから、以下忠雅、忠恭、何れも幕末多難の際に幕府の要職に就いたのである。

忠精の勤王 元來京都所司代は禁裡、仙洞を守護し奉り、公卿を監督して、能く朝幕の間を周旋

し、兼ねて京都市民の一切に關する庶政を掌るもので、其の人を得ると否とは、公武の間に重大の關係を及ぼす事であるから、幕府も其の人選には慎重な詮考をなす次第である。忠精は在職僅かに二年半に過ぎなかつたが、善く公武の間に處して朝廷の御信任は甚だ厚く、當時に於ては異數の恩寵を辱くした、乃ち内帑の御用に献進を厚くし、又中宮御所修理の工を完成せしめたので、叡感斜ならず、種々の御下賜があつた。牧野家々譜寛政十二年七月十日の條に

召されて參 内參 院、中宮御所へも參上、禁裡より御差甲斐を以、昨年中當春に至り格別御用辨もよろしく、中宮御所御修覆等もよろしく出來、叡慮不淺由にて、御内々二幅對御掛物拜領之中宮よりも御年寄滋岡を以、御内々御花瓶・御花臺頂戴之

とあり、御内々の文字大に味ふべく、其の他恩賜屢々であつた。尙同家譜に『此職世に其人を難んず、専ら威嚴を立れば幕府天朝を尊敬ましますの至徳に背き、偏に寛宥を施せば縉紳古を慕ふの侈心を啓く、侯能く其の時に中して、寛猛並び行はる、居る時は赫々の名無けれども、去つて後思はるゝの譽あり』と讚稱してある。蓋し忠精が所司代に就職した當時は、有名な彼の尊號事件の直後で、公武の間には尙越え難き障壁があり、邊海には外國船屢々出沒して、國民の皇室及幕府に對する觀念が、將に一大轉機を來さんとする時であつて、朝幕の關係仲々複雑であつたにも拘らず、叡慮を安んじ奉り、幕威をも損ぜざりしは、實に忠精が勤王の念殊に篤く、大綱を察するの明あり、至誠以て公武の調和に盡瘁した爲である。

外交問題の善處 當時世は泰平を謳歌しつゝあるも、天下の大勢は何となく風雲を孕んで、國務は漸く繁劇を加へつゝあつた、文化元年(紀元二四六四)七月七日露國使節レザノフ通商貿易の使命を帯び、我が國の漂流民四人を護送して長崎に入港した。幕府は急に目付役遠山景晋を遣はし、長崎奉行肥田頼常と共に其の退去を談判せしめたが、數次接衝の結果、國書方物は却け、漂流民は請取り、通商貿易は謝絶する事となり、レザノフは止むなく其の儘歸國に決したが、艦内の病者の爲に、上陸して保養せしめたいと申出た。頼常は病の爲めに請ふに、之を許さざるは不仁であるとして、神島濱邊に方百間を區劃して、晝間上陸保養する事を許した。尋で又船艦修理に便を與へられたいと願ひ出た、頼常は國禁を墨守して之を許さないのは、萬里の波濤を越えて漂流民を送り來れる彼の厚意に背き、國際信義に悖るものだと、海岸なる商人の倉庫數棟を徴して之に貸與し、材料を給して船艦を修理させた。依つて頼常は其の顛末を幕府に上申し、國禁を犯した罪を請ふた。幕議、其の情に於ては寧ろ恕すべきであるが、專斷越權、國禁を破つた罪は充分正さねばならぬとして、大勢は之を罰するに傾いた。時に忠精は獨り嚴然として之を争ひ、凡そ遠境を管する奉行は膠柱を事とせず、機に臨み變に應じ、其の宜しきに従つて處理せねばならぬ、今頼常に見るに能く國家の面目を重んじた者で、誠に機宜に適した行動と云ふべきであるとして、衆議を排して厚く頼常を賞するに決した。時の人忠精の公明な措置に服した。

文化四年四月十三日露艦二隻蝦夷の名蘭穗に來て、我が衛兵を縛し、倉庫を焼き、廿九日上陸して

火を各所に放ち、衛兵を殺し、掠奪を擅にして、理井尻島に至り、書を箱館に送つて「互市を許さずんば、大擧して來り攻めん」と告げて來た。八年五月露人再び理井尻島に上陸したので、我が戎兵其の八人を捕へ、銃を發して船を却けた。九年八月露船が復來て八虜を返されたいと請ふた。忠精命じて、曾て奪掠した我が器械を返し、謝罪狀を提出したら、請を許さうと答へさせた。十年九月露將箱館に來て、謝罪狀を獻じ、器械を返納したので仍ち八虜を返した。斯くて此の地の騷擾は八ヶ年を経て始めて鎮靜した。

文化五年八月十五日アンリヤ船が長崎に來て民家を抄掠した事件が起り、同六年正月信州地震があり、八月には大風が暴れ、同七年正月には佐渡にも地震があり、災害頻發して幕府は其の善後策に多忙を極めた。

文化八年三月朝鮮の來聘使金履喬等三百三十人來朝した。從來江戸で接見する例であつたが、忠精が老中となつてから、莫大の國費を要するといふので、其の例を改めて對馬で來聘を受ける事とした。

文化十一年日光廟の修繕成り、翌十二年四月十五日東照宮の二百年忌の祭典が行はれた。忠精は神社奉行として其の事を掌つた。

文化十三年九月病の爲に勝手掛を辭し、十月三日老中職をも辭した。

治績 忠精は少壯時代から幕府の要職に就いたので、領地に歸る機會に乏しかつたが、心は一

日も藩治を忘れず、老臣に命じて藩政上諸般の施設を爲さしめた。
天明元年(紀元二四四一)城東の山林を開拓して悠久山を經營し、蒼柴社殿を建立して、城内に祭つた忠辰の靈を移した。

長岡には船問屋の制があつて、信濃川運送の全權を掌握してゐたが、寶曆三年(忠利時代)上下流に於ける船主の間に苦情が起り、公裁に依つて其の特權を殺がれてあつたが天明八年忠精は川筋の各藩主と協議の上、其の特權を回復した。

文化五年四月藩費崇徳館を創立し、學規を定め、文政の基礎を固めた。

水腐地救濟・新田開發の爲に、西蒲原郡に於て新川開鑿及び西川底樋伏入の大土工を起し、文政三年文化十五年二月起、此間三ヶ年に工を竣つて、新たに十七ヶ村を立て、新田二百三十八町歩三千九百餘石を開いた。

文政十一年二月再び西丸老中に起用せられたが、在職三年で天保二年四月致仕退隱して白甫と號し、其の歳七月十四日江戸で病歿した、年七十二、三田濟海寺に葬つて龍徳院殿前侍從萬蓮社仁譽堂阿白甫大居士と諡した。

忠精の藝術 忠精は和漢の學に通じ、和歌は京都の冷泉家から懷紙相傳の免狀を得た。

天明七つの年睦月二日の夜、軍に出てたゞかひ凱陣の折しも、朝日のさし出るをなん夢見ぬ、覺めてつらくおもふ、かゝる事はゆめにしも限らじ、ものゝふたらん者は常在戰場といふ心をこそしほしも忘るまじき事を切に思て、うつゝに此心を詠ぜ

常在戰場の一句は牛久保の壁書の冠頭に掲げられて、長岡藩の士風を成せる一信條であるが、詩は志なりとすれば、忠精の平生の心掛が、ゆかしく察せられる。

忠精は又墨技にも長じ、其の螭龍の畫は全く其の創意に出で、變幻百態其の妙を極め、今尙「螭龍の殿様」として知られ、多くの遺墨を傳へ、扶桑名畫傳にも收められて居る。

忠精の時人材輩出し、藩老山本老迂齋を始め、高野餘慶・秋山景山・高野松陰等の巨材が出たが、文政六年に忠精は崇徳館の東隣に一樓を起して有隣亭と命名し、公暇には此等の士を伴つて時々遊ばれた。景山東岸等の記文詩賦等を讀みても、上下和樂寄托興賦して、交々献替せるさまが想はれる。

忠精は樂翁松平定信と親交頗る深く、屢々相往來して唱和交驩し、忠精の幕府の要職に就いたのも定信の推舉に依つたものである。こは兩者の性格に於て、風尚に於て、趣味に於て、相一致契合せる爲であらうが、遂に姻戚となる迄に至つた。即ち忠精の長子忠鎮の室は定信の女壽子で、忠鎮は資性謹嚴、純孝友愛の徳を具へ、鴛鴦の契り濃やかであつたが、性來病弱で家督を嗣ぐに至らず、

しが、夜も深ければ又いね、朝起出て夜の夢をおもひ出つゝ、此心をとみに忘れん事の本意なきに、言葉の拙きをいとはず、うたによみしまゝをかいつけ侍りぬ。

たゞかひの庭にあるぞと 常に只

おもふこころを たもてものこふ

僅か二十一歳で早世したので、壽子は後に忠精の養女として、越後村上藩主内藤信敦に再嫁させた。

熙々たる徳風 評者は『侯一代は、御徳全く仁の一字に在り』と言うて居る。忠精は大坂城代・京都所司代を始め幕府の要職に就いたので、多額の藩費を要したのであるから、其後財政の整理も行はれたが、決して裕かとはいへなかつたにも拘らず、悠久山の經營や、蒼柴明神社殿の造營やが、領民歡呼の間に成功し、尙忠精逝去の際儒臣伊藤東岸の哀策文に其の徳を追讀し、終りに『農夫は耒を止め、桑婦は機を下り、男女塗に盈ちて泣血交々揮ひ、擘面の哀時として起ざるなく、百身の盛人として誅びざる無し』と言へるを見ても、忠精の仁徳領内に行亘つて、閭藩哀悼せる狀が明かに察せられる。

第七節 歴代の藩主 (五)

十代 忠雅

忠雅は忠精の第四子(第一子第三子は早世、養子)で、寛政十一年(紀元二四五九)十一月十六日江戸に於て生れ、幼名を鐵藏といつた。文化十年(紀元二四七三)十二月從五位下に叙し、玄番頭に任じ、天保二年(紀元二四九一)四月十八日家督を相續して備前守となつた。同四年六月櫻田門勤番を命ぜられ、五年四月奏

忠雅の公職

所司代となる

老中となる

最初の和親條約に署名

忠雅の地位

者役となり、七年二月寺社奉行に轉ず、大鹽平八郎の亂に關する審理宜しきを得、功勞尠なからず、將軍家から褒賞を受けた。

勤王の事蹟 同十一年正月京都所司代に任ぜらる。統仁親王の立儲式を始め、將軍家から太上天皇(光格)古稀の御賀に献上せる茶室の建造・上皇の崩御・京都地方大洪水の善後等處理宜しきを得、御感淺からず、宮中より特旨を以て、光格天皇の御遺物たる三幅對の御掛物・御香爐(臺附)を賜はり、尙御内々にて種々の御下賜品もあつた、畢竟忠雅勤王の赤誠を御嘉納遊ばされたものと伺はれる。

外交上に貢獻 天保十四年十一月老中に任ぜられ筆頭阿部伊勢守正弘と心を協せて幕政の局に當つた。此頃英、佛、露、米等の船艦屢々我近海に出沒し、時局漸く艱難にして内外多事となつた。忠雅は海防掛を擔當して、施設貢獻する所多く、將軍家慶から鞍・鎧・時服を賞與せられた。

嘉永六年六月米國水師提督ペルリ來朝し、翌安政元年幕府は之と和親條約を結んだが、此事たる日本歴史上劃時代的一線であると共に、我が長岡藩主忠雅が、老中の次席として其の局に當り、條約文に署名したのは、長岡市史としても特筆すべき事である。其他燒失せる江戸城及炎上せる京都御所の修築・水戸齊昭の雪冤・旭日旗章の制定・洋式操練の採用等皆與つて力を致した。嘗て薩藩主島津齊彬が、尾州徳川慶勝に送つた書中に、『阿部も此頃は稍不評判なるが如し、牧野は少く異國の事を知ると雖、阿部を差置き十分の處置を施し難からん』と評したるは、外交上に於ける忠雅の

長岡藩も亦多事

地位を知る事が出来る。安政四年六月正弘が逝去したので、忠雅も心甚寂寥を感じ、其の九月老中を辭し、溜間詰となつた、時に年五十九。

藩治多難

此の時代長岡藩も亦極めて多事であつた。天保十一年十一月には武州川越に移封の命あり、一時は士民を不安に陥れたが、幸に翌十二年七月沙汰止みとなつた。同十四年六月長岡藩の寶庫たる新瀉濱村六百四石の上知を命ぜられ、三島郡高梨村にて同額の地を代へ與へられたのは、長岡藩の大損害となつた。天保十五年正月領内の五十嵐濱、四箇濱に百九十人の守備兵を配置したが、後増して二百六十人とした、又幕命に依つて佐渡にも守備兵二百人を派遣した。加之頻年洪水・地震・大風・大火等の災害重ねて至り、被害の復舊・窮民の救恤等に多忙を極めた。忠雅は永年幕府の公職に就き居り、且藩治上にも斯くの如く多事多難にして、年々多大の藩費を要せし爲め、藩の財政は甚だ窮乏し、一藩頗る困難に陥つたが、忠雅は老臣に命じて銳意歳入と歳出との均衡を謀らしめ、藩學崇徳館を擴張して教育の充實統一を畫し、新川を開鑿して水運を便する等實施せる事尠ならず。且巨材河井繼之助を部屋住より拔擢して、繼之助をして『流石は』と其の知遇に感激せしめたるなど、以て忠雅の凡器に非ざりしを證せらるる。

忠雅は藩主たること二十八年、安政五年八月廿三日病に依つて江戸の邸に逝去した、年六十、亦濟海寺に葬つて、常信院殿前侍從源蓮社德譽仁功有道大居士と諡した。

忠雅の事業

十一代 忠 恭

生 立

忠恭は實は三州西尾藩主松平乘寛の第三子、文政七年九月一日出生、幼名は壯之助、天保九年十二月二日(紀元二四九八)忠雅の養子となり、同十一年十二月十六日從五位下に叙し、玄蕃頭に任じ諱を忠恭と稱へた。

忠恭は夙に文武の道に勵み、學問・槍術・劍術・及威遠流砲術等皆造詣あり、部屋住の時から幕府の公職に就いた。嘉永三年十月帝鑑間詰となり、同五年十月家を續ぎ、備前守を拜す。是より奏者番・寺社奉行・京都所司代を経て、文久三年九月老中職に擧げられた。

朝幕背離

然るに世相著しく變化して、忠恭の寺社奉行勤務の半ヶ年中に、力士小柳殺傷事件・伏見の寺田屋事件・江戸東禪寺の英人殺傷事件・生麥に於ける英人の殺傷事件等が相續いて起り、且江戸市中に頻りに辻斬が行はれた。又所司代勤務の一ヶ年中には、京都は浪士の横行甚しく殆んど無政府の状態となり、公卿の擡頭に依り、卒然として所司代を無視した勅使差遣事件起り、新たに京都守護職が設置せられ、尋いで男山八幡宮に於ける攘夷の節刀授受事件あり、事毎に幕威の失墜を見、形勢日に非となるのみで、僅かに七萬四千石の封土、而かも東北邊陲の一小藩を以てして、斯る責任重き地位に立ち、紛擾の渦中に在るは策の得たるものにあらずとなし、文久三年六月所司代を辭して江戸に歸つた。

世相惡化

形勢逆轉

老中就任

外交の中心人物 九月十三日四圍の事情に餘儀なくせられて、老中に就任し、外國事務管掌を擔當して、朝廷・幕府・外國使臣の間に立ち、斡旋接衝大に努め、翌四年七月之を辭した後も、外國使臣は依然忠恭を訪うて、其の言はんとする所を訴ふるの状態で、當時忠恭は我が外交談判の中心人物であつた。併し時局益々困難となるのみであるから、河井繼之助の勸告を容れて、慶應元年四月老中職を辭した。

河井繼之助の藩政改革

河井繼之助拔擢 忠恭人を見るの明あり、微祿より河井繼之助を拔擢して之を重用し、能く信じ、

明治戊辰の役

能く任じ、繼之助をして縦横に其の手腕を揮はしめた。繼之助又知遇に感激して、一意専心、心身を忘れて盡瘁し、財政に、兵制に、將た社會改良に、其他各藩の施設に、一大改革を施し、藩政頓に振興し、遂に蕞爾たる長岡藩を以てして、薩長の雄藩を始め、三十餘藩の大軍と對抗して、幕末史の最後を飾れる一大快戦を試みて敵膽を寒からしめた。然れども運命は固より歸着すべき所に歸着し、會津藩が九月二十二日を以て降服したれば、長岡藩も亦翌二十三日降服の止むなきに至つた。是に於て鎮撫總督府の命により、忠恭は栖吉普濟寺に、當主忠訓は江戸に祖母鏡心院・妻舜子・弟忠毅・妹好子は善照寺に謹慎蟄居した。斯くて十二月に至り、朝廷の長岡藩に對する處分も結了して、謹慎を解かれ家名を立てることを許されたれば、明治三年四月上京し、優渥なる御沙汰を拜して、六年三月神祇官の職に就いたが、一ヶ年にして之を辭した。明治十一年九月一日東京に於て病歿、享年五十五、墓は濟海寺に在つて、法號は觀應院殿前待從名蓮社一譽尋聲雪堂大居士といつた。雪堂と

晩年

は慶應三年七月致仕した後の雅號である。

十二代忠訓

生立

忠訓は實は丹後宮津の藩主本莊宗秀の第二子で、天保十五年(紀元二五〇四十二月弘化と改元)八月十五日出生、安政五年(忠訓十五才)十二月忠恭に養はれ、文久元年十二月從五位下に叙し、玄蕃頭に任ず。慶應三年七月家を續いて、忠恭の二女舜子(清廉院)に配し、駿河守となつた。

大政奉還

公武調和の建言 此歳將軍徳川慶喜奏して大政を奉還し、二百六十餘年の覇權を一朝に抛ちたれば、上下唯事の意外なるに驚き、物情甚騒然、薩長等諸藩の志士此の間に暗中飛躍を試みて、朝幕

開戦

の間益乖離し、形勢頗險惡となりしかば、忠訓は河井繼之助の進言に基き、特に上洛して公武調和に關する建言書を提出したが、全く省みられず、形勢は刻一刻に切迫して、慶喜討伐軍の派遣となり、東北軍と西南軍と干戈相見ゆるに至つた。長岡藩は局外中立を守らんとしたが、其眞意は終に諒解せられず、止むなく東北軍に加はるに至つた。長岡城陥るに及び、忠訓は忠恭以下の一族と共に、會津に逃れ、尋て山形・仙臺に轉々したが、東北軍終に利あらず、各藩相前後して降伏したので、忠訓も亦降伏し、命に依つて十一月六日江戸に着し、芝山内の昌泉院に入つて謹慎した。十一月九日分家笠間藩牧野金丸に預の身となり、其邸に入つて謹慎した。十二月七日城地を沒收せられ、藩主の籍を除かれた。明治二年九月二十八日謹慎を解かれ、爾後觀山と號し、十月長岡に歸

降伏處分

晩年

り、悠々自適す。五年正月從五位に叙せらる。八年六月十六日病を以て長岡に歿す、年三十二、東神田町榮涼寺に葬り、法號を靜泰院殿心譽崇徳興仁觀山大居士といつた。

十三代 忠毅

忠毅は幼名を鏡橘といひ、忠恭の第四子である。安政六年二月十六日出生、明治元年(紀元二五二八)十二月新たに二萬四千石を賜はり長岡藩主となつた。翌二年四月上書して版籍を奉還し、六月長岡藩知事に任ぜられ、同三年十月願に依りて藩知事を免ぜられた。同時に家祿十分の一を粟米にて下賜せられ、東京在住内番所參人を命ぜられたれど、病の爲八年二月隱退し、爾來長岡に在つて悠々として殘生涯を送り、大正六年二月六日病歿す、年六十、榮涼寺に葬り、法號を淳徳院殿泰譽和光望山大居士といふ。望山は其の號である。

當主 忠篤

明治八年二月忠毅病の爲に致仕したので忠恭が再び出て家を續いだが其歿後明治十一年十月第六子忠篤が相續した。十七年七月華族に列せられて、子爵を授けられ現に貴族院議員に選ばれ頗る令聞がある。

生立
版籍奉還
の魁
晩年

第八節 長岡の藩領及御預地

領地の朱印狀

牧野家の領地は總計七萬四千餘石であるが、二代將軍秀忠の下附せる朱印狀は、

越後國古志郡百六十五ヶ村三萬五千八百石、山東郡四十七ヶ村一萬四千三百四十八石、蒲原郡七十七ヶ村二萬二千五百四十四石、以上七萬二千石、此外二千二十三石八斗餘斗餘所々開發之地都合七萬四千二十三石八斗餘目録在別紙事宛行之訖全可領知也

寛永二年十月廿三日

御朱印

牧野駿河守どのへ

然るに表高には増減はないが、上知等の事由に依つて數次朱印狀の書替があり、自然領内の村數に變動を生じた。之を概覽すると

古志郡	百六十五ヶ村乃至百八十二ヶ村
三島郡	三十七ヶ村乃至四十七ヶ村
蒲原郡	六十五ヶ村乃至七十七ヶ村

のやうの異動があつた。而して長岡藩では統治上此の領地を數ヶ組に分け、組數にも折々の變更は

領地に關
する朱印
狀

藩治上の
組分

あつたが、最後には上組、川西組、北組、枳尾組、河根川組、卷組、曾根組の七組に分割して政治を施した。今安政五年の調査に係る各村の部属を次に挙げる。

領地の組分 (括弧内の数字は戸数)

上組		上組 (古志郡、三島郡)	
千手町 (二六七)	宮内 (二五九)	宮新町 (四〇)	溝方 (四一)
攝田屋敷 (四八)	中屋敷 (一四)	蛭田新田 (八)	下條 (八二)
大石 (一二)	小島古新田 (二)	片田 (八五)	十日町 (二二七)
六日市 (八五)	白岩 (一一)	妙見 (四五)	中瀧谷 (六三)
犬茂島 (一九)	竹ヶ花 (一九)	渡澤 (三八)	猪澤 (二六)
上島 (九)	町田、土倉 (三一)	釜松 (二五三)	廣道 (一一)
柿 (八九)		豊津 (二二)	竈之巢 (一六)
		青木高畑 (四一)	横枕 (五三)
		角右衛門古新田 (五二)	山澤古新田 (一四)
		鉢伏 (五二)	青木、高畑 (四九)

川西組

上條 (三二)	大町 (八)	土合 (一〇一)
四郎丸 (一六八)	長倉 (七五)	中澤 (八九)
中澤善兵衛組 (一一)	谷内 (二四)	中澤長右衛門組 (一一)
中澤戸左衛門新田 (一五)	土合與惣兵衛新田	林新田
河内古新田	中島古川 (一五)	中島上川新田
中島市郎次新田	赤川庄右衛門 (二〇)	赤川助七古新田
赤川久七新田 (三四)	草生津 (一五五)	麻野畑新田 (二二)
左近 (二二)	左近彌右衛門 (六)	今井 (一三)
平島古新田 (二〇)	飯島善兵衛古新田 (二〇)	北野外新田
西野	高山 (一〇二)	高山向島新田 (一八)
山田新田 (六)	牛池 (五)	上山島 (六三)
三俵野 (一四)	高山外新田	横渡 (二二)
浦柄 (四七)		
水梨 (三〇)	大島 (一六)	飯島 (五三)
篠花 (三九)	青山 (二四)	前島 (八四)
青島 (三四)	南島新田	中島新田 (一〇)

村数八十五ヶ村 戸数三千四百九十五軒
川西組 (古志郡、三島郡)

深澤茂兵衛組 (六七)
 高瀬
 寺島 (二五)
 前野古新田 (九)
 鼠島古新田 (八)
 荻野古新田 (一〇)
 能下古新田
 下條 (三三)
 澤新田又市組
 銀治新田 (一三)
 弓新々田
 才津勘兵衛組 (九)
 福田 (六一)
 寶地 (二九)
 上除八郎左衛門組
 下山 (四六)
 岡村古新田 (一五)
 朝日 (四一)
 矢島新田 (二)
 五本柳古新田 (一二)
 小澤 (一〇)
 田屋 (五)
 宮關古新田 (三六)
 蓮鴻 (七六)
 下條佐治兵衛新田
 深澤五郎八組 (一〇九)
 原新田
 富岡 (四一)
 才津與右衛門 (二七)
 善助 (二六)
 富安武右衛門組 (二六)
 喜多 (七四)
 堺 (九二)
 安田 (六一)
 岩田 (四一)
 來迎寺 (二八三)
 大矢新田
 高瀬作十郎古新田
 三ッ郷屋 (一二)
 下柳 (一九)
 藤澤古新田 (一三)
 嶺山所右衛門組 (六〇)
 澤新田 (三一)
 深澤九左衛門組 (二四)
 峰新田
 福山 (二四)
 才津利右衛門 (八六)
 佐兵衛組 (二)
 富安七郎左衛門組 (一五三)
 上除 (二二)
 北山古新田 (二二)
 本大島 (二三)
 飯塚 (二〇二)
 來迎寺古新田

北組

浦 (二三八)
 中澤外新田 (四五)
 村數五十ヶ村
 戸數二千八百三十九軒
 北組 (古志郡)
 新町 (二一六)
 野崎 (二九)
 東片貝 (三七)
 宮路 (三五)
 新保 (二〇九)
 城岡外新田 (九)
 永田 (一五)
 宮下 (三六)
 中村古新田 (一九)
 大瀧新田
 高見 (一〇五)
 上村古新田 (二七)
 水穴 (一二)
 龜崎 (四三)
 道半 (九〇)
 高梨 (二〇〇)
 宮川外新田 (二五)
 出來都古新田
 成願寺 (三七)
 乙吉 (八二)
 小曾根 (七八)
 川久保外新田
 龜貝 (七六)
 富島 (一〇五)
 福島 (一九七)
 十二瀨外新田 (一五)
 下條 (二四)
 黒津 (一四五)
 大野新々田
 桂澤 (二一四)
 鳥屋脇
 川崎吉 (二二四)
 西片貝 (四二)
 麻生田 (六六)
 行保新田
 長兵衛新田
 田尻古新田
 浦瀬 (二〇七)
 福田外新田 (一六)
 稲葉 (五七)
 天神小屋 (一八)
 嘉藏新田
 嘉津保澤 (六八)
 耳取 (四五)
 川崎
 吉 (二二四)
 西片貝 (四二)
 麻生田 (六六)
 行保新田
 長兵衛新田
 田尻古新田
 浦瀬 (二〇七)
 福田外新田 (一六)
 稲葉 (五七)
 天神小屋 (一八)
 嘉藏新田
 嘉津保澤 (六八)
 耳取 (四五)

漆山 (七一)
岩淵古新田 (四)
坂下新田
市左衛門新田

四ッ屋古新田 (二四)
福井古新田 (六一)
市郎右衛門新田 (八)

百東 (八二)
大黒新田 (一三)
彌次右衛門新田 (一三)

村數五十二ヶ村

戸數二千七百二十四軒

枋尾組 (古志郡、蒲原郡杉澤村)

枋尾町 (三九三)
卷淵 (三一)
金町 (九)
天下島 (三一)
宮澤 (二八)
大川戸 (六一)
栗山 (四九)
吹谷 (五七)
菅畑惣左衛門新田 (四八)
本所 (一六)

枋尾浦 (二三)
原中子 (三)
天下島和助組 (五)
天下島善右衛門組 (六)
泉松尾 (四六)
赤谷 (八四)
赤花新田 (四)
入鹽川 (六七)
島田 (一六)
葵谷 (三五)

山屋 (一四)
金澤 (二九)
瀧下 (二四)
平柳島外新田 (一〇)
正倉 (六)
來傳 (八四)
小向 (三七)
菅畑 (六四)
今井新々田 (三)
島田八郎兵衛新田 (三一)
葎谷 (三一)

平中野俣 (二三)
鹽中 (四)
二日町 (六七)
山口 (二〇)
下出 (三五)
文納 (三七)
田井 (二七)
熱田 (三〇)
時水 (三二)
池之島 (二六)
八十刈古新田
牛ヶ嶺 (三五)
水澤 (四〇)
枋窪 (二四)
鴉ヶ島 (二三)
榆原 (四八)
五郎右衛門外新田
門松新田 (一)

九川 (二九)
鹽新田 (二一)
熊袋 (三二)
二ッ郷屋外新田 (八)
吉水 (四七)
藤右衛門新田
山崎古新田 (八)
新町 (三〇)
和明戸島外新田 (一二)
明戸島外新田 (一二)
河野古新田 (三二)
岩淵長七新田 (一)
水澤又兵衛新田
杉澤 (二〇三)
一之渡戸 (二八)
岩野外新田 (四)
大野 (五七)
木津川 (二五)

梅野俣 (二七)
上鹽 (九七)
下出 (六七)
上榎 (四一)
人面 (四一)
椿澤 (一三三)
名木野 (一二三)
池之内新田 (一一)
木尊 (三一)
太田 (六三)
神保 (三〇)
小貫 (七二)
土ヶ谷 (二三)
宮之原 (一三)
小貫忠左衛門組 (五)
悪戸川 (二二)
荷頃 (二四七)
佐野新田 (三)

比禮 (二九)
一之貝 (一九)
中藏金 (三九)
東中野侯 (二三)

比禮惣左衛門 (二)
外新田 (四三)
木山澤 (二三)
池之上新田 (一二)

輕井澤 (二九)
西之侯 (三〇)
森上 (四五)
西中野侯 (九六)

村數百三ヶ村

戶數四千百九十八軒

河根川組 (古志郡、三島郡)

李崎 (七一)
榎山助三郎古新田 (七八)
横山 (一〇四)
瓜生市郎右衛門 (二七)
道之宮 (一九)
廣野 (二六)
宮澤 (二六)
馬越 (二六)
田尻 (二六)

川袋 (七四)
榎山與次兵衛古新田 (五八)
卷島 (五八)
鷹島古新田 (五七)
片端 (一一)
高野 (八一)
南鴻新田 (五五)
古川新田 (一一)
藤川 (五五)
仁ヶ外新田 (一一)
増田古新田 (一一)

川邊古新田 (二四)
榎下 (九六)
上柳 (八)
花井古新田 (二九)
大荒戸 (七三)
片端李右衛門新田 (一一)
坂戸新田 (七六)
成澤 (一五)
吉津 (三七)
岩方 (三七)
下河根川 (四七)

瓜生 (六一)

村數三十五ヶ村

戶數千二百三軒

卷組 (蒲原郡)

粟生津 (一五六)
高木古新田 (六一)
治田新田 (二)
吉田 (五四五)
宮小路 (一九)
富永 (六七)
小島 (九)
富永十兵衛新田 (九)
下郷屋新田 (二九)
柿島 (一八)
寺町 (四九)
卷田 (三八四)
真田 (二八)

村數三十九ヶ村

戶數三千九十四軒

瓜生權六外新田 (四)
下粟生津 (一三九)
上河原古新田 (一四)
法花堂 (八二)
大島 (二六九)
米納津 (二六九)
佐渡山 (一九八)
並木 (七五)
漆山 (二七〇)
寺湯新田 (一七)
山島新田 (一六)
下和納 (四〇)
葉堂 (二四)
割前 (二四)

喜津外新田 (二)
中野 (五九)
大田 (二〇二)
本所 (三一)
野仲古新田 (九)
雀森 (二五)
大久保新田 (一五)
古志田 (二九)
川井 (六八)
榎岡新田 (一三)
赤郷 (三七)
中郷 (三七)
角海濱 (二一五)

曾根組 (蒲原郡)

曾根 (四四九)	松崎外新田 (一九)	富助郷屋 (一三)
横山外新田 (三)	布目 (四四)	福島 (七七)
稻島 (七七)	大谷外新田 (三六)	四ッ郷屋
松野屋 (一八)	中野小屋 (五五)	前野外新田 (一〇)
保古之木 (三〇)	明田 (六六)	大潟古新田 (三〇)
大關古新田 (三二)	大友 (五四)	泉 (四)
笠木 (八六)	高山 (二四)	横尾 (四三)
富出外新田 (二六)	善光寺 (四七)	簇屋 (七二)
矢島古新田 (五〇)	押付 (七九)	遠藤 (八五)
横戸 (二八)	熊谷 (六四)	五野上 (九五)
升鴻 (一四〇)	桑山 (三七)	西汰上 (三五)
東汰上 (一六)	天竺堂 (二八)	下山 (二二)
川崎郷屋 (三一)	横島 (二四)	尺木勘助外新田 (一三)
坂井 (七九)	須賀 (一八)	寺尾新田 (一八)
小針古新田 (二一)	市左衛門郷屋外 (二一)	新通外新田 (一五〇)
内野外新田	五十嵐濱 (三〇四)	中濱
中權寺古新田 (七四)	大野郷屋 (六)	青山新田 (一八)

平島古新田 (五一) 關屋古新田 (四一)
 村數五十五ヶ村 戸數三千五十軒
 合計村數四百二十八ヶ村、戸數一萬四百三軒、外三十八ヶ村藏王社へ御寄附。

地域の變更

寛政七年から安政の頃までに十回の上知若くは替地があつても、表高には變化はなかつたが、區域の一小部分には異動があつた。安政五年以後二回の上知命令が下つた。其の委細は次の通りである。

文久二戌年十二月

- (上知) 蒲原郡の内 坂井村、寺尾新田、小針古新田、市左衛門郷屋外新田、大野郷屋、青山新田、平島古新田、關屋古新田、五十嵐濱村分郷とも九ヶ村
- (受取地) 刈羽郡小國谷の内 七日町村分郷、桐澤、法坂、檜澤、法末、太郎丸、上谷新田、小國澤、島屋敷、島新田、諏訪井、小栗山、森光、原、増澤、山野田、三桶、山中、高尾

慶應四辰年二月(九月明治)と改元す

- (上知) 蒲原郡の内 五十嵐濱村分郷殘高、須賀村

三島郡の内 高梨村
刈羽郡の内 高尾村、屋中村
(受取地)刈羽郡の内 七日町村分郷殘高
蒲原郡の内 松之尾村

新賜貳萬四千石

斯くして明治維新となり、官軍に抗せし廉を以て藩領全部を沒收し、更めて古志郡の内二萬四千石を下賜せられたが、其の村名は

下條、攝田屋、定明、新町、曲方、上條、宮内、平島新田、玄蕃、左近彌右衛門古新田、左近、土合、土合與惣兵衛古新田、溝、千手町、林新田、河内古新田、中島古川、中島上川新田、中島市郎次新田、赤川庄右衛門古新田、赤川助七古新田、赤川久七古新田、草生津、大町、青木高畑、戸左衛門新田、四郎丸、西片貝、麻野畑新田、中澤村、長右衛門組、谷内、川崎、野崎、小曾根、出來都新田、浦瀬、麻生田、新町、鳥屋脇、四ッ屋、耳取、長倉、漆山、百束、岩淵新田、大黒新田、市郎右衛門新田、彌次右衛門新田、市左衛門新田、福井古新田、宮下、富島、福島、中村新田、稻葉、龜貝、永田、田尻新田、新町、新保、行保新田、三十八、下條、宮原、川久保城下、長兵衛新田、鉢伏、椿澤の一部

次で明治二年四月版籍奉還の儀を上表し、同年六月聽許の御沙汰あり、封建制度の下に於ける長岡藩は茲に全く終焉を告げた。

御預地

長岡藩の終焉

藩領は之を私領といふのであるが、公領即ち幕領の内を一時幕府から其の保管を命ぜられ、貢賦徵收の事務を委託せられる事がある、是等の土地を御預地といふ。長岡藩では享保九年忠壽の時越後に於て頸城・三島・刈羽・古志 魚沼五郡の公料六萬四千餘石の保管を命ぜられ、之を瀉町組(頸城方面)・出雲崎組(三島・刈羽・古志方面)・川口組(魚沼方面)の三部に分つて支配し、尋て之を巡視して民風の良否・土地の肥瘠等を察した。この御預地は後屢々割替を命ぜられたり、蒲原郡・岩船郡或は上州吾妻・利根兩郡の内へ變更せられたりしたが、寶曆十年忠寛の時前後約四十年にして漸く其の任務を解かれ、其の全部を高田侯及幕府の代官に引渡し了つたので、藩主は老臣等を召して慰勞の酒を賜はつた。

第九節 長岡藩實收高

表高と實收高

長岡藩の表高は、前述の如く七萬四千二十三石餘であるが、初代忠成時代新田の開發・檢地等にて多分の増收を見るに至つたので、忠成は寛永十一年(二二九四)次男武成に、三島郡の内與板村外十二ヶ村、蒲原郡の内石瀨村外十六ヶ村、合計一萬十八石餘を割きて與板に封じ、三男定成に、蒲原郡の内上和納村外十六ヶ村六千三百餘石を分ちて三根山に居らしめた。其後も引續き新田を開拓したので

新年開發

寛文四年(二三二四)忠成は新田高二萬六千四十三石七斗五升(之を古新)を書上げ、天和二年(二三四二)忠辰は同新田高一萬九千七百四十三石六斗一升三合(之を外新)を書上げたが、尙新田、新々田も出來て實收高益々増加し、嘉永元年の調査では總高十三萬六千三百三十八石餘を算し、安政五年には十四萬二千七百七十六石餘を計上し、表高に比しては殆んど倍額の實收を生ずるやうになつた。

組別の米收高(嘉永元年調)

穀は石若くは俵に、段別は畝に、金は兩に、銀は匁に、永は文に止め、以下は四捨五入した。

高	穫					村	組
	小	新	新	外	古		
物	々	田	田	新	新	本	上
成	田	高	高	田	田	途	
高	高	高	高	高	高	高	組
計	計	計	計	計	計	計	四
一九、二七石	一八石	二五石	二五石	四七石	一一、六二石	八五石	組
二〇、二五石	一〇石	一三石	一三石	一〇九石	一三、六〇石	五八石	組
二一、六二石				八七石	一三、六六石	五二石	組
				一、三五石	五、七六石		
					八七石		

收	備	入 收 の 藩							此
		永	銀	金	稗	油	小	大	
古	考								段
新									
田									
高									
一〇、六二石	考								六〇町六六畝
二、四三〇石									
二、四三〇石									
一〇、六二石	考								五七町八一畝
二、四三〇石									
二、四三〇石									
一〇、六二石	考								三五町三七畝
二、四三〇石									
二、四三〇石									

備考	入	三兩
	永銀金	九貫二三八匁
備考	入	三兩
	永銀金	四三貫七〇一匁 七貫五四六文

前記の計數には多少疑はしい點もあるが、姑らく舊記の儘に掲記した。尙之を他の年次と比較すれば

他の年次との比較

本途高	天和二年	七四、〇二四石
	此間約百年	二六、〇四四石
古新田高	寛政六年	七〇、七三八石
	此間約五十五年	一九、八八七石
外新田高	嘉永元年	七三、九四二石
	此間約六十年	二三、六四二石
年々新田高	安政五年	七三、九五三石
		二一、五二四石
小物成高		一八、六二九石
		二八、二三二石
沼高		二〇、八〇二石
		五二石
		四二〇石
		三六七石

二百
年
間
の
實
收
平
均

總計	一二九、一九〇石	一三三、六五一石	一三七、〇九八石	一四二、七七五石
----	----------	----------	----------	----------

前表を通覽すると、年に豊凶はあるが、新田の開発によつて、收納が幾分づゝ増加せるを看取せられる。更に『年々御所務目録留帳』に據つて、延寶年間から文久年間に至る、約二百年間の實收高を平均して計算すると

	最	多	最	減	平	均
延寶以後の約二百年	享保十二年	一三一、四六八俵	寛政元年	六九、九四一俵	一一二、〇七八俵	
明和以後の約百年	文政四年	一二六、二三六俵	寛政元年	六九、九四一俵	一一九、二七二俵	
文政以後の約五十年	文政四年	一二六、二三六俵	天保元年	八五、〇六一俵	一一四、九二五俵	

以上の各表を綜合して考察すると、長岡藩の實収入は平年十二萬五六千俵内外と見て大差がないらしい。

貢米以外の收納

米穀以外の收納に關しては、天保十一年川越へ移封を命ぜられた當時、長岡藩から幕府に届出た『御物成書上總計』に據るに次の通りである。

外

實
收
想
定

高百七十五石八斗六升八合

此取米五十四石六斗三升九合

田反別百四十町四反三步五分

此取米百二十六石六斗七合

畑反別二百三十六町二反一畝二十七步一分

此取米百三十一石三斗六升六合

米十七石七斗三升二合八勺

銀三十四匁

米一石

林反別七百五町九反八畝二十九步

此金二兩

金三兩二分 銀二貫三百六十二匁一厘

墨裏菰、柿澁、澁柿、葛葉、山竹、細木、成木、長木、楡役、山蠟役、新網役、入ッ目役、築役、鮭役、

川役、播場役、木鳥役、銀治役、紺屋役、定網役、木漆役、ソナ役、網役、鹽役、地子役

銀三十三貫百十三匁五分七厘

夫銀、城每木、入木、新漆、入草、入炭、雪菰、藁、糠

桂香四石五斗二升九合

細木百六十六木

給・人切起地

反 高 場

反 高 場

見 取 米

七 品 運 上

釜 年 貢

五十七ヶ村野年貢

代銀六十五匁七分二厘

代銀百三十二匁八分

竿木七十二本

入草三萬八千四百七十九把五分六厘

山蠟七十四石三斗六勺

墨裏菰四百五十八枚五分四厘

柿澁四十五石五升五合八勺

葛葉千五十三俵三分七厘

雪菰五千六百三十六枚七分三厘

繩二千三百四十九束三分四厘

糠七千二百三十七俵九分二厘

藁六萬千五百七十七束一分三厘

銀三貫九百七十一匁四分八厘

錢十二貫文

米四十三石七斗九合八勺

米二百五十六石六斗九升二合

米四百七十三石五斗九升四合

大豆三千四百五十二石二斗二升二合

大豆三十三石六斗四升八合

大豆五百五十三石二斗八升一合

油菘五百七石二斗四升四合

代銀四匁三分二厘

代銀八百三十匁八分八厘

代銀六十一貫九百十九文

代銀九十一貫六分七厘

代銀四十五貫六十二文

代銀二貫百六匁七分四厘

代銀一貫二百十四匁二分一厘

代銀二貫三百六十六匁六分三厘

代銀五貫七百九十匁三分三厘

代銀四貫百五匁一分一厘

藏 敷

冥 加 錢

冥 加 米

運 貨 拂

目 拂

延 目 大 豆 拂

油 荏 五石一斗一升
 油 荏 八十一石一斗五升四合
 小豆 四十三石三斗八升
 小豆 四斗四升六合
 小豆 六石九斗四升一合
 稗 百四石八斗五升
 稗 十六石七斗七升五合
 麻 苧 九十貫匁
 麻 殼 四萬四千七百五十二把五分
 米 三十七石四斗五升八合
 米 二千九百七十七石四斗五升八合
 米 七千九百八十六石三斗八升八合
 銀 五十七貫百十六匁九分二厘
 銀 二百三十七匁九分
 銀 七貫三百五十四匁六分四厘
 金 十五兩二分二朱
 銀 四匁七分三厘
 金 四千九百二十兩三分二朱
 銀 二十二貫五百三十三匁五分四厘

目 油 荏 拂
 目 小 豆 拂
 延 稗
 萱 生 米
 宛 人 給 米
 延 米
 長岡町入役銀
 町裏預地年貢銀
 諸職人役銀
 船道運上金銀
 新潟濱村
 湊出入役金銀

明治當初
入の藩の収

藩の常收
入

金 六十七兩三分
 銀 四貫二百五匁八分三厘
 以 上

同所諸役金銀

右の記録は固より相當の懸引はあらうが、大體を察知し得べきものと思はれる。
 明治戊辰戰役の後、牧野家は二萬四千石に減知せられ、其収入は七萬四千石當時に比して、五、六
 分の一にも足らぬ状態となつた。詳細は復興編を看よ。

第十節 藩の財政

收支の關係

長岡藩の表高は七萬四千餘石であつたが、其の後新田の開發が行はれて、寛文・天和の頃には十萬
 石となり、天保の頃には更に増して十三萬石となつたといふ。従つて藩の収納米も初めは十萬俵前
 後であつたものが、後には平作で十二萬乃至十二萬五千俵に増加した。此の収納米の外に大豆・小
 豆・油荏・稗等の小物成及び役銀・入役銀等が藩の常収入であつた。

因に長岡町、士族屋敷・御剪裁等舊長岡と稱する一圓の地は、牧野家領有の際檢地漏となつた
 爲、藩に納める年貢もなく、幕府に納める御國役と稱する公租もなかつた。其の爲長岡町の御充

金は毎年七百兩であつたといふ。

其の役銀・入役銀の總額は明確には知られないが、新潟町の藩領たりし際には約一萬兩で、其の上知後は二千兩前後に減額したやうである。由來長岡藩は表高の割合よりは實収入多く、殊に初代忠成以來簡素節儉を旨としたから、藩の財政は比較的餘裕があつて、割合に藩士の數も多く又其知行や諸給與も手厚い方だと言はれて居た。而して此の収入が如何に按排支出されたかは、記録全く散佚して調査の材料がないのである。元勘定方高橋晋平(舊名隆左衛門)翁の談によれば『曾根組・卷組即ち蒲原領高約二萬石より徴收する約三萬俵の金を以て、江戸の御幕向初め定府藩士の扶持米・諸手當を支辨し、殿様・大殿様・奥様御幕向の費用は、別に毎年豫算を以て支拂する定で、少々位の不足は追加を要求する事なく、江戸の役所から補填してゐた。残りの八萬俵が在所の公廩費や藩士の諸給與に充當せられた譯である』と。併し是では餘りに簡單で物足らぬ心地がする。

收支の趨勢

世の泰平に趨くに連れ、人心漸く遲緩し、加ふるに事端愈々繁くして支出年々増加され、而かも一旦膨脹した經費は容易に緊縮し難きに引換へ、收入の之に伴はざるは一般の免れ難き運命で、忠辰の藩主時代には高田城の請取を始め、幕府の委託事務をも處理し、且水災頻りに至るの狀況で、藩費漸く嵩みて財政稍困難となりし爲、男忠壽の結婚費用は家中高百石に付金一兩二分づゝ、郷中四千

兩、長岡町・新潟町各一千兩の上納金を二回に課賦して支辨し、又享保四年幕府から朝鮮使節の接待役を命ぜられた爲、其の費用として長岡町へ金七百兩、郷中へ金二千七百兩(高百石に付二兩三分)新潟町へ金千三百兩の御用金を命じたのであるが、此等は何れも臨時の入用に充てたもので、經常費には影響少かつたやうである。經常費の方から眺めると、延寶度に初めて儉約令を布きて一般に緊縮したる外、藩士の知行に於て約二割を減じ、領内から三回に分つて二千四百兩の御用金を徴收して補填したる如く、其の缺損は左まで大なるものでなかつた。且つ忠周時代の延享元年十一月三ヶ年分總勘定の殘金として『大判壹枚金七十六兩三分、銀四十六匁六分四厘』を、老職稻垣平助藩主代の捺印の目錄を勘定掛に交付せる書類殘存し居り、其の目錄の但書に『前々は本書をば御祐筆相認め「金銀預ヶ置者也」と申文言御直筆に被遊云々』とあるを見れば、僅少なから財政に餘裕ありしを知るべく、又但書の文句によつて殘金ありしは今回に限られたものでない事が知られる。

財政窮乏

藩財政の著しく困難を見たのは、恐らく寶曆度忠利時代以後の事であつたらしい。是より先享保十三年には藩士の知行を半減して、收支の均衡を圖つた事もあつたが、同十八年には殆んど之を復舊したのに、此の頃に至つて再び彼等の知行を減ずるの止むを得ざる苦境に陥り、寶曆五年より八年に亘り毎年儉約令を達し、且つ從來百石以下の幼少の者には十歳になるまで若干の補助金を交付し

山本精義
勘定總任

忠精以後
財政益々
困難

たる例を廢止し、同十三年には重ねて儉約の令達と共に藩士以下の衣服・音信物・諸祝儀・集會等の費用に制限を加へ、且つ百石以上の藩士に對しては役米の外米八俵三斗以上、百石以下に對しては同じく五俵以下を五ヶ年間借用の事を令するに至つた。蓋し寶曆度には大地震あり、水害あり、旱害もあり、従つて収入を減じたる上、復舊の經費や、中島に於ける施粥等窮民救恤の入費など頗る莫大にて、財政を困難ならしめた事の原因の一つであつたらうが、當局に其の人を得なかつた事が重大の因由であつたらしい。是に於て寶曆十二年には藩老山本精義(老迂齋)を勘定總取締に任じて、大に根本立直を經畫したのである。老迂齋の古法尊尙主義によつて、藩財政も幾分は釐革整理せられたが、時運は膠着を容さず、又儉約のみの一點張りにも行けず、當初の期待に添ふ程の改革は成就せなかつたやうである。

忠精其の後を承けて幕府の要路に立てる以來、忠雅・忠恭亦相次ぎて幕政に參與せる爲巨額の費用を要し、加ふるに領内を横流する信濃川の氾濫に依つて水災相次げる事、新潟港の替地、川越移封の問題等にて収入を減じた上、臨時の經費を要せし事も多く、財政は益々窮迫を告ぐるに至つた。此頃の財政の實際狀況を想察し得べき唯一の材料としては、鈴木訥史記述の「役所日記」に元治元年十月から翌慶應元年九月迄のお圖り即ち收支豫算が見えてある、左に録す。

收支豫算表の一例

丑十月より寅九月まで御圖り

其の

一米 十萬七千二百六十五俵

一大豆 五千九百四十七俵四斗

一小豆 八十六俵三斗

一油 荏 九百四十九俵一斗

一稗 二百八俵三斗

八ヶ組御取務並御貸米取立其外細々共

内

一米 七萬三千六百四十八俵

一大豆 二千五百二十俵二斗

一小豆 四俵二斗

一油 荏 千七十七俵三斗

一稗 一俵

御家中御宛行御足輕以下御給町郷中被下米其外御手當並に諸代米

一米 五千俵

一米 四千俵

古過殘米新穀にて御渡可相成分

大阪御廻米

金銀收納

油荏不足
高

一米 一萬三百六十八俵

今挽米品納候分並十一月まで御渡米

米 九萬三千三十六俵

大豆 二千五百二十俵二斗

小豆 四俵二斗

油荏 九百四十九俵一斗

種 一俵

外油荏 百二十八俵二斗

其の二

一金壹萬四千貳百四拾九兩

此米一萬四千二百四十九俵(金拾兩に付米十俵之圖)

一金四千五百八拾八兩

此大豆三千四百二十七俵二斗(右同斷大豆七俵四分七厘圖)

一金百四兩

此小豆八十二俵一斗(右同斷小豆七俵八分九厘圖)

一金百參拾九兩

此種二百七俵三斗(右同斷種十四俵八分五厘圖)

一金千七百九拾八兩

指引 御不足

金銀支出

八ヶ組諸役銀並高梨村石代金長岡町入役銀其外細々上納金共
一金四百參拾兩
御家中御貸金一ヶ年濟口

金貳萬千參百八兩

内

一金貳百八兩

一金千參百兩

一金千五百參拾貳兩壹分

一金千五百拾兩

一金參百六拾兩

一金貳萬兩

一金五千八百五拾兩

一金七千四百兩

一金五千兩

一金壹萬五千七百兩

五萬八千八百六拾兩壹分

差引參萬七千五百五拾貳兩壹分

此内金二萬四千兩

油荏代渡し

大阪爲替

芝上野初兩表細々御借金利分

公邊へ年賦上納金

細川様御無盡御掛金

江戸お雑用金

長岡お雑用金

御番所入用

江戸表臨時御借金當年御返済可相成分

長岡表不時御才覺當收納にて御返済可相成分

御不足
郷中

金三千兩
金壹萬五百五拾貳兩壹分

長岡町
元方

此時の不足金は郷中並長岡町より金二萬七千兩を才覺し、殘額金壹萬五百五十二兩一分はち金元方の負擔として、收支の均衡を保つたのである。

お金元方とは領内の富豪を百五拾石乃至二百石位の高祿で士分に取立て、「御金元方」なる役に任じ、以て財政緩急の調節を圖らしめたのである。

以上は唯收支豫算表の一例に過ぎぬが、忠精以後比年財政の窮乏を告ぐると共に、それが如何に按排せられたかを知るに足るものである。

缺損補填の方法

毎年の此の缺損不足金は如何に補填せられたかは、前記の例に依つて略々推測は出来るが、尙詳かに言へば幕府からの拜借金又は恩借金と稱するもの、御才覺金又は御貸上金と稱する領民よりの借入金、御充金又は御頼金御用金と稱する領民への賦課的納金、さては御國恩金と稱して富豪より願出でしむる献金に依つて財政の調節を謀つたのである。

幕府よりの拜借金は忠壽時代の享保十三年大火災(三藏火事)後の復舊の爲長岡城の營作料七千兩、忠周時代連年洪水の爲損毛莫大で亦七千兩を借用せるは、一時の應急處理で特例と見るべきものである

幕府よりの拜借金

が、忠精時代に至つては天明元年洪水後の缺損補填の爲五千兩、寛政四年大阪城代就任の際一萬兩京都所司代就任の際亦一萬兩、文政十二年領内大地震後の復舊費として五千兩を借用した事が記録に残つてゐる。蓋し大名が幕府の要職に就いた場合、幕府から借入金をするのは殆んど常例で、獨り長岡藩に限られたのではないが、畢竟財政の窮乏が此の前例を逐ふの止むなきに至つたので、忠雅・忠恭も亦此の例に洩れぬ譯である。併し幕府からの借入金は如何なる遺縁をしても、期通限り元利とも皆濟せねばならぬが、其の他の借金は返濟延期を命ぜられた事も一再にして止らなかつた。

御充金

町郷村より徴收する御充金。御借上金は近年頗る頻繁となれるのみならず、其の金額も亦多額に上つた。文政十三年にはち勝手向困難なりといふ故を以て、長岡町に對して例年の御充金の外金二千兩の才覺を命ぜられ、又嘉永二年には長岡町へ一萬七千兩、郷中へ六萬三千兩合計八萬兩の御頼金といふを發表せられたので、前代未聞の巨額なりとて領内を驚かした。其の理由とする所は此の際新古借財の道付をなし、以後收入以内にて經濟を計り再び借財をなさず、以て財政の根本整理を行はんとするにあつた。顧ふに連年の窮乏の爲、多額にして高利なる借金もあり、新潟上知によつて約一萬兩の收入減となり、天保十五年の大火災の復舊費を要し、江戸藩邸兩度の屋敷替費もあり、天保十一年川越移封事件等の爲不時の出費を重ねたる上、幕府の要路に立てる關係上瘦我慢ながら天保九年には江戸城西丸修繕費の内へ金三千兩同十五年には同本丸修繕費の内へ金一萬二千兩の

富豪の献
金借財の
返済延期
等

窮乏益々
甚し

お充金額
々々

献金を願出てたる事あり、其の結果として『御縁合可致様も無之』又は『御役向にも差間』ふる始末に至つたのである。(八萬兩募集に關する藩老山本帶刀左衛門發表の趣意書の要旨に依る)然れども此の八萬兩才覺に依つては年來の窮迫を整理し得ざりしと見え、其の後僅かに四ヶ年にして嘉永六年には借入金の据置・利下げ、扶持米等の借上げを依頼し、領内富豪の献金若くは借用証書の献納(所謂御國恩金)をも慫慂して功勞ありと認められた町郷村の役人には『御賞美金』といふを下賜した。

斯くあらゆる手段方法を盡して財政の調節を謀つたが、依然として窮乏の境を脱し得ず、掛り役人中辭職を願出づる者をも生じ、此の儘にては事態容易ならず、藩主忠雅深く之を憂慮し安政二年部屋住の養嗣子忠恭を歸藩せしめて、會計の實況を調査せしめ、且忠恭親ら西蒲原郡の富豪今井孫兵衛を懇諭して金五萬兩を出金せしめたるなど、形容を超越した窮状である。其の歳更に借上金の三ヶ年据置・利子の七ヶ年賦を命ぜられ、長岡町より二千七百三十五兩を借上げ、文久三年には三萬兩の出金を領内に依頼し、元治元年二回に一萬八千八百兩を課賦し、慶應二年には又々一萬兩の充金を斷行した。斯く種々の名義を以て屢々充金・借上金・献金等を強制せられては、勢民心の悪化を招來すべきは當然の歸結であるが、文久二年終に栃尾郷の一部から納炭輕減願を提出して、動もすれば暴動にも及ばんとする形勢も見えたのに、幸に吏人の理解と説諭とに依つて平穩に解決した事件の外、他に一揆の爆發等を見ざりしは上下の共慶にして、畢竟二百數十年間恩威並び行はれた善政の

効果と、醇良素材なる住民の奉公心の厚さとに依るものと認めねばならぬ。

財政の大改革

河井繼之助は元治元年閑地から出て外様吟味役となりしを振出しに、郡奉行・町奉行・評定役寄合組・奉行役加判列座を経て遂に家老から其の上席となり、戊辰の役に藩の總督にまで進んだのは、僅かに短き四年間の事に過ぎないが、此の間縦横の才幹を揮つて、目覺しき改革を藩政全般に加へ、且つさしも窮乏せる藩の財政も亦其の手に依つて整理せられたのみならず、多額の剩餘金をも見るに至つた。此の財政整理に當つて、繼之助の片腕となつて其の巨手を揮つたのは村松忠次右衛門で忠次右衛門は資性誠實、吏務に練達し、殊に財政經濟に通曉せるを以て、繼之助は在野當時から其の手腕を信じ、陰に陽に之を當路者に推薦した事も屢々であつたのである。是に於て兩人心を同うし力を協せて、財政の根本的恢復を謀り、先づ入るを計りて出るを制するの主義を取り、租稅徵收の方法を更めて、努めて収入の増加を企てたれど、不合理のものは如何に多くの収入ありとも斷然之を却けた。長岡藩の信濃川通船に對する特權即ち河稅の廢止の如き、其の一適例である。斯くして藩費には思ひ切つた大節約を加へて財計の均衡を保つに努めたが、何分負擔の巨額なるが上に、時勢日に切迫して兵備の充實甚しく急を要するを以て、藩費多端並に軍器新調の名義を以て、慶應二年五月郷中七ヶ組へ三萬兩、其の九月再び五萬兩の御用金を命じた。長岡町の分は不明なれど、從

河井繼之
助の出現

繼之助の
股肱村松
忠次右衛
門

計入制出
主義

御用金調
達

來の例によれば、兩回にて一萬二三千圓見當であつたらう。從來の御用金徴收が殆んど強制的で、痛く民意を損せる事を看取した繼之助は、今次の御用金布達に就ては頗る意を用ひ、従前の如く強壓的に出ないで、一に領民の情誼に訴へしのみならず、國家非常の場合なりとて、最先に藩の什器若干を賣却して、其の用度に充てたので、領民も藩意を諒解して進んで之に應じ、爲に豫期以上の好成績を得て、慶應三年三月には充金上納の成績を領民に報告し、又兼て今井孫兵衛より借入れた三萬兩に就いては、親しく孫兵衛に懇談して借用證書を貰ひ受けたる上、多額の献金をもさせた。斯くして舊債を整理して、さしも紊亂せる藩の財政を順調に復し、其歳末には九萬九千九百餘圓の剩餘金を生ずるに至つたので、此旨を領内に通告して庶民を安堵せしめた。然し天下の形勢は刻々に惡變し、翌慶應四年正月には遂に伏見鳥羽の戦争を惹起し、早晚一大動亂を來すべき形勢となつたので、藩廳にては更に同年二月非常御用途金として金五萬二千五百兩を郷中八ヶ組に課賦した。村松忠次右衛門(後蘆野壽と改名)は其の著『思出草』に其の後の事情を左の如く述べてゐる。

河井氏郡奉行奉職以來、心を同うし力を協せ、専ら國家富強の道を努めたり。同氏の説諭にて郷中の年季手當米も残らず上納し、先年申立の流弊の儀も悉皆改り、殊に當卯年(慶應三年)は豊作無檢見にて御取納米十三萬俵餘相納まり、隨て金銀も轉ひ集りければ、當節通用の貨幣は至て少く、銀は嵩高にして重く非常の備には不便利に付、元方へ申付け頼りに金を募り、御作事所に金壹萬兩入の箱を新造し、壹萬兩集り候へば其箱へ納め政府藩廳へ申上、御廣間御番士へ御預相成候。右之如く我等素志の通じて富國強兵の基相立候姿に立至り、其愉快難盡筆端、追々充實いたし候はば、士卒以下領民無告の者を賑郵し、専ら兵を鍊り、新潟港に於て軍艦を新造し、外國の笑侮を不受様可致杯、種々相談致置候事も有之しが、豈料らんや徳川氏大政奉還の儀に付、河

井氏の申立に依り舊主忠訓公より御建言有之候得共、誠意貫徹不致、積年の心勞も水泡に屬せしは、終身の遺憾といふべし、併長岡落城の節正金拾壹萬兩餘有之、城下は變事無覺束、其以前より枋尾組枋堀村初め所々へ預置、兩殿様初め若松へ被爲入候節、菰包に致し彈藥と唱へ差送り、戦地へも程能分配いたし置候。若松表御立退の節は、如何にも騷亂至急にして、餘程の金子紛失致候得共、長々の戦争中より奥州仙臺迄多人數立越候始末、又長岡御拜領御上京等莫大の入費聊無差支辨せしは、河井氏の功勞居多なりと云ふべし。

有名な『御家中持高増減』の大改革も、時代の趨勢に添ひ、財政を緩和する目的で、斷行せられたのである。又繼之助は古來から貧窮者救助の名目で、上納を免除する土地のあつたのを廢止して、其の徴收米を軍資金に充てる事とした。

第十一節 藩士の知行

士分の數及給與高

牧野忠成が始めて長岡城主として就封した時、上州大胡から隨從し來れる士分は二百三人外に家族であつたが、忠成を始め歴代の藩主は皆士を愛し有能の士を召抱へたので、藩士の數は年々に増加し、寛永十五年忠成時代の分限帳では二百六十人外に卒族を算し、降つて文久二年忠恭時代の『御家中總名順』に依れば其の數實に六百六十二戸に増加し、尋で一年を隔つた元治元年には少しく減じて五百八十二戸となつた。今その内譯と給與高とを次に擧げる。

二千石	一
千三百石より千百石迄	三
七百石より六百石迄	三
四百五十石より四百石迄	七
三百八十石より三百石迄	十
二百七十石より二百石迄	三
百九十石より百石迄	十
九十五石より五十石迄	百三十五
四十八石より二十五石迄	百四
二十四石より二十石迄	二百三十九
四十五人扶持から二十八人扶持迄	七
十七人扶持から五人扶持迄	二十
米十八俵より十五俵迄	五
合計 家 督分	五百八十二
此宛行高五萬二千三百十三石	家
扶持米 五百五十三人分	家
	百三
	俵

就封の當初は檢地前であつたので、藩士の宛行は前領主堀家の引付高を踏襲し、知行高二百石取り以上は古志郡内に於て地方取りとして居た。尤も一村を一家に配當せず、何れの村も四、五家づゝ入會で分配せしめしに、水旱害等の爲め、各藩士の所得米區々なるが上に、其の收入兎角不定であつたから、寛永年中家老稻垣平助以下十四名の代表者を以て願出た結果、從來の地方取りを廢し、全部一様に藏米を以て支給することに更められた。

而して其の宛行は元祿年間迄は、百石に就きて米百二十俵で比較的豊富であつたが、元祿十一年より享保十二年まで百俵となり、享保十三年には其の半額を給せられ、同じく十八年には更に四十五俵に減じ、其の後五十三俵、七十俵、四十俵、六十一俵、五十七俵等と時に依つて變更せられた。無役の者は定額より約一割を減ぜられた事もあり、七十石以下の家中には割増米の附いた時もある。

次に扶持米の一人扶持といふは一日米四合、延一合二勺、廻し四斗二升七合で、下級の石取りよりも却つて割の良い者もあつた、俵は四斗七升詰の事もあつたが、多くは四斗八升俵である。

足輕の數及給與高

足輕以下は記録を缺いて明確ではないが、舊記に散見する所を綜合すると

延寶三年 足輕數 四百六十八人

又文久年中の調には

元祿十七年	足輕數	四百四十人	内三百三十四人	諸定役
享保六年	同	四百七十二人	内三百五十一人	翔廻りの者
全	長柄數	百七人	内十二人	諸定役
全	中間數	三百六人	外五十人	翔廻りの者
全	鄉中間數	百五十餘人	外五十人	お充人江戸日用代りお抱

御筒持組御足輕方

八十三軒

十六俵給

外三人 小頭

並組御足輕方

五百七十八軒

十四俵給

外十五人 小頭

町同心

二十軒

十四俵給

御大工組

不明

十二俵給

御長柄組

三百軒

八俵給

御中間組

三百軒

七俵給

鄉御中間組

不明

六俵給

尋いで慶應年中の調によれば、足輕以下の數は千餘軒で

足輕組	米二十二俵三斗給より九俵二斗給まで	四百五十三軒
同心組	米二十二俵五斗給より十二俵二斗給まで	十九軒
大工組	高二十六石より米三俵三斗給まで	四十八軒
長柄組	米二十二俵給より七俵給まで	三百一軒
中間組	小頭二軒 高二十二石宛	三百十六軒
其他	其他米二十一俵一斗給より五俵給まで	三百三十三軒
鄉中間組	米十九俵給より五俵給まで	三百三十三軒

士分以下の知行、給米併せて七萬三四千俵であつた。因に足輕は二十五人乃至三十人を一團として之を十八組に分ち内三組八十餘家を三組衆(他は平組)と稱し、何れも參州牛久保以來隨從忠勤の家柄なれば、藩主に於ても特別の待遇を與へられ、平組は十四俵高を並給とすれども、三組は十六俵高を並給と定め、鐵砲目當の節は平組は五匁玉着衣木綿一ツ紋に限らるれど、三組は十匁玉黒羽二重一ツ紋を許され、祖先より其「通り名」を變ぜず、又三組以外へは結婚を求めなかつたと傳へらる。

紙	炭	大豆	油	糠
菰	堅和炭	青竹	荏	藁 <small>(雜穀野菜)</small>
古雪菰	大	大繩	中繩	

又士分は知行の外に其の知行に應じて宛人並に小物成を給與せられた。其種目は

眞綿 萱野 萱 麻殼 木呂(薪)

白苧杉原紙(江戸詰、婚姻等必要に應じ) 武用金
 などである。其の他江戸詰の節は定額以外に詰米を給せられ、詰中は月々扶持・扶銀をも給せられ上下の旅行には夫銀・馬代・宿泊料を、又雪中には増金を與へらる。家内の江戸引越・火難・不幸等の場合にも夫々定額の米金を下賜せられ又縁組・家作・火難・不幸等に對しても是れ又定額の米金を貸付ける定めがある。

給與の大改正

然るに慶應三年三月には、執政河井繼之助の手で、有名な秩録の改正が行はれ、百石を限界として以上は減祿し、以下は増祿した。其の大体は次の通り

河井繼之助の大改革
 減高の部

減高の部
 高二千石は 高五百石に
 高千三百石より千百石まで 高四百石
 高七百石 高三百石
 高六百石 高二百石
 高四百五十石より三百石まで 高百七十石

増加の部

增高の部

高二百八十石より二百石まで 高百五十石
 高百九十石より百五十石まで 高百三十石
 米四十五人扶持
 高百四十石より百石まで 高百石
 米三十八人扶持より二十八人扶持まで
 增高の部
 高九十七石 高百石
 高九十石より二十五人扶持まで 高九十五石
 高八十五石より八十石まで 高九十石
 高七十五石より七十石まで 高八十五石
 米二十一人扶持
 高六十七石より五十石まで 高八十石
 米十七人扶持より十四人扶持まで 高七十五石
 高四十八石より四十石まで 高七十五石
 米十三人扶持より十一人扶持まで 高七十石
 高三十八石より三十五石まで 高七十石
 高三十四石より三十石まで 高六十五石
 米九人扶持
 高二十九石より二十四石まで 高六十石
 米八人扶持より七人扶持まで 高六十石

足輕以下の給與

高二十二石より二十石まで
米十八俵以下五人扶持まで

高五十五石
高五十石

右何れも取米高百石に付四十五俵の割合を以て、又小物成は其高に應じて、従前通り給與せらるゝ事となり、又足輕以下の分は

米三十俵 (四斗入)

米二十五俵

米二十俵

足輕、中間、郷中間の各小頭

足輕組

足輕新組(小銃組、同心組を足輕新組と改む)

大工組・中間組・郷中間組の給與は従前通り。

階級制度打破の爲に下された最初の大鉦で、他に類例を見ざる一大改革と謂ふべきである。

第十二節 藩の職制

御字を冠せる呼稱

徳川幕府時代には中央でも、地方でも、階級名や職名に「御」字を加へて呼稱するものが頗る多い。此を我が長岡藩に見れば、御家老・御奉行・御用人・御留守居・大御納戸・御勘定役・御刀番・御右筆・御代官・御坊主・御扨従組・御徒士組・御足輕組・御中間組などの類である。是等は當時世上の稱呼を其の儘用ひたものであるが、以下記述するには、成るべく御字を省く事とした。

組別

家柄

藩士の階級

長岡藩では家臣を士分(俗稱御家中)と卒族とに分ち、士分は又寄合組・扨従組(大組)・徒士組(小組)の三に分かれ、大組は家老の支配、小組は奉行の支配とした。卒族は足輕組・町同心組・大工組・長柄組・中間組 郷中間組の六とし、それ〴〵支配者を置いて之を統御した。

藩士中最も門閥の高い者を家老と呼び、稻垣平助(二千石)・山本帶刀(千三百石)・稻垣太郎左衛門(千二百石)・牧野市右衛門(千百石)・牧野平左衛門(七百石)の五家が、代々襲職する慣例で、藩に於ける取扱も亦格別であつた。但し時代に依つて幾分の變更はあつたが、慶應の末年河井繼之助が百二十石の小祿より身を起し、累進して家老上席となり、終に一藩の總督となつたのは藩としては勿論、他藩に於ても殆んど類例なき事であつた。又家老に次ぐ中老・奉行は人材を登用する定めであつたが、多くは家柄に依つて之を勤め、着座家と呼ばれた。榎内藏之助・能勢三郎右衛門・疋田水右衛門の三家先家と云ふも其他重役の退職した者、或は番頭・用人等の、永く精勤した者を總括して、寄合組といふのである。大組と小組とは、大體秩祿の高下に依つて、組分せられた者だが、元來小組に在つても、才能實力が認められるれば大組入りを命ぜられるのである。

職制

舊幕時代に於ける地方各藩の政治機關は、大部分徳川幕府の職制を縮少したもので、各職員の權限にこそ差違はあるが、其の名稱に至つては殆んど同じきの奇觀がある、長岡藩の職制も亦此の例に洩れず。茲に説く所は職制の完備した時代を基礎として、其の主要なる諸役を記述する。

(一) 藩政總轄の機關

家老(五人)藩主を補佐し、藩政を總轄す、始めは老中と云つた。稻垣姓・山本姓・牧野姓の人々多く之を世襲し、秩祿は千石以上たるを要するので、以下の人が家老に任ぜられた場合には、足し高を給して千石に充たしめる。牧野平左衛門は七百石で家老に任ぜられたが、勤務中足し高三百石を給せられたのは其の一例である。慶應年中河井繼之助が家老上席を命ぜられたのは、眞に異數中の異數である。

中老(若干人)家老の次位で常置の職でない。五百石高の奉行中功勞あつても格式が違ふので、家老に昇進させ得ない者の爲に設けた職である。されば時としては之を缺いた事もある。家老格となつて用番勤務に當るときは六百石となる。

奉行(七人)三百石高以上の人々に任じ、家格は不定である。家老の補佐役である。

家老及奉行は毎月交代出仕して、執務するのであるが、其の當番者を家老にては用番と呼び、奉行に於ては月番といふ、其の勤務所を會所又は評定所^{今の互尊文庫の位地}といひ、藩主不在の時は此處に出仕し

在城の節は上の間に勤務す。會所には會所書役本^二人・同本^二格^二人・同書役^{十七}人・及雇六人ありて事務を分擔す。

大事の評決には以上三役に、關係吏員を加へて合議する、此の場合には評定役と呼び、奉行の内より評定方二人を選びて事務を專掌せしめる。外に廻り方^{二人、小組の者之を勤む}ありて、毎朝用番へ出來事を報告することを司る。外に

先家は二百五十石高で家老に直屬し奉行となるもあり又無役で終る人もある。

(二) 民政擔當

町奉行(二人、番頭兼)長岡町の行政・司法・警察等の庶務を掌り、町役人の進退を決し、時に町民の訴訟をも裁判した。

郡奉行(三人、者頭又は目附同格)鄉村の行政・司法・警察等の庶務を掌り、村役人を管し、時に村民の訴訟をも聽いた。屬僚には代官十五人あり、其分擔區域を上組及北組に各三人、枋尾組、西組河根川組、卷組に各二人、曾根組に一人と定めて巡回支配す。

宗門奉行(二人、番頭兼)もと寺社奉行といつた。神社佛寺に關する行政事務を掌る宗門改めは其の重要な職務の一つである。又之に附帶して人口戸籍に關する事務を兼ねる、下僚に宗門改役若干人がある。

盜賊奉行(二人、者頭兼)非違を警め、盜賊を檢舉する職分、士分よりは多く農工商に關する刑事事件を取扱ふ。下僚に盜賊改若干人あり。

(三) 士分監督

番頭(十一人)士分の各組に配當し、諸士の取次をなす、即ち藩主よりの令達、諸士よりの上申は皆番頭を経由し、且諸士を指揮して城中の警衛に従ふ。番頭の上に組頭がある、大組の士は家老を組頭とし、小組の士は奉行を組頭とする。

目附(五人内三人者頭格)諸士の名順・席次・忌服等に關する事務を掌り、規則の行否を監視し、士分の非違を糾弾す。

組目付(二人)目附の指揮を受けて、小組の士分を監視す。

(四) 卒族監督

持筒頭(三人)藩主の鐵砲を保管し、城門守衛を監視し、足輕頭の上位に在つて其の取次をする。足輕頭又は者頭(十五人)足輕を監視し、上司よりの命令の傳達・足輕よりの上申を取扱ひ、足輕を指揮して、城門の守衛・番所詰(番所は上除、妙見、福井、名木野、川袋に在つた)・諸役所詰・出穀見廻り・盜賊火付改・米見・山見・仲目附・駒改等の雜役を執らせた。統制上の便宜に依つて足輕を十八組(一組約二十五人)に分ち小頭を置いた。

同心頭(二人)町奉行の配下にあり、部下を指揮して、市中の警衛に當り、刑人斬首の事を行ふ。

大工頭(二人)普請奉行に従ひ、部下を指揮して、藩營の建築工事に従ふ。

長柄奉行(二人)長柄の武器を管し、長柄組を指揮して、平素は給水・掃除の雜役に服せしめ、藩主出行の行列には、長柄物を立て、之に加はらせる。

仲間頭(二人)仲間及郷仲間を統轄して、作事人夫の監督(杖突といふ)。輿丁(陸尺といふ)。物品の運搬。馬餉の供給等の雜役に従ふ。郷仲間は通常中島に居住したが、株の賣買が行はれてから近村にも居住するものを生じた。村籍を離れて勤務するのである。仲間・郷仲間共に二人づゝの小頭がある。

(五) 藩主側近の奉仕役

用人(寄合組一人 其他五人)もと御用番といつた。家老・奉行等より君侯へ上申する事項を聞す。

取次(人數不明)外來の謁見者の取次・進物の披露を行ふ。もと奏者番といつた。部下に進物番本二人。進物番十二人ありて、進物の出納・贈遺を取扱ふ。又故術傳師範(小笠原流二人)を指揮して禮儀式典の事を司る。

近習(三人)藩主に近侍し、公文書又は往復の書翰等を讀上げて、其處理を傳達する。

小姓頭(二人奉行兼)小姓十人・雇六人を監督し、藩主に侍して給仕其の他の雜役を奉仕させる。

小納戸(四人内一人御目附格)城中會計の一部を管す、君側にあれど、小姓の如く藩主に親昵するとは少い。